



これで あなたも ひとり立ち

自立のための**WORKBOOK**

指導書



知るほどと

金融広報中央委員会

The Central Council for Financial Services Information

はじめに

本書は、「これであなたもひとり立ち 自立のためのWORKBOOK」(主に高校生向けの教材)の指導書として作成いたしました。ひとり立ちのワークブックを学校の授業で使用する場合の教師用指導書として、または自習用やご家庭での話し合いの際の参考資料としてご利用ください。

「これであなたもひとり立ち 自立のためのWORKBOOK」は、ひとり立ちの過程で必要となる知識を身につけることを目的とする実践的なワークです。こうした知識には、自らの進路選択を支える経済基盤を確認することに加え、住居を選び、健康と経済的な側面に配慮した食生活を組み立てること、預金口座を開設すること、クレジットカードやインターネット取引を安全に利用することなどが挙げられます。本書では、それらの知識を習得するためのワークを行うに当たってのねらい、使い方、指導上の留意点を解説し、参考資料を掲載しています。

今日、職業・生活・人生の選択肢は多様化しています。若者は、多くの選択肢を前に、何を選び取り、どう生きたいのかを真剣に考えなければならない時代となりました。一方では、若者を狙う悪質商法も増えています。安易な道に流されて、思いがけない損失を被ったり、犯罪に巻き込まれたりしないように導いていくことが一段と求められています。とりわけ、お金に絡む事柄については、油断をしていると取り返しのつかないことになりかねないために注意が必要です。

ひとり立ちのためには、様々な情報を必要とするほか、いろいろな事柄について決断を下す必要があります。現在、ひとり立ちしているはずの社会人も意識的に検討したことのない項目が、ワークブックの中にいくつも含まれているかもしれません。これから社会を担う若者が自らの力で確かな人生を歩んでいけるように導く上で、本書がお役に立てることを祈りつつお届けいたします。

2004年(平成16年)3月

ワークブックの「電子教材」を用意いたしました。ぜひご活用ください。

2018年(平成30年)3月

金融広報中央委員会
(事務局 日本銀行情報サービス局内)

本書の最近の改訂について

高校の学習指導要領・同解説において、「生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性」「基本的な金融商品の特徴」「資産形成の視点」「資産運用」が取り上げられています。これを踏まえ、新しいワークとして『人生にかかるお金、資産形成の視点』(ワーク12)を追加しました。『リスクと資金の準備』(ワーク13)の内容も見直しました。

2023年(令和5年)2月改訂

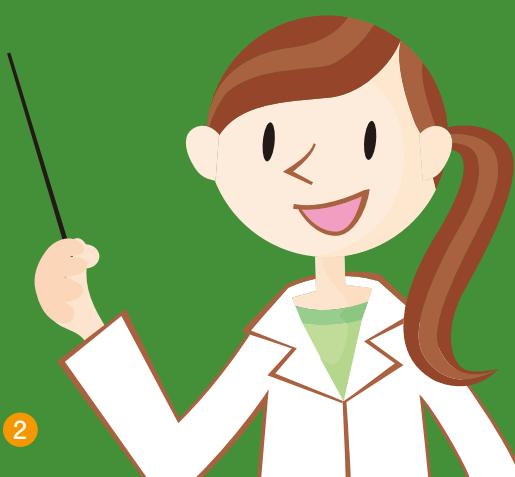
ワーク16「健康管理をしっかりと」の食事選択演習シートの各献立の価格(内食、中食、外食)を見直しました。

2024年(令和6年)1月改訂

目次

◆ひとり暮らしの自立度チェック	P.3
プロローグ 夢 実現♪！それとも…？	P.4
ワーク1 自立のための意思決定 アイデンティティ確立のために	P.8
ワーク2 私の命を育んだお金はいくら？ ゆりかごから18年	P.12
ワーク3 受験のための経済学 いくらかかる進学費用	P.14
ワーク4 社会人になるための経済学 求人票から読み取ることは？	P.18
ワーク5 ひとり暮らしの生活費 収支の合った楽しい生活	P.24
ワーク6 ひとり暮らしの部屋探し 初めての大きな契約	P.28
ワーク7 ひとり暮らしの快適空間 新生活用品はいくら？	P.34
ワーク8 カード社会の歩き方 こまめにチェック預貯金口座	P.36
ワーク9 金利と法律に強くなる カード社会の落とし穴	P.41
ワーク10 おいしい話にご用心 きっぱりはっきり断ろう	P.46
ワーク11 惡質商法とたたかう 手段はまだある	P.48
ワーク12 人生にかかるお金、資産形成の視点	P.54
ワーク13 リスクと資金の準備 どんなときでも大丈夫？！	P.70
ワーク14 起業家をめざすなら 夢をかなえる足がかり	P.72
ワーク15 デジタル化社会を生きる	P.76
ワーク16 健康管理をしっかりと かしこい食費の使い方	P.80

本文の[ワーク]表示は、高校生向け教材
「これであなたもひとり立ち 自立のための
WORKBOOK」におけるワーク番号を示す。



このチェックシートは「自立のためのワーク1~16」の学習をするための導入になるよう作成したものである。

親や家族に支えられながら、日常生活をなげなく過ごしてきた若者にとって、いざひとりで世の中に出でみると戸惑うことは多い。自分はどの程度の「自立度」を持っているのかをチェックしてみることで、今後の生活上、最低限身につけておくとよい「知識」「技術」「判断力」「実行力」は何かを知り、日頃心がけて習得していくための生活目標として活用できる。

ねらい

- 社会人入門編では社会人として経済的に自立するための職業や進路を具体化させ、社会生活での人間関係や社会情報の選択、契約の基本、政治経済の動き、企業の動向など社会問題や経済生活について関心をどの程度持っているかチェックする。
- 生活編では、ひとり暮らしをする身の回りの生活について、最低限必要な知識や技能がどれくらいかチェックする。
- 家庭経済管理編では、自分の収入に見合った支出の経済的管理運営能力とカード社会における金銭管理力がどのくらい身についているかチェックする。

使い方

- (1) ワークブックの導入として、各自で30項目を簡単にチェックし診断させる。Yesがつかない項目について、その理由や原因を考え今後の学習や行動につなげる。
- (2) 各項目について友人やグループで話し合いながらチェックさせたり、項目内容に関する情報や知識の交換をさせる。そこから「自立したひとり暮らし」に必要な生活に関する興味関心と意欲、またその行動責任と義務について認識していくとよい。
- (3) 専門用語やわからない項目については、きちんと調べて理解しておくことが大切である。

指導上の留意点

診断は、Yesが21~30項目で「免許交付」、11~20の場合は「仮免許」、0~10の場合は「再教習」と大きな刻みになっている。各「○○○編」ごとの合計数によっても診断し、自分の弱点や傾向をつかみ、今後の生活に対処していくよう指導に配慮する。

発展

- (1) 生徒自身が考える「ひとり暮らしの自立度」としては、どのような項目内容をあげるとよいか、「社会人入門編」「生活編」「家庭経済管理編」について若者の視点からあげさせる。
- (2) 若者が「経済的に自立する」ということは、具体的にどのようなことか考え、互いに発表しあいながら箇条書きで整理させる。

ねらい

このワークブックは、高校生をはじめとする青少年が、「ひとり立ちすること」・「自立すること」の意味と方法を経済生活を中心にして、実践的に理解できるように構成されている。つまり、「こども」から「おとな」への旅立ちを支援する目的を持って作られたワークブックである。

人生のメタモルフォーゼとなる青年期は、モラトリアム人間、ピーターパン・シンドロームなどと指摘されてきたように、今日、「おとなになること・おとなであること」は決して容易なことではなくなってきた。

たしかに、複雑に発達した高度な現代社会のただなかにあって、しかも自己責任を伴う競争社会のなかでの進路決定は容易なことではない。少なからざる青年たちが、いわゆる「フリーター」として立ちすくみ、親にバラサイトしながら不安とともに生き方を模索している。今や、フリーターは132万人に上るとされ(2022年)、そのすそ野は大きく広がっていると考えられる。

生活全般にわたって親がかりであった青年が、ひとり暮らしを始めるには、この社会では数々のリスクを回避しなければならない。何よりもキャリア形成システムの構築、雇用対策や起業支援等の社会的システムの整備が必要であるが、直接、社会に送り出す役目を担う学校教育にあっては、教科指導や進路指導など総力をあげて取り組むべき課題となってきた。

このワークブックは、ささやかではあるが消費者力をはじめ総合的な生活知(住居選び、食生活、金銭管理、情報セキュリティなど)を身に付けつつ、根本的には、一人ひとりの青年が納得のいく人生を選び、生き甲斐のある毎日を送ることができるようにと、自己学習ができるように構成されている。

上記の基本的な認識のもとに、プロローグではこのワークブック全体の導入として、以下の視点を踏まえた扱いが望まれる。

- ①著しく変容する社会の変化が、青年の生活やこれからの自立及び生活設計に多大な影響を及ぼしていることに気づき、積極的に自己と社会の在り方に関心を持つことができる(自己理解、関心、社会認識力、課題把握力)。
- ②自立した「おとな」になるためには、社会生活とりわけ経済生活上に生じるさまざまなるリスクを回避するための知識や判断力が必要であることに気づき、その獲得のための努力ができる(知識、理解、判断、態度)。
- ③このワークブックは、教科指導だけでなく、「総合的な学習の時間」においても活用できる。教える側が一方的に展開すると、生徒の興味が半減する恐れがある。調査、発表、シミュレーション、ロールプレイング等、学習方法を多様化し実践的な学習の工夫を期待したい(創意、工夫、情報活用力、方法的能力、問題解決力、機器活用力、参加、協力、表現、発表)。

使い方

(1) 青年期モラトリアムと社会的自立

青年期の発達課題の一つに、職業の選択とそれへの準備があげられる。そのために必要なこととして、アメリカの心理学者ハヴィガーストは、自己の適性をより深く理解すること、進路や職業に関する知識を高めること、職業観の形成を図ることなどをあげている。

職業観の形成とは、自己の適性、興味・関心、知的・身体的諸能力への理解、社会的使命感等とともに、それぞれの職業の特性や社会的意義と価値を理解し、自分にふさわしい職業を求めようとする姿勢を築き上げていくことである。同時に、現代社会が抱えている諸課題、すなわちプロローグにあるように、少子高齢化、高度情報社会化、グローバリゼーション等が及ぼす政治的、経済的、社会的諸影響などへの、幅広い関心と洞察が求められる。現代の青年の多くが消費社会の刺激に誘導され、深く自己と社会の在り方を問う機会もなく、金銭管理能力や自らの生活管理力も不充分なままに、社会的自立を迫られている。フリーターの増加原因を、不況と雇用や産業構造の変化などの外的要因に求めるだけでなく、青年期の発達課題として、主体的に職業観を形成していくとする態度を育みたい。

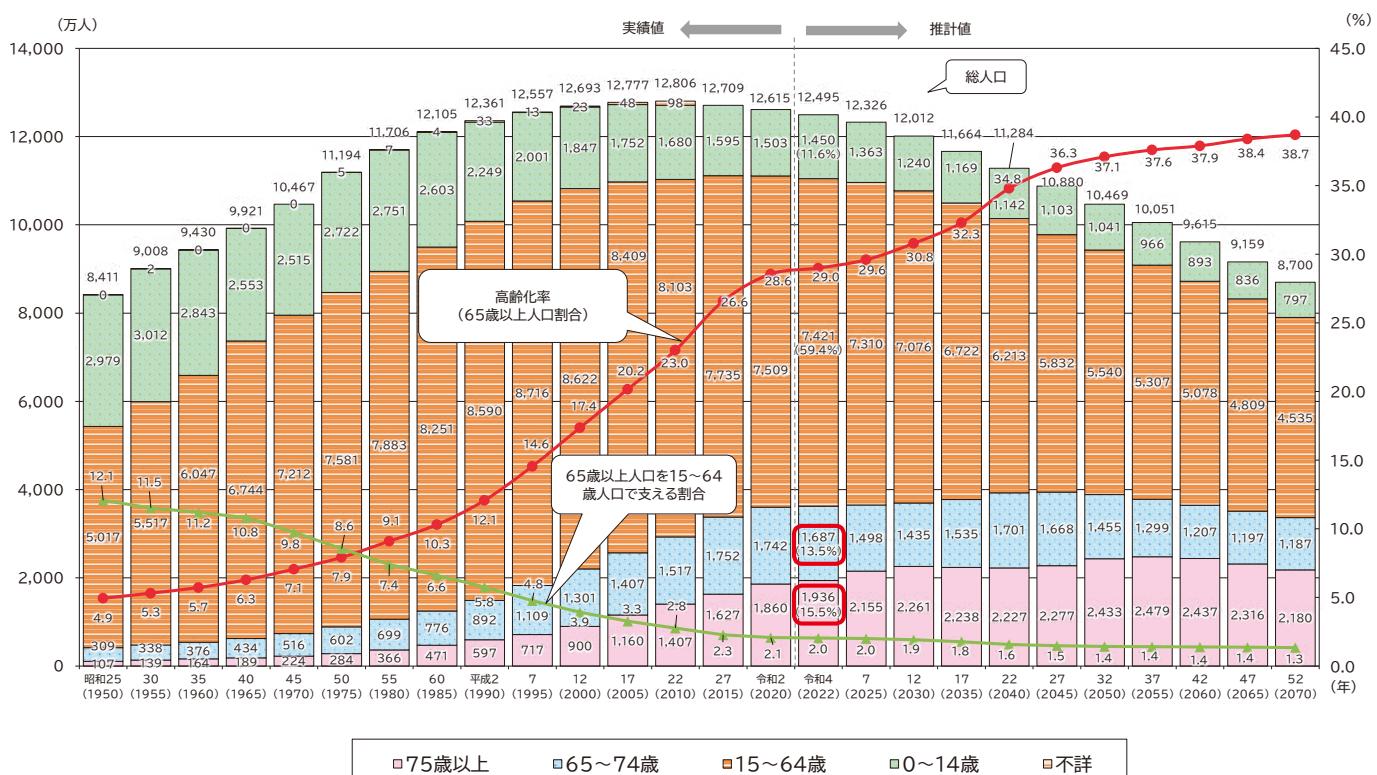
その際、職業選択の三要素の意義について触れたい。職業選択の三要素として一般に、生計の維持、社会的役割の分担(社会的連帯)、自己実現(生きがい)という三つの側面がある。これらを踏まえた現実的な将来設計の重要性と一人暮らしの経済生活上の知恵を【ワーク1】以降の作業を通じて獲得させたい。教科学習としては、公民科、家庭科、保健で青年期を扱うので、教科間の連携が大切である。

(2) 「私たちの社会はどんな社会なの？」の各項目について、以下の観点から調査する。

- a. 少子高齢社会が及ぼす影響は？ では、**資料1**から**資料4**を参考にして、次の事項を調べてみよう。
 - イ、日本の少子高齢化は他国と比べてどのような特徴や課題があるか。
 - ロ、少子高齢社会の課題の一つに世代間対立が指摘されている。どんな対立なのだろうか。
 - ハ、少子高齢化は若い世代の生活設計にどのような影響を与えると考えられるか、長期生活設計の視点から考えてみよう。
- b. 高度情報社会の課題は？
 - インターネットの普及が社会にどのような影響を及ぼしているか、次の視点から話し合ってみよう（**資料5**～**資料9**）。
 - イ、光の面と影の面
 - ロ、消費者・生活者としてどう考えるか

参考資料

資料1 高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」、2022年は総務省「人口推計」（令和4年10月1日確定値）、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

(注) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間に乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

出所：内閣府「高齢社会白書」（令和5年版）

資料2 総人口と高齢者人口及びその増加率

年	総人口 (万人)	年平均 増加率 (%)	65歳 以上人口 (万人)	年平均 増加率 (%)	高齢者 比率 (%)
1980	11,706	0.90	1,065	3.73	9.1
1985	12,105	0.67	1,247	3.21	10.3
1990	12,361	0.42	1,490	3.62	12.0
1995	12,557	0.31	1,826	4.16	14.5
2000	12,693	0.21	2,201	3.80	17.3
2005	12,777	0.13	2,567	3.13	20.1
2010	12,806	0.05	2,925	2.64	22.8
2015	12,710	-0.15	3,347	2.73	26.3
2020	12,615	-0.15	3,534	1.11	28.0

出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」（2022年版）

（注）総人口には、年齢不詳を含む。

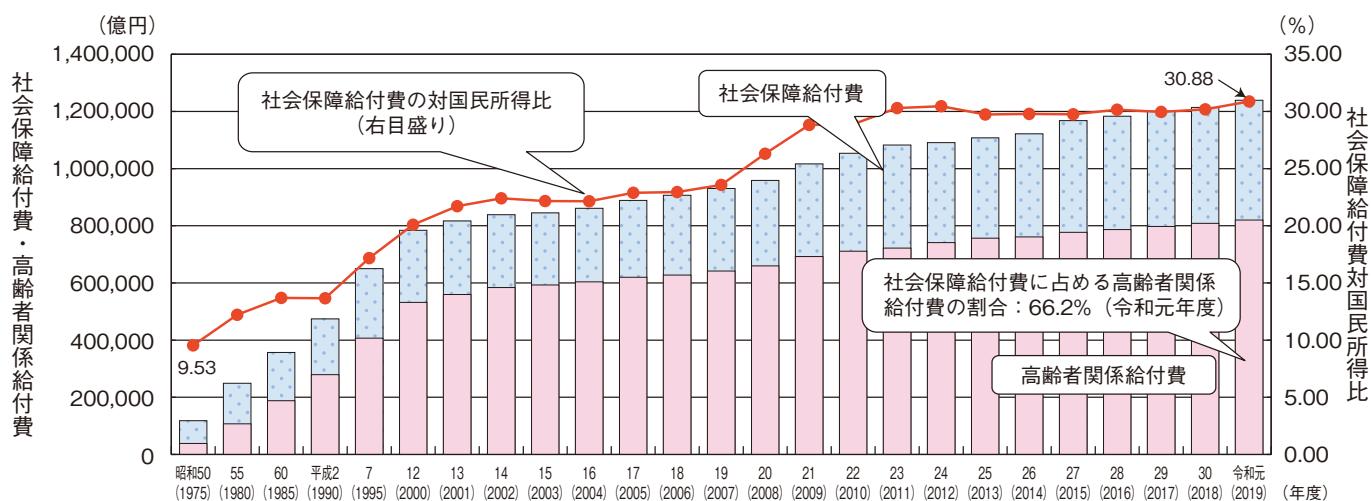
資料3 高齢者人口が総人口の7%から14%に到達するまでの年数の国際比較

国名	65歳以上人口割合（到達年次）		倍加年数（年間）
	7%	14%	
日本	1970	1994	24
ドイツ	1932	1972	40
イギリス	1929	1975	46
イタリア	1927	1988	61
アメリカ	1942	2014	72
オーストラリア	1939	2013	74
スウェーデン	1887	1972	85
フランス	1864	1990	126

出所：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」（2022年版）

（注）倍加年数は7%から14%へ要した期間。

資料4 社会保障給付費の推移

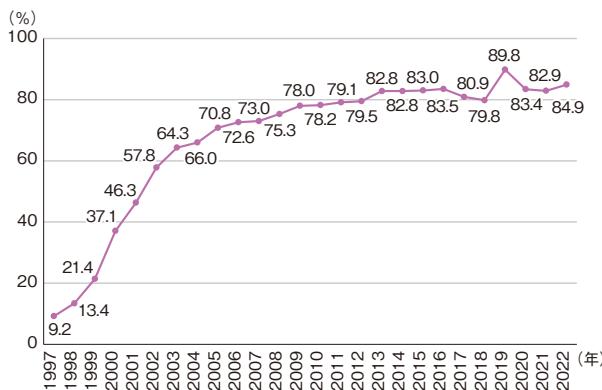


資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」

（注）高齢者関係給付費とは、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせたもので昭和48年度から集計

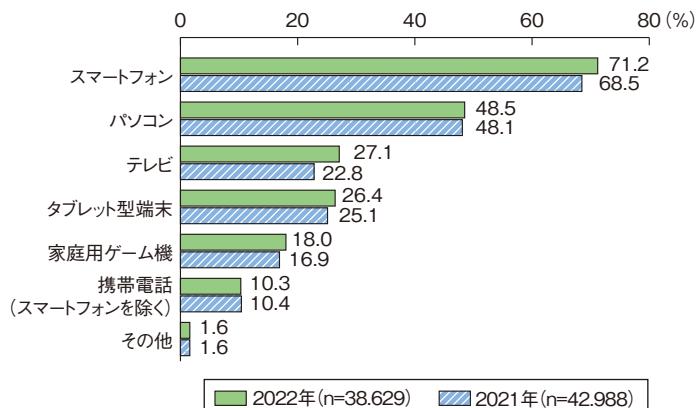
出所：内閣府「高齢社会白書」（令和4年版）

資料5 わが国のインターネット利用率(個人)の推移



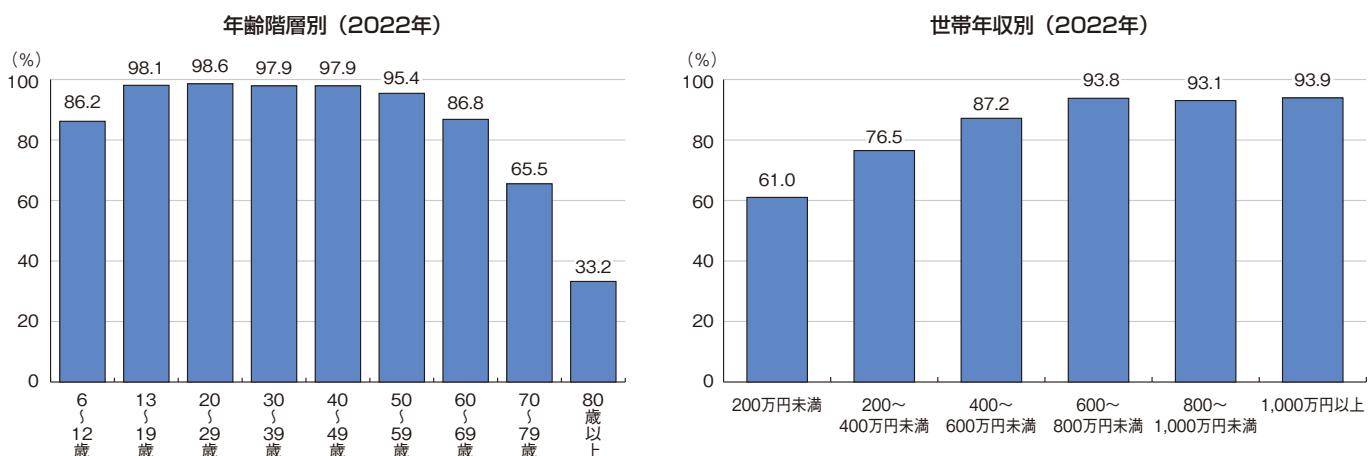
出所：総務省「情報通信白書」（令和5年版）

資料6 インターネット利用端末の種類(個人)



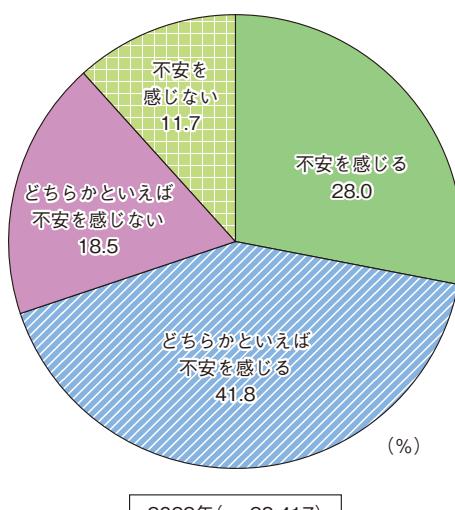
出所：総務省「情報通信白書」（令和5年版）

資料7 インターネット利用率



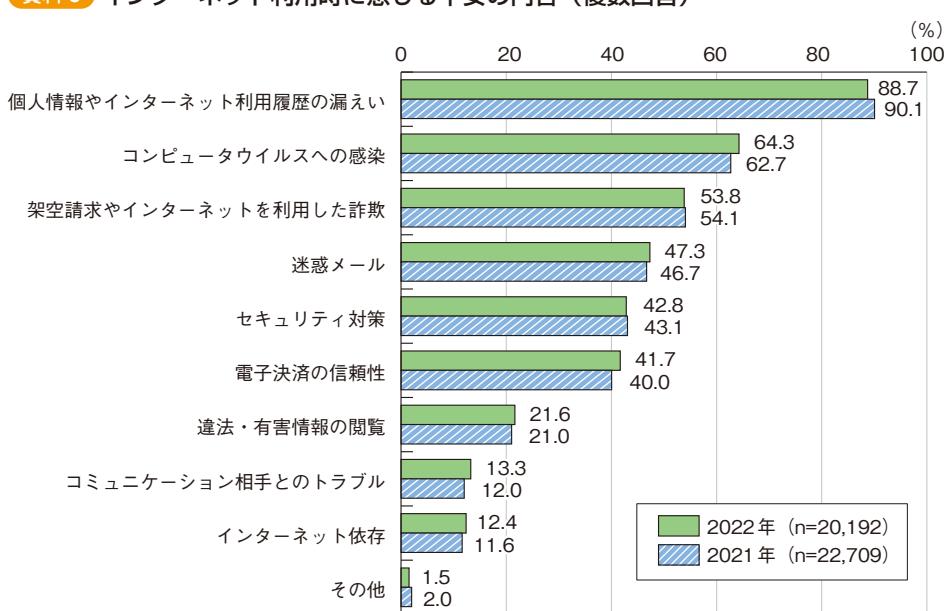
出所：総務省「情報通信白書」（令和5年版）

資料8 インターネット利用時に不安を感じる人の割合



出所：総務省「情報通信白書」（令和5年版）

資料9 インターネット利用時に感じる不安の内容（複数回答）



出所：総務省「情報通信白書」（令和5年版）

ねらい

- 高度消費社会における過剰消費を考える。自らの消費行動を点検し、主体的で合理的な金銭管理の大切さに気づく（関心、意欲、態度）。
- モノやサービスの購入にあたっては、流行や企業側の宣伝・広告だけでなく、自ら進んで情報を集め必要性を検討するなど、合理的な意思決定の重要性を自覚し行動できる（情報収集、分析、思考、判断、自覚、態度）。
- 著しく変容する現代社会の中で、どのような人生を選択するのか、社会認識を深めつつ自らの生活設計について関心を持ち、自己実現の方法を身に付ける（関心、意欲、自己理解、態度）。

使い方

- (1) **その1**について、今までに買った商品をあげ、十分活用しているか、それがほんとうに必要であったか、もう一度見直し、必要度（活用度）を5段階評価する。必要度が低かった商品の購入動機を表に記入し、一覧表を分析する。生徒間で交換し、お互いに問題点を指摘しあうことも考えられる。各自の消費行動の問題点を考え、対策として **その2** を行う。
- （発展学習） **資料1**を参考に、日本においてバレンタインデーがなぜ生まれたのか、ほんとうに必要なのか話し合ってみよう。
- （ねらい） 企業側の販売戦略がどのようなしかけで消費者を巻き込んでいるのに気づき、主体的で合理的な消費行動ができる「自立した消費者」をめざす。
- （留意点） 「主体的で自立した消費者」の意味を考え、どのような消費行動が望ましいかを話し合う。その際、「主体的」「自立した」消費行動とはどのようなことか、逆に「受動的」「依存的」消費行動とはなにか等、身近な事例をあげて考える。

大量生産下の「豊かな社会」では、広告や販売術等の「依存効果」（ガルブレイス）*を通じて、欲望は創出され続ける。生活必需品の消費としての絶対的欲望に不自由を感じない若者の多くが、流行や新商品の巧みな演出によって、際限のない相対的欲望の渦中に巻き込まれている。バレンタインデーは聖バレンチヌスの殉教日とされ、カトリックの祝日。非キリスト教国の日本では国民行事的に演出されている。企業側の販売促進戦略に注目させたい。日本チョコレート・ココア協会によると、チョコレートの年間小売金額は約6,800億円（2020年）。総務省「家計調査」の一世帯当たりのチョコレート月別支出額をみると、2月に年間の2割強が集中しており、バレンタイン用チョコレートの購入がけん引しているとみられる。

- (2) **その3**について、生産から消費さらには廃棄にいたるまで、人は意思決定（decision making）を避けて通ることはできない。衝動買いなどの消費行動も、批判的思考力に欠けた意思決定に他ならない。意思決定に当たっては、目標を明確化すること、その目標実現のためには一つの選択肢だけでなく複数用意し、それぞれの選択肢についての情報を可能な限り収集し、どの選択肢が目標実現のために最適か、優先順位（Priority）を立てること、必要に応じて情報の取捨選択（Trade off）をすることなどが大切となる。

商品選択の意思決定チャートにならい自己実現のための意思決定チャートを活用し、生徒が自分自身の人生の選択に主体性を発揮し、ライフステージをえがく努力をしなければならない時期であることを訴えて欲しい。その際、H・R担任や進路指導担当者との連携が求められている。

同時に、「夢実現のための意思決定」は、短期間にできるものではないし、してはならない。高校生活のなかで教科学習やボランティア活動、就業体験活動への参加など、あらゆる機会を通じて、自分の将来への道筋を模索していく時期でもあることを強調しておきたい。**資料5** のA子さんの例にならって、自分の将来設計を試みる。最初はほとんど記入できない生徒が多い。そのような生徒には、焦らず、しかしいい加減にしてはいけない青年期の発達課題であることを自覚させたい。

* 「依存効果」（ガルブレイス）

『豊かな社会』の著者J.K.ガルブレイスは大衆消費社会の大衆の消費行動を次のように指摘している。「ある人の消費は隣人の望みとなる。このことは、欲望が満足される過程は、同時に欲望を創り出す過程であることを意味している。満足される欲望が多ければ多いほど、新しく生まれる欲望も多い。」このように、今日の市場社会においては、欲望が欲望充足の過程に依存する関係、すなわち欲望が充足される過程そのものが、欲望を創り出す過程となる「依存効果」（Dependence Effect）が大きな力を発揮する。

自己の将来に対する安易な考え方、フリーターに多くみられることが、各種のアンケート調査結果に報告されている。

また、生徒が将来に対する不安心理からくる焦りや心配から、資格商法や家庭教師派遣、学習塾などの継続的役務提供契約でのトラブルに巻き込まれるケースも数多く報告されている。この面での情報提供も必要となっている。

(3) **その4**について、この図は経済的な視点からフリーターが直面する課題を取り上げたものである。仮に20歳で就職し、正社員として65歳の定年まで勤めた場合と、20歳から定年まで正社員を希望せず、パート・アルバイトとして過ごした場合の年収の推移をグラフにしている。正社員とフリーター（正社員以外）の45年間の年収差を累計すると6千万円を超える。どのような人生を選択するかは、各人の価値観に関わる問題ではあるが、経済的な視点を含めた多面的な検討の必要性を生徒に訴えたい。

特に、生活設計の視点から、**ワーク2**の18歳までの費用や**ワーク3**の教育費は、自分が親となった時には、子どものために準備しなければならないお金となる。それに加えて、結婚、健康保険、年金、介護保険等の費用など、シミュレーションをしながら、職業選択をすることの重要性を考えさせたい。

発展学習として、「フリーター生活の光と影」「フリーターの是非」をテーマに、ディベートをさせたい。それとともにフリーターを生み出している社会的な背景や若者の意識の問題点を明らかにし、今後、高校生としてどのような生き方・在り方が望ましいかを考えさせたい。フリーターについての下記の論点・意見や**資料2**から**資料4**を参考にして欲しい。

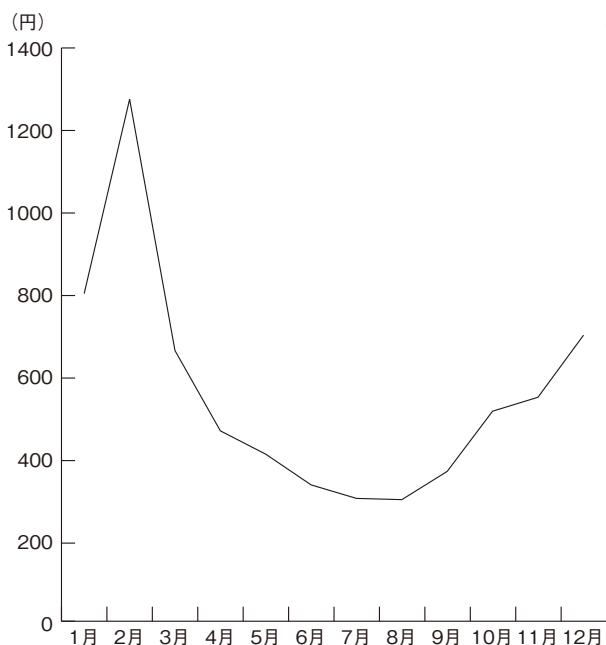
- ・フリーターの定義：「15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他の者」のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者（平成29年版「労働経済白書」P.42）。
- ・厚生労働省の「労働力調査」によると、フリーターの数は2014年以降減少を続けており、2017年は前年比2万人減の152万人となっている。
- ・すなわち、「フリーターの増加は、日本経済を担う若者の職業能力の向上に支障をきたし、経済成長の制約になることや少子化問題を深刻化させる」と指摘した「2003年版国民生活白書」の発行された時期に比べれば、事態は若干改善している。しかし、全国のフリーターや若年無業者の数は依然として相当数に上る（**資料3** 参照）。また、フリーター・ニート層の高年齢化も指摘されている。たとえば、25～34歳のフリーターの数は、2002年（91万人）と2017年（88万人）とで比べるとほとんど変わっていない（**資料4** 参照）。問題は決して解決していない。
- ・短期アルバイトのような雇用期間が極端に短い働き方にはいくつかの問題点がある。雇用保険や社会保険の適用を受けられない可能性があることがその一つである。雇用保険の適用を受けているフリーターは全体の9.3%、健康保険、厚生年金保険の適用を受けているフリーターは8.8%にすぎないと指摘もある（リクルート ワークス研究所「非典型雇用労働者調査」2001年）。
- ・フリーターは勤務形態が正社員と比べて自由度が高く、様々な職種に多様な経験ができるといわれているが、フリーターとしての職業経験は、マイナスに評価されることはあっても、高く評価されることは稀であるとされている（厚生労働省「雇用管理調査」（2004年））。
- ・若者世代は親世代のリストラや過労死などの現実を見て、親や大人の職業観に懐疑的になっている可能性がある。また、就職してもその企業における将来の地位について一貫した明るい展望を描きにくくなっていることが影響している可能性もある。就職=就社ではない道を模索している人もいるかも知れない。
- ・親世代の定年延長などの動きが、若者世代の就職難に結びついている可能性もある。
- ・政府は、2016年3月から施行された新卒者に向けた職場情報の提供を始めとして、わかものハローワークの充実や、学び直しの支援、効果的な訓練機会の提供等を通じ、マッチングの向上や正規雇用化を促進するなどの取組みを行っている。

指導上の留意点

夢や志をもって、定職に就かないで努力しようとしている生徒に、頭ごなしにフリーターを否定的に扱うと、生徒の自尊感情を傷つけることになりかねない。上記の**その4**の「経済的な視点からフリーターが直面する課題」というように、視点を明確にして扱うようにしたい。

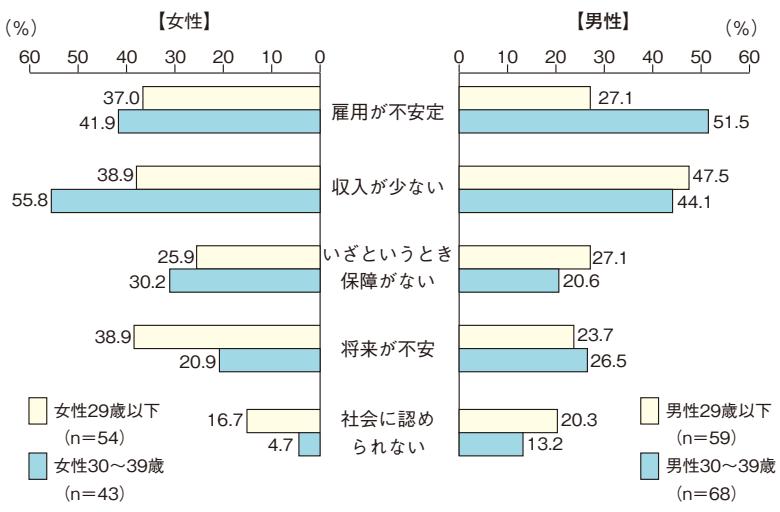
参考資料

資料1 チョコレートの1世帯当たりの月別支出金額



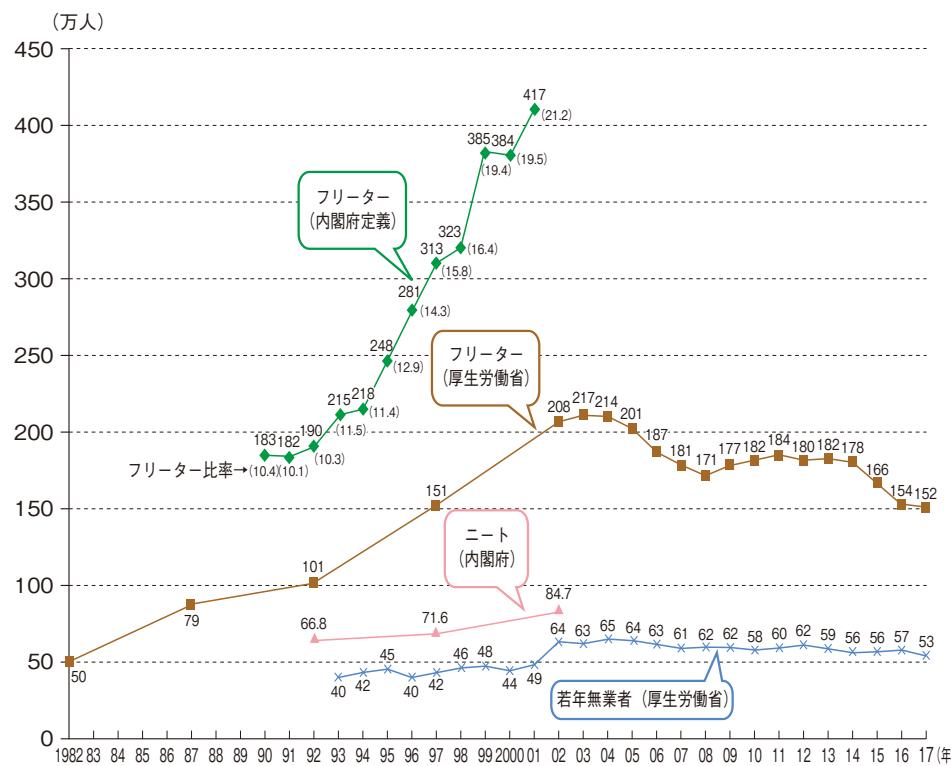
出所：総務省「家計調査」（令和3年）
(注) 二人以上の世帯、全国。

資料2 「フリーターのよくないところ」



出所：明治安田生活福祉研究所「第2回若年層の就労に関する意識調査」（2008年）
(注) フリーターの人に「フリーターのよくないところ」を尋ねたもの（回答は2つまで）。

資料3 フリーター数・ニート数の推移



出所：本川裕「社会実情データ図録」（<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/>）、厚生労働省「労働経済白書」（平成29年版）などより作成

(注) 厚生労働省のフリーターおよび若年無業者の定義は以下のとおり。

1) フリーターは、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計としている。

・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者

・完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

・非労働人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

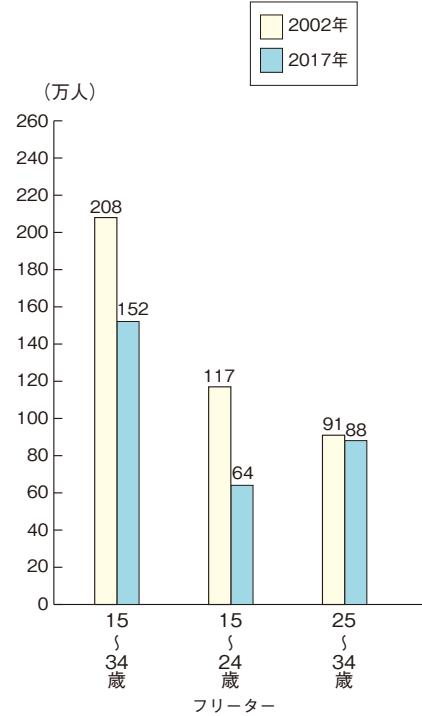
2) 若年無業者は、15～34歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者としている。

3) なお、フリーター、若年無業者について、2005年から2011年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口に切替え集計した値であり、2011年の数値は、東日本大震災による補完推計値。

・内閣府のフリーターの定義は、学生・主婦を除く15～34歳人口のうちパート・アルバイト等、あるいは無業者で仕事を希望する者。フリーター比率は学生・主婦を除く15～34歳人口のうちフリーターの割合 (%)。

・内閣府のニートの定義は、非労働人口のうち15～34歳で卒業者かつ未婚であり、通学や家事を行っていない者（家事手伝い含む）。

資料4 フリーターの人数（年齢別）



出所：厚生労働省「労働経済白書」（平成29年版）などより作成

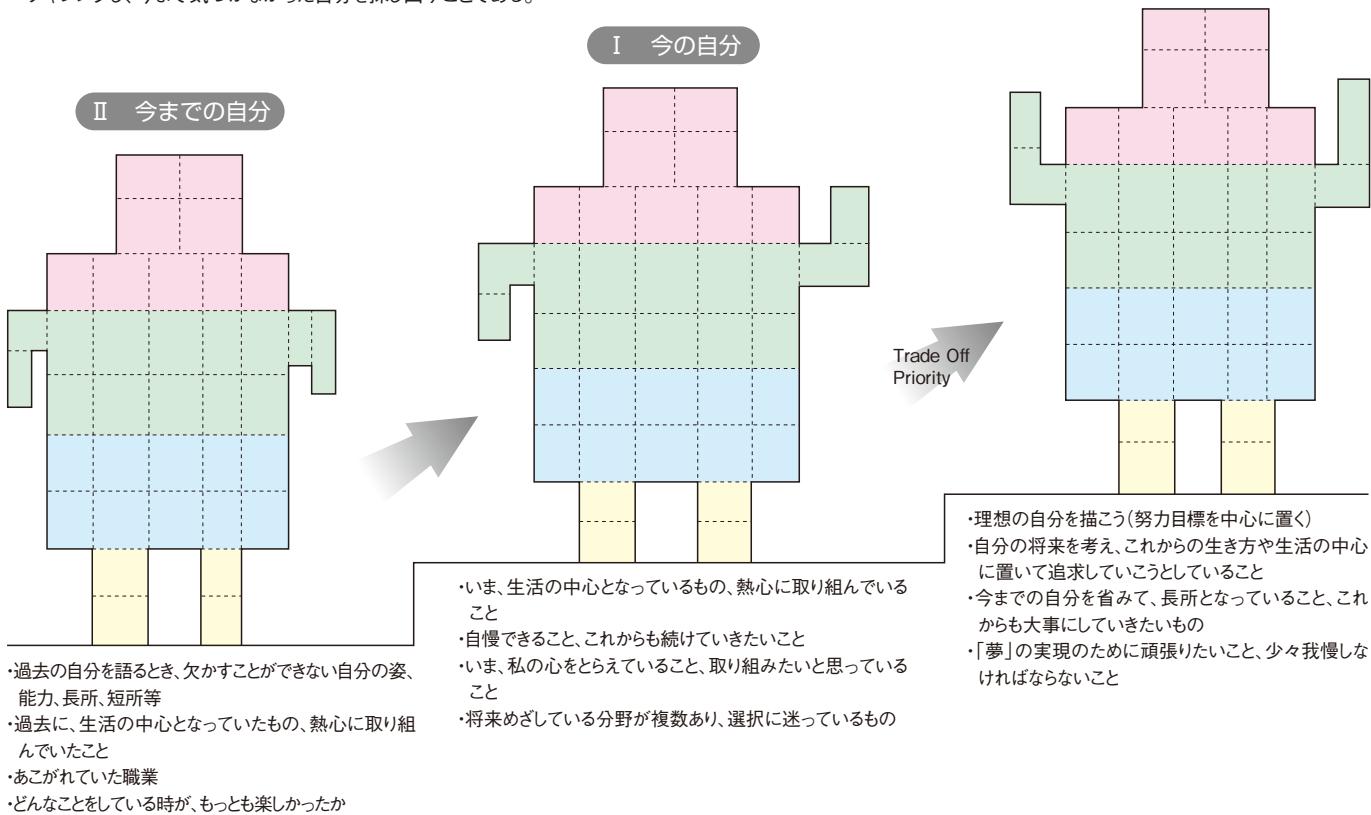
(注) 「パート・アルバイト及びその希望者」の数。

資料5 Identityの確立のために

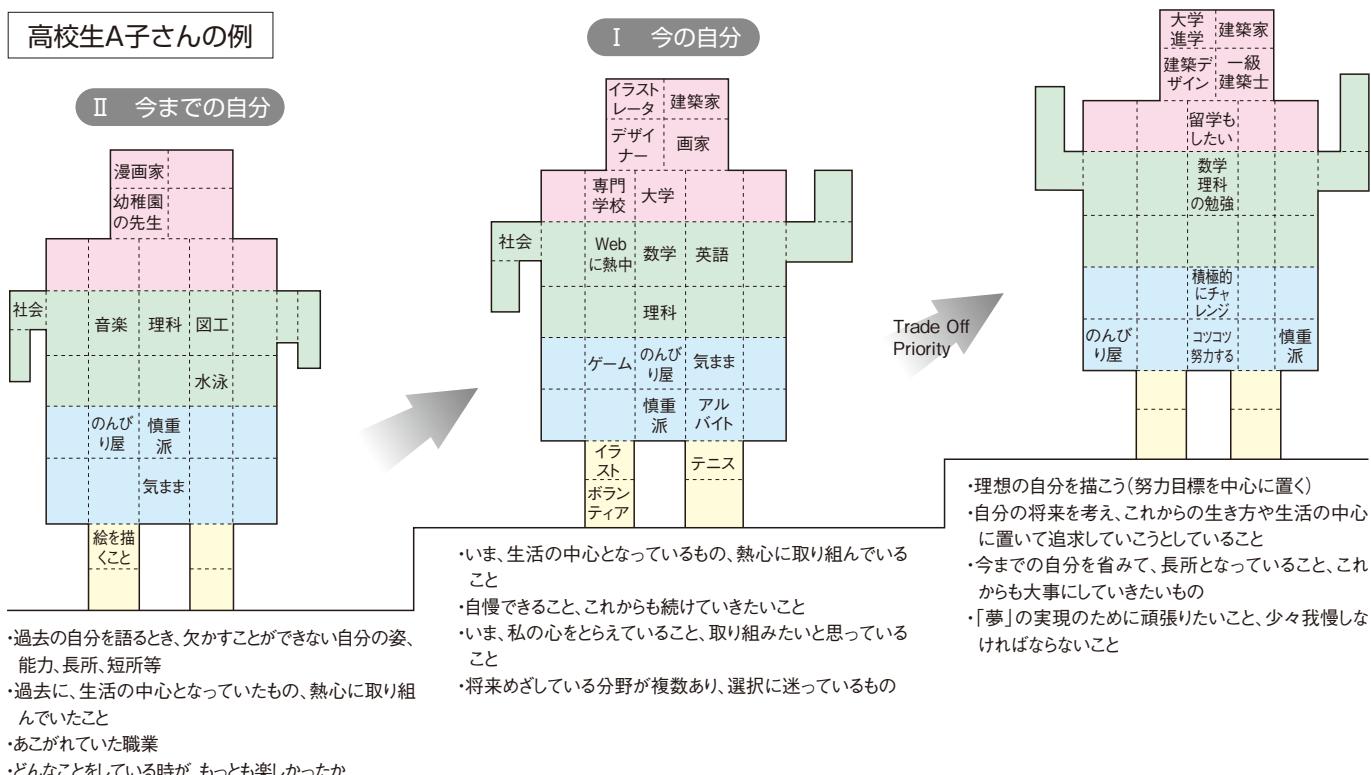
「自分探し」=自己限定=社会的自己定義に向けて

- * 急がないで、じっくりと時間をかけて、将来の自分の姿を描いてみよう。その姿が半年後に変わっていてもかまわない。大切なことは、「こんな自分なら一生懸命になれそう!」という自分に出会うこと。そのためには、いろいろなことに興味を持ち、チャレンジし、今まで気づかなかった自分を探し出すことである。

III これからの自分



III これからの自分



■ 私の夢・職業
(なれたらいいな、是非、実現したい夢)

■ 人生観・性格
(大切なこと——努力、忍耐、まじめ、チャレンジ、根性、のんびり、気まま、自由等)
(我慢強い、飽きっぽい、気分屋、行動的、慎重、じっくり型、コツコツ型等)

■ 進路・学習
(得意な教科、苦手な教科、興味、関心、意欲がわく教科等)

■ 趣味
(どんな趣味を持っていたか、持っているか、持ちたいか)

ねらい

- 生まれてから高校を卒業するまでの18年間にかかった費用を計算することにより、生活費に対する現実的な経済感覚を養う。
- 授業料及び教育費を算出することにより、授業1時間の貴重さを実感する。
- 金額の大きさへの驚きをもつことで、親から家計運営の方法について学ぶきっかけとする。

使い方

(1) 各費目ごとに18年分の金額を小計欄に書き入れる。

- ①食物費・交通通信費は1ヶ月当たりの額をもとに、1年分、18年分と計算してから、小計欄に記入する(教育費以外は全員同額となる)。
 - ②教育費は高校生各自の生活によって金額が違ってくる。保育所・幼稚園・高校の経費は **資料1**、**資料3** を参考に計算していく。高校においては、自校の授業料・学校納付金など(本書16ページの **資料7**)を調査して記入させると、もっと数値が身近なものとなる。塾や習い事の費用は、家庭で聞いてくるか、地域の相場を事前調査した資料を配布し生徒の質問に答える形で入れていくようとする。**資料5** も利用できる。
- (2) 小計1~11の全費目の総合計を出し、中央のわくに18年間の合計額を記入する。
- (3) 合計額をみて考えたことや計算途中で感じたことを、ワーク中央下の感想欄に記入する。

指導上の留意点

経費の算出根拠は以下のとおりである。

- 各費目(教育費を除く) 経費の算出根拠は、総務省「家計調査」2020年の数値。「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」の消費支出の全国平均を、同世帯人員の平均3.31人で除してもとめた(小数点以下四捨五入)。
 - 教育費目の小中学校の学校教育費は、文部科学省の「子供の学習費調査」(令和3年度)よりもとめた。
 - 住居費は、住居の消費支出(家賃地代、設備修繕・維持)に、財産購入と土地家屋借金返済(ともに実支出以外の支払)をプラスしてもとめている。
- 1人当たりの住居費の月額は、下記の数値を合計し、20,160円としている。
- | | | |
|--------------|--------------------------|---------------|
| 家賃地代、設備修繕・維持 | 5,687円 (18,824円 ÷ 3.31) |] 20,160円(月額) |
| 財産購入 | 3,112円 (10,301円 ÷ 3.31) | |
| 住宅ローン返済 | 11,360円 (37,603円 ÷ 3.31) | |
- 複雑な計算を避けるためと、現在の経済価値でとらえた方が実感しやすいと思われる所以、物価の変動などを無視して、18年間の費用を最近のデータからもとめることとした。

発展

生活行為のほとんどがお金と無縁でないことを知った生徒に、次の問いかけをする。

- (1) あなたのスマホの1ヶ月当たりの経費はいくらかかっているのか。また、それを支払っているのはだれか。
ワークの交通通信費の平均14,945円との比較や、大学生1ヶ月の電話代(本書25ページの **資料1**、**資料3**)と比較させる。無計画、無反省に使っている面はないだろうか。
- (2) 親はこのお金をどうやって捻出してきたのだろうか。
合計額があきらかになる中で、自らこの疑問をもつ生徒も多い。教育ローン、住宅ローンの話から中・長期経済設計の必要性にもふれたい。**資料1** ~ **資料7** からも、教育費と住宅購入費が大きな出費であることがわかる。

参考資料

資料1 子どもの学習費

(単位:円)

		学校教育費		学校外活動費	
		月額	年額	月額	年額
幼稚園	公立	5,096	61,156 (5,533)	7,546	90,555
	私立	11,236	134,835 (27,972)	12,013	144,157
小学校	公立	5,498	65,974 (0)	20,632	247,582
	私立	80,084	961,013 (536,232)	55,066	660,797
中学校	公立	11,029	132,349 (0)	30,730	368,780
	私立	88,446	1,061,350 (476,159)	30,648	367,776
高等学校	公立	25,772	309,261 (52,120)	16,976	203,710
	私立	62,530	750,362 (288,443)	25,340	304,082

出所：文部科学省「子供の学習費調査」（令和3年度）（）内は授業料

資料2 世帯主の年齢別にみた教育費の状況

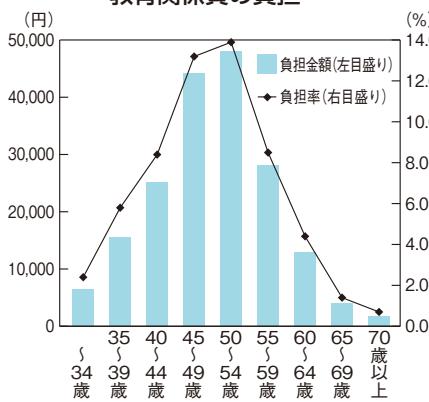
	消費支出(A) (円)	教育費(B) (円)		教育関係費(C) (円)	世帯人数 (人)
		(B/A)	C/A		
平均	305,811	16,548	5.4%	25,003	8.2%
～34歳	263,866	4,315	1.6%	6,399	2.4%
35～39歳	268,708	10,768	4.0%	15,608	5.8%
40～44歳	299,230	18,543	6.2%	25,242	8.4%
45～49歳	335,830	30,572	9.1%	44,238	13.2%
50～54歳	345,357	33,159	9.6%	48,071	13.9%
55～59歳	331,435	15,694	4.7%	28,182	8.5%
60～64歳	293,806	5,941	2.0%	12,903	4.4%
65～69歳	293,783	1,927	0.7%	4,064	1.4%
70歳以上	254,993	1,284	0.5%	1,835	0.7%

出所：総務省「家計調査」（令和2年）

（注）全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯、年平均1ヶ月の支出額。

【資料1・3の補足】2019年10月から幼児教育・保育が無償化され、3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）までの全ての子どもが対象になっている。

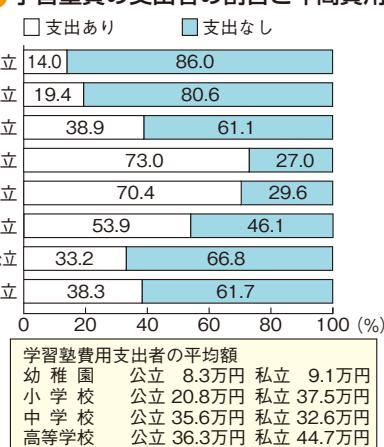
資料4 世帯主の年齢別にみた教育関係費の負担



出所：総務省「家計調査」（令和2年）

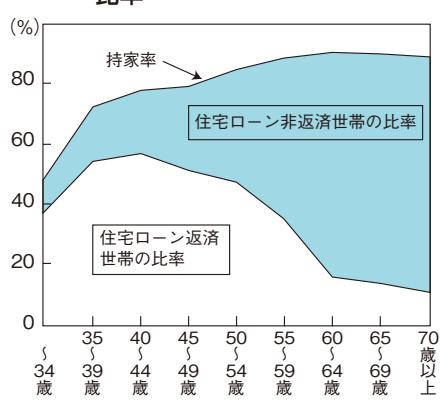
（注）全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯。

資料5 学習塾費用の支出者の割合と年間費用



出所：文部科学省「子供の学習費調査」（令和3年度）

資料6 持家率と住宅ローン返済世帯の比率



出所：総務省「家計調査」（令和2年）

（注）全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯。

資料7 勤労者世帯の住宅ローン負担

住宅ローン返済世帯

(単位:円)

	平均	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
世帯主定期収入	404,212	328,752	381,147	413,106	447,634	437,295	449,831	314,146	210,867	181,856
可処分所得(A)	564,719	502,033	543,667	564,235	601,603	601,131	605,896	455,392	433,820	463,904
消費支出(B)	315,176	253,295	269,379	305,076	349,058	360,839	335,691	305,708	268,721	270,764
黒字	249,544	248,738	274,288	259,159	252,544	240,292	270,204	149,684	165,099	193,140
金融資産純増	173,467	181,581	210,467	198,095	185,452	138,763	170,416	55,318	85,026	111,837
住宅ローン返済(C)	92,111	84,901	87,274	86,714	89,699	94,630	116,354	99,210	77,269	93,539
住宅ローン負担率(C/A)(%)	16.3	16.9	16.1	15.4	14.9	15.7	19.2	21.8	17.8	20.2
平均消費性向(B/A)(%)	55.8	50.5	49.5	54.1	58.0	60.0	55.4	67.1	61.9	58.4

出所：総務省「家計調査」（令和2年）

（注）全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯。△記号は金融資産の減少を意味する。

ねらい

- 自分の進路にかかる費用を具体的に算出することにより、現実的に必要な進学費用を早めに知り、学習意欲を高める。
- 進学を経済的に支援する様々な制度について知り、保護者と相談することで、意欲的に進学に向き合う。
- 教育資金は、長期経済設計の必要性があることを理解する。

使い方

- (1) 受験から卒業までのステップを3段階に分けて指導する。

<第1段階>受験から合格までの費用を算出する

- ①自分の希望する受験先の募集要項代や受験料、受験旅費、宿泊費、雑費を計上する。

受験料は自分で進路室や学級の資料で調べることを基本とするが印刷資料を与えてもよい(資料1)。

- ②受験旅費や宿泊費はインターネットや旅行会社資料を用いて調べる。学割使用や宿泊予約についても考えさせる。

<第2段階>合格から入学までにかかる費用

- ①自分の入学希望の学校の納付金を調べる。授業料は1年次のものを記入する。前期分の授業料を計上する場合は後期分を
その3 の授業料に加える。志望校の決定ができていない場合は 資料1 ～ 資料3 を参考に記入する。

- ②住居関連費の前家賃、礼金・敷金、仲介手数料は ワーク6 で算出した物件の経費を記入するといい。

前家賃には管理費も含める。

- ③新生活費用は、 ワーク7 で算出した家電・家財道具リストの合計金額を記入する。 資料5 の全国平均293,100円と比較してみる。

- ④引っ越し費用については住宅情報誌等にも広告が掲載されているので調べやすいが、 資料4 からおおよその経費を記入する。

- ⑤ ワーク3 の [その他の雑費] (13ページ) は、入学当初の雑費として記入する。

- ⑥教科書代については、 資料5 を参考にする。

- ⑦受験から入学までにかかる費用を合計し、親に用意をしてもらう金額を知る。

<第3段階>学生生活にかかる費用

- ①授業料は、1年次のものを除き、2年次以降の合計を記入する。

- ②仕送り費用は家族で話し合って決めた額が望ましいが、相談できない場合は 資料8 、本書25ページの 資料1 や ワーク5 も参考にして記入する。安いなアルバイト収入の見込みはしないようにする。また、免許取得や合宿費など不規則出費もある(資料6)。

- ③奨学金については、日本学生支援機構やその他の奨学金、各種教育ローンを知り、有効活用をするよう具体的に調べる(資料8)。

奨学金の返還例や教育ローンの利息について 資料8 や ワーク9 を参考とする。

- (2) 受験から卒業までの全経費を計算し、進学に関わる費用の全容を認識する。

- (3) 全経費を算出後、感想を記入する。

指導上の留意点

- (1) 進学費用のシミュレーションを行うことにより、日々の学習を見直し学習意欲が高まるよう指導する。
- (2) 費用面からもしっかりした受験計画が必要なことを理解させる。
- (3) 家庭においてもお金とのつきあい方を教える絶好の機会であるので、家庭での話し合いがスムーズにできるよう個人に応じて適切なアドバイスを心がける。
- (4) お金の面からだけのアプローチは、ややもすると進学の断念につながることもあるので注意する。
- (5) 専門学校への進学を希望する生徒には専門学校の費用を調べてもらう(東京都専修学校各種学校協会、日本学生支援機構などの公表資料が利用できる)、就職希望の生徒は ワーク4 を行うなど、適宜学校の実情に合わせて演習させる。

発展

(1) 進学先の学校の納付金合計を授業日数で除して授業の経済的価値を割り出し、高等学校と比較してみよう。

高等学校の学費については [資料7](#) の表を参考にして自分の学校の費用を使って計算するとより身近になる。授業日数には差があるが高校は180日、大学等は140日位を目安にする。

(2) 受験から卒業までの全経費を総授業日数で除して学生生活の1日の経費を割り出し、その価値について考えてみよう。

参考資料

資料1 国公・私立大の「受験料」(令和4年度の例)

大学入学共通テスト (3教科以上受験)	18,000円 (成績通知希望者は18,800円)
大学入学共通テスト (2教科以下受験)	12,000円 (成績通知希望者は12,800円)
国 立 大 (2次試験)	17,000円
公 立 大 (2次試験)	17,000~18,000円
私 立 大 (文・理系)	30,000~35,000円
私 立 大 (共通テスト利用)	10,000~30,000円 (共通テスト受験料とは別途)
私 立 大 (医・歯)	40,000~60,000円

出所：大学入試センターおよび各大学のホームページより作成

資料2 国公・私立大ほかの「初年度納付金」(令和3年度)

	授業料	入学料	施設整備費	合計
國 立 大 学	535,800	282,000	—	817,800
公 立 大 学	536,363	391,305	—	927,668
私 立 大 学	930,943	245,951	180,186	1,357,080
私 立 短 期 大 学	723,368	237,615	166,603	1,127,586
私立高等専門学校	627,065	246,753	10,195	979,013

出所：文部科学省「私立大学等の令和3年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」より抜粋

(注) 1. 国立大学の額は、国が示す標準額。
2. 公立大学の入学料は、地域外からの入学者の平均。
3. 調査学校数は、私立大学597大学、私立短期大学282大学、私立高等専門学校3校。
4. なお、私立大学の「実験実習料」、「その他」については、下記の [資料3](#) を参照。

資料3 令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）

(単位：円)

	学 部	授 業 料	入 学 料	施 設 設 備 費	実 験 実 習 料	そ の 他	総 計
文 科 系	文・教育	821,813	225,770	155,794	11,103	89,774	1,304,254
	神・仏教	770,742	221,067	154,743	2,134	58,027	1,206,712
	社会福祉	782,154	216,339	170,198	7,206	77,160	1,253,057
	法・商・経	812,758	226,215	141,447	6,461	64,726	1,251,607
	平均	815,069	225,651	148,272	8,319	75,126	1,272,437
理 科 系	理・工	1,111,240	238,432	154,990	57,433	65,279	1,627,375
	薬	1,427,708	334,717	311,125	30,766	74,125	2,178,441
	農・獣医	1,008,511	251,393	208,826	115,766	34,206	1,618,701
	平均	1,136,074	251,029	179,159	61,004	62,758	1,690,024
医 歯 系	医	2,670,071	1,340,379	1,097,202	311,091	1,629,439	7,048,182
	歯	3,267,136	599,454	631,960	604	986,055	5,485,210
	平均	2,882,894	1,076,278	931,367	200,419	1,400,106	6,491,064
そ の 他	家政	828,378	240,706	186,041	46,776	107,771	1,409,673
	芸術	1,130,319	242,414	273,410	40,273	104,576	1,790,991
	体育	839,357	250,277	210,443	43,708	97,503	1,441,287
	保健	993,583	266,006	246,452	114,532	83,167	1,703,740
	平均	969,074	254,836	235,702	78,917	93,619	1,632,148
全平均		930,943	245,951	180,186	34,462	91,423	1,482,964

出所：文部科学省「私立大学等の令和3年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」

(注) 1. 年間部の定員1人当たりの年額。597大学についての集計。
2. 医学部看護学科は「医」区分に含まず、「保健」区分に含める。

資料4 引越しに関する広告の一例

引越しは 安いほどよい

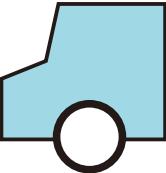
シングル女性・学生さん大歓迎!

6,000円~フリー便あります

2km~2時間以内~1階~1階
ハンガーBOX、ふとん袋
貸し出し有ります
倉庫一時預かり1ヵ月
3,000円~引受けます

都内1F→1F
8,000円より

エアコン脱着 ¥9,800~



**単身者専門
小さな引越し
全国**

- 24時間受付
- 年中無休
- 倉庫保管
- エアコン移設

☆ 基本料金☆
1R ¥8,000~
1DK ¥12,000~
2K ¥16,000~
2DK ¥20,000~
お電話下さい

経済コース

1t車 (ワンルーム)	15,000円~
2t車 (1DK~2K)	20,000円~
3t車 (2DK~3K)	27,000円~
4t車 (3DK~3LDK)	50,000円~

らくらくコース (荷造り付)

1t車 (ワンルーム)	35,000円~
2t車 (1DK~2K)	45,000円~
3t車 (2DK~3K)	63,000円~
4t車 (3DK~3LDK)	85,000円~

早期予約割引中! 年中無休

資料5 受験・入学時の費用の比較 (全国平均)

(単位: 円、有額平均値)

	自宅生	自宅外生(寮生除く)
出願をするためにかかった費用	133,900	123,100
受験のための費用	28,400	75,400
入学した大学への納付金	820,100	745,400
入学しなかった大学への納付金	285,100	279,100
合格発表や入学手続きの費用	10,100	50,300
入学式出席のための費用	15,100	43,500
教科書・教材購入費用	195,800	233,500
住まい探しの費用	—	227,700
新生活用品購入費用	89,200	293,100
引越し代・荷物の送料	—	40,400
4月分の生活費	31,700	62,000
予備の貯金	103,100	142,300
保険料・生協出資金ほか	58,500	115,900
お礼・お祝い返し・その他	31,500	30,800
合計	1,631,800	2,203,500
後期の納付予定金額	447,500	353,200

出所: 全国大学生活協同組合連合会「保護者に聞く新入生調査報告書」(2021年度)
(注) 1. 有額平均値とはゼロ円と無回答を除く平均額。

2. 各費目の金額および合計額は、「有額平均値」で表示した各々の平均額。そのため各費目の平均額を合計したものと、合計の平均額は一致しない場合がある。

資料6 日常の生活費以外で特別にかかった費用 (トップ10)

(単位: 円、有額平均値)

女 子		
1	留学	341,200
2	運転免許	269,700
3	引越し	115,300
4	海外旅行	115,100
5	耐久消費財	107,200
6	その他	88,800
7	各種スクール	68,700
8	国内旅行	42,300
9	衣料品	31,800
10	就職活動	28,600

女子
合計額
170,100

男 子		
1	留学	279,000
2	運転免許	260,300
3	海外旅行	114,800
4	耐久消費財	107,400
5	引越し	107,100
6	各種スクール	82,900
7	その他	78,100
8	国内旅行	46,200
9	就職活動	34,900
10	衣料品	29,000

男子
合計額
175,400

出所: 全国大学生活協同組合連合会「CAMPUS LIFE DATA 2020」(2021年3月)

(注) 1. 有額平均値とはゼロ円と無回答を除く平均額。

2. 2020年4月~9月の半年間の金額

資料7 高等学校(全日制)の学校教育費

(単位: 円、年額)

	公 立	私 立
学校教育費	309,261	750,362
入学金等	16,143	71,844
授業料	52,120	288,443
修学旅行費等	19,556	26,549
学校納付金等	32,805	115,808
図書・学用品・実習材料費等	53,103	64,259
教科外活動費	39,395	47,013
通学関係費	91,169	129,155
その他	4,970	7,291

出所: 文部科学省「子供の学習費調査」(令和3年度)

資料8 奨学金の種類と教育ローン

◎日本学生支援機構

(1) 奨学金の種類

第一種奨学金	無利息	(注)参照
第二種奨学金	年3%を上限とする利息付(在学中は無利息)	

(注)第一種奨学金の返還方法

「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のいずれかの返還方式を選択できる。「所得連動返還方式」は、貸与終了後の収入・所得に応じて月々の返還額が変動するため、無理なく奨学金の返還を続けていくことができる。なお、「所得連動返還方式」を選ぶ場合は機関保証(保証料が必要)となる。

(2) 学力基準と家計基準

詳しくは、日本学生支援機構のホームページを参照。

第一種奨学金(無利息)	
学力基準	家計基準の目安【4人世帯の場合】
申込み時までの高等学校等の成績の平均が5段階評価で3.5以上*	家計収入(年額)が747万円以下

*住民税(市区町村民税所得割)非課税世帯・生活保護受給世帯の生徒または社会的養護を必要とする人(児童養護施設入所者等)には、緩和された基準が適用される。

給付奨学金	返還不要の奨学金	(注)参照
-------	----------	-------

(注)制度の詳細や最新の情報については以下を参照。

・文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

・日本学生支援機構「給付奨学金案内」「奨学金早わかりガイド」

第二種奨学金(利息付)		家計基準の目安【4人世帯の場合】
学力基準	家計基準の目安【4人世帯の場合】	
次のいずれかに該当すること ①申込み時までの高等学校等の成績が学校の平均水準以上であること ②特定の分野において特に優れた資質能力を有することと認められること ③学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること	家計収入(年額)が1,100万円以下	

(3) 貸与月額

第一種奨学金 (最高月額)	区分		自宅通学者	自宅外通学者	第二種奨学金
	国公立の大学・短大・専門学校	私立大学	45,000円	51,000円	
	私立短大・専門学校		54,000円	64,000円	
			53,000円	60,000円	

(4) 申込み方法など

進学前の場合は、進学する前年に在学する学校に申し出る。進学後は、毎年春に学校で奨学生の募集を行うので、在学する大学に申し出る。

(5) 奨学金の返還

返還は、貸与が終了した翌月から数えて7か月目から始まり、毎月口座から引落とされる。

①第一種奨学金(無利息)——大学学部で貸与(48か月)を受けた場合

	通学形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還月額	返回事数(年数)
国・公立	自宅	45,000円	48ヶ月	2,160千円	12,857円	168回(14年)
	自宅外	51,000円	48ヶ月	2,448千円	13,600円	180回(15年)
私立	自宅	54,000円	48ヶ月	2,592千円	14,400円	180回(15年)
	自宅外	64,000円	48ヶ月	3,072千円	14,222円	216回(18年)

②第二種奨学金(利息付)——大学学部で貸与(48か月)を受けた場合

貸与月額	貸与総額	年利	返還予定総額	返還月額	返回事数(年数)
30,000円	1,440,000円	3.0%の場合*	1,761,917円	11,293円	156回(13年)
50,000円	2,400,000円	3.0%の場合	3,018,568円	16,769円	180回(15年)
80,000円	3,840,000円	3.0%の場合	5,167,586円	21,531円	240回(20年)
100,000円	4,800,000円	3.0%の場合	6,459,510円	26,914円	240回(20年)
120,000円	5,760,000円	3.0%の場合	7,751,445円	32,297円	240回(20年)

出所：日本学生支援機構「2022年度 貸与奨学生のしおり」をもとに作成

*第二種奨学金の年利率は上限が3%。ここではその上限を使って返還額を試算した。

◎日本学生支援機構以外の奨学金

地方自治体の奨学金	地方自治体で独自の奨学金制度を行っている都道府県・市町村がある(問い合わせ先：各自治体)。	新聞奨学金	新聞社が行っている新聞奨学金制度は販売所で働くことが条件(問い合わせ先：各新聞社)。
民間育英団体の奨学金	民間育英団体による奨学金制度は、企業や個人によって設立され、設立許可を受け奨学金の交付を行っている。 それぞれ募集にあたっては各団体の依頼を受けた学校が窓口になる。	交通遺児育英会の奨学金	(財)交通遺児育英会(問い合わせ先：03-3556-0771) ホームページ https://www.kotsuiji.com/

病気・災害自死遺児の育英制度
あしなが育英会(問い合わせ先：03-3221-0888)
ホームページ <https://www.ashinaga.org/>

※また、学校独自の奨学金制度を行っている所もある。詳しくは進学先の学校に問い合わせてみよう。

◎公的機関の教育ローン

融資の名称	取扱機関	特徴	問い合わせ先
教育一般貸付	日本政策金融公庫	●1子につき350万円*が融資限度額 ●返済期間は15年以内で、保護者の所得制限がある	0570-008656

出所：日本政策金融公庫ホームページ(<https://www.jfc.go.jp/>)より作成

*一定の要件に該当する場合は450万円

◎民間の教育ローン

JA、労働金庫のほかさまざまな金融機関による教育ローンがある。

ワーク 4

社会人になるための経済学 求人票から読み取ることは?

ねらい

- 自分の人生をしっかり考え、求人票と給与明細書の読みとり方がわかる。
- 正社員とフリーターの雇用形態や労働条件、福利厚生等の実態や賃金の違いについて考える。
- 求人票を比較することにより、賃金や働き方がイメージできる。

使い方

- (1) 求人票の各項目の読み方についてそれぞれの説明書きをよく読みとる。
就職相談室で、他社との比較をするために、事前に調査させたり、異なる内容の求人票を数種類持ち込ませ指導したりするとよい。
- (2) 会社の特徴や規模、就業時間や休日、賃金、手当、賞与、賃金形態、職種、雇用期間、作業内容、加入保険やその他の福利厚生など様々な労働条件について知る。
- (3) **その2**では、**その1**の労働契約によってもらう給与明細書を読むことにより、各項目の金額とその意味を理解する。
- (4) **その3**は自分の選択した求人票をもとに記入するが、ない場合は **その1**の求人会社（東京労働建設株式会社）で働くと仮定して、求人票と給与明細書を参考に労働条件や金額を記入する。
年収については下記のように計算する。

定期的に支払われる月給 × 12ヶ月 + 基本給 × ボーナス月数 で算出する。
(基本給+定期的に支払われる手当)

$$165,600\text{円} \times 12\text{ヶ月} + 160,600\text{円} \times 3\text{ヶ月} = 2,469,000\text{円}$$

- 手取り金額や所得税、社会保険料の金額については **ワーク5** の **その4**「収支の合った楽しい生活」のシミュレーションに記入することができる。
- (5) **その4**では **資料12**、**資料13**を配布して読ませ、それを参考に、フリーターの労働条件や解雇についてのクイズに答える。
 - (6) **その5**ではフリーターと正社員について年収、労働時間、職種等を比較し考える。
 - (7) **その6**では経済社会に自分を生かす具体策を考えながら記入する。

指導上の留意点

- (1) 求人票は高卒用のものであることを確認する。
- (2) フリーターの定義や社会的背景については本書9ページを参考にする。
- (3) 労働契約をする場合は正社員やパート、アルバイトなどの短時間労働者も労働基準法や社会保障制度の適用を受けることを理解し、その権利と責任について認識させる（**資料1**～**資料5**、**資料9**、**資料14**）。
- (4) 雇用については労働者側の経済的視点だけでなく雇用者側のニーズを知ることで、労働の経済的側面について考えさせる（**資料7**、**資料8**）。
- (5) 自分の1年間の手取り収入額は源泉徴収票等から下記のように算出できる（**資料6**）。
この収入を元にして、家計の短期計画、長期計画予算等へ応用させる。

$$\text{手取り収入額} = \text{支払金額} - \text{源泉徴収税額} - \text{社会保険料} - \text{住民税}$$

発 展

- (1) 進路室にある各社の求人票を比較することで、求人票の読み方の理解を深めよう。
またアルバイト情報誌や地域のハローワークなどもグループや個人で調査研究し、お互いに情報を発表しあう。
- (2) 「フリーターは人生を豊かにする」をテーマにディベートを展開し、社会人としての経済生活のあり方を考えよう（**資料10**～**資料14**）。
- (3) 大卒の求人票を使って **その3**と同じ演習を行い、賃金や働き方について考えよう。

参考資料

資料 1 賃金形態

賃金形態	内 容
日給月給制	毎月の給与の額は決まっているが、有給休暇以外の欠勤が生じた場合、その分を日割りで給与から差し引く方法。 日本の会社の大部分は、この日給月給制を採用している
(完全)月給制	毎月の給与の額が決まっており、欠勤しても全額支払われる
日 給 制	給与を日額で計算し、働いた日数分だけ給与が支払われる
時 間 給 制	給与を時間額で計算し、働いた時間分だけ給与が支払われる
年 傅 制	1年間の給与をあらかじめ設定し、その額を12等分以上に分けて(月に1回以上)支払う形態

出所：ハローワーク新宿ガイド、東京ハローワーク「求人票の見方」などから作成

資料 2 地域別最低賃金(令和5年度)

(単位：円)

地 域	時 間 額	地 域	時 間 額
北海道	960	大 阪	1,064
秋 田	897	鳥 取	900
宮 城	923	広 島	970
新 潟	931	高 知	897
長 野	948	福 岡	941
東 京	1,113	宮 崎	897
静 岡	984	沖 縄	896

出所：厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)より作成

資料 3 就業形態

いわゆる正社員		雇用されている労働者のうち雇用期間の定めのない者。ただし、パートタイム労働者や他企業への出向を除く
いわゆる非正社員	契約社員	特定職種に従事し、専門的能力の發揮を目的として雇用期間を定めて契約されている者
	嘱託社員	定年退職者等を一定期間再雇用する目的の契約に基づいて雇用されている者
	出向社員	他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない
	派遣労働者	「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている者
	臨時の雇用者	臨時にまたは日々雇用されている労働者で、雇用期間が1ヶ月以内の者
	パートタイム労働者	正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1ヶ月を超えるか、または定めがない者
	その他	上記以外の労働者で雇用されている者

出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成22年)より作成

資料 4 労働基準法及び労働に関連する法律

労働基準法

- 15条（労働条件通知書）労働時間、賃金、退職等といった労働条件を書面で交付する。パートタイム労働者にも適用する。
- 32条（労働時間）1日8時間以下、1週間40時間以下である（映画、保健衛生業等一部の事業を除く）。
- 34条（休憩時間）労働時間が6時間を超える場合、少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。
- 35条（休日）毎週最低1日以上、週休制がとれない場合は4週間に4日以上の法定休日となる。休日労働の場合は「休日の振替」を原則的に同一の週の中で行う。「代休」とは一般的に休日労働や長時間労働、深夜労働が行われた場合、その恩恵として他の労働日の労働義務を免除するもので

ある。

- 37条（時間外労働）時間外労働と深夜労働の割増賃金率は2割5分以上、休日労働の割増率は3割5分以上となり、2つの要素が重なった場合は加算される。
- 39条（有給休暇）労働者が6ヵ月以上働き、かつ労働日の8割以上出勤した時は、6ヵ月経過後に少なくとも10日間の年次有給休暇を与えること。

労働に関連する主な法律

- 労働組合法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働契約法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、健康保険法、高年齢者雇用安定法、育児・介護休業法

資料5 求人内容の確認とトラブル例

ここ数年、「求人票」の求人条件について応募した方とのトラブルが増えている。求人者の未確認によるものや、勘違いによるものがあるが、なかには悪質なケースも見受けられる。

1. 賃金について

- ・求人票には『賃金20～25万円』となっているが、面接では『19万円』と言われた(求人票や広告はあくまで求人に際して示された労働条件なので、面接で個別、具体的に「労働契約」をして書面を発行してもらうこと)。
- ・求人票には『日給月給制』となっているが、面接では『日給制』だった。『日給月給制』は月給制に準じたもので、『日給制』とは全く異なる。運送業や建設業でのケースが見受けられる。
- ・営業ノルマ(又は目標)を達成できなかったら、最低賃金を下回った。
- ・早出、残業しても、時間外割増が支払われない。

2. 賞与・昇給について

・求人票には具体的な金額が記入されているが、実際はここ数年間支給された実績がなかった。

出所：ハローワーク新潟「求人の申込みについて」に加筆

3. 休日・休暇について

- ・『土曜・祝日が休日』となっているが、実際には土曜・祝日が休めなかった。
- ・有給休暇が法定通り与えられない。

4. その他

- ・正社員と思い面接したら、1年更新の契約社員だった。
- ・『試用期間・無し』となっているが、実際には『試用期間が3ヶ月』あり、その間賃金は、求人票より大幅に下回っていた。また、その間社会保険に加入してくれない(就業規則や労働条件通知書で確認すること)。
- ・実在しない会社名で求人を申込んだ。
- ・採用を条件に、役員にならないか等と出資をもちかけられた(詐欺行為となったケースもあり)。
- ・不採用になってしまって、履歴書が返還されない(プライバシー保護の点でも返還してもらうとよい)。

資料6 源泉徴収票の見方について



給与所得の源泉徴収票には、1年間に支払いを受けた給与・賞与の額や各種所得控除の額(内容)及び源泉徴収税額などが記されています。



支 払 金 額		支 払 を受ける者		住 所 そ は居 所		支 払 金 額		給与所得控除後の金額		支 払 金 額		支 払 を受ける者		支 払 金 額		給与所得の源泉徴収額	
氏名 (フリガナ) 〔登録名〕	○○市△△町X-X-X-X-X	姓 (姓)	甲野 太郎	性別 (性別)	男	内 容 (内 容)	内 容	内 容 (内 容)	内 容	内 容 (内 容)	内 容	内 容 (内 容)	内 容	内 容 (内 容)	内 容	内 容 (内 容)	内 容
種 別	給与・賞与	内 容	5,000,000	千	円	3,560,000	千	円	2,320,000	千	円	63,300	千	円	内 容	内 容	内 容
(原単)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)	配偶者の額	380,000	千	円	380,000	千	円	380,000	千	円	356,000	千	円	内 容	内 容	内 容
扶養親族	扶養親族	扶養親族の数(配偶者を除く)	2	人	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容
社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	100,000	千	円	100,000	千	円	100,000	千	円	100,000	千	円	内 容	内 容	内 容
内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容
支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 扦 金 額
支 払 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額	支 扦 金 額

所得控除の額の合計額

この場合の所得控除の額の合計額は232万円となります。

基礎控除の額
48万円
配偶者控除の額
38万円
扶養控除の額
76万円

(扶養親族
 $38\text{万円} \times 2$)

社会保険料等の金額
60万円
生命保険料の控除額
10万円

合 計 232万円

所得控除の額の合計額とは、配偶者(特別)控除、扶養控除、生命保険料控除などの額の合計額のことです。

源泉徴収税額

課税所得金額に税率を適用し、所得税額を算出します。
所得税額は「令和3年分所得税の税額表」で求めます。



甲野太郎さんの課税所得金額は

$$(給与所得の金額) - (所得控除の金額) = (課税所得金額)$$

$$356\text{万円} - 232\text{万円} = 124\text{万円}$$

したがって所得税額は

$$(課税所得金額) \times (\税率) = (\所得税額)$$

$$124\text{万円} \times 0.05 = 6\text{万}2,000\text{円}$$

甲野太郎さんの所得税及び復興特別所得税の額は

$$(所得税額) + (復興特別所得税額)$$

$$6\text{万}2,000\text{円} + (6\text{万}2,000\text{円} \times 2.1\%)$$

$$= 6\text{万}3,300\text{円}$$

給与所得控除後の金額

この場合の
給与所得控除後
の金額は、
356万円となり
ます。



給与所得控除後の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」(所得税法別表第五)を使用して算出します。

給与等の 収入金額	給与所得 控除額	給与 所得 控除後の 金額
300万円	98万円	202万円
500万円	144万円	356万円
700万円	180万円	520万円
1,000万円	195万円	805万円
1,200万円	195万円	1,005万円

(注)給与の収入金額が850万円を超える場合、給与所得控除額に上限額(195万円)が設定されています。

令和5年分所得税の税額表

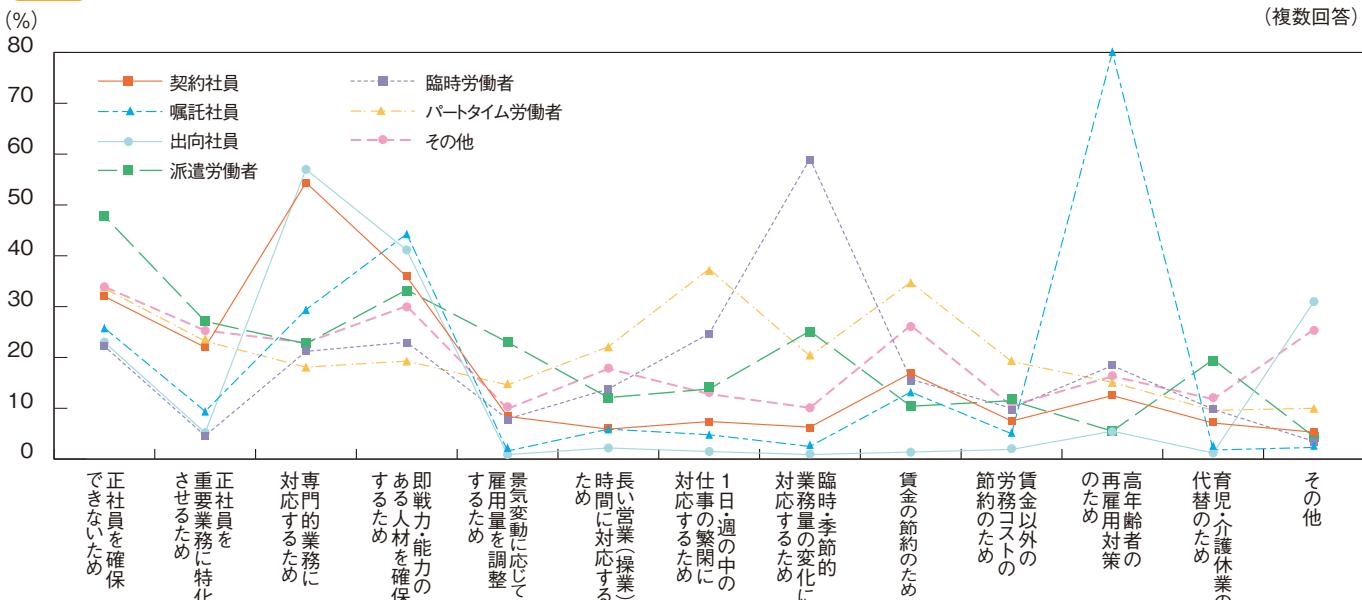
[求める税額 = A × B - C]

A 課税所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

出所：国税庁「暮らしの税情報」(令和5年度版)より作成

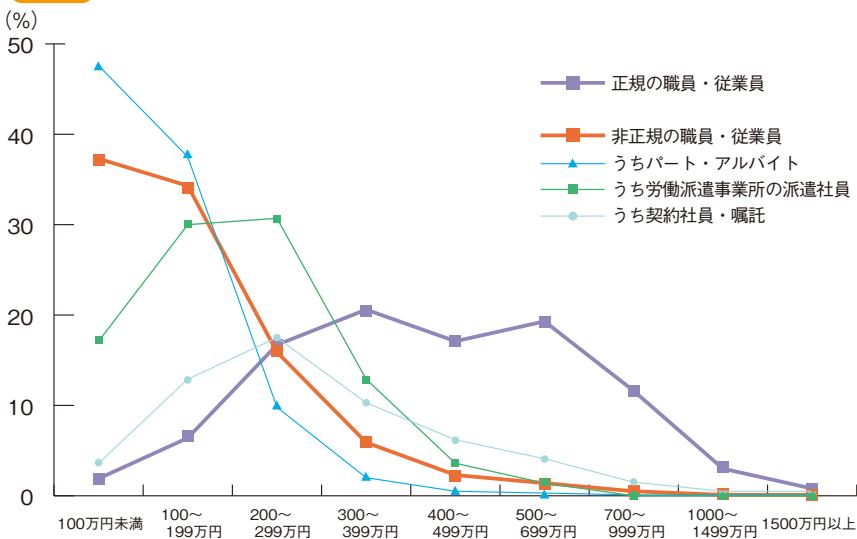
資料7 正社員以外の労働者を活用する理由（事業所割合）

(複数回答)



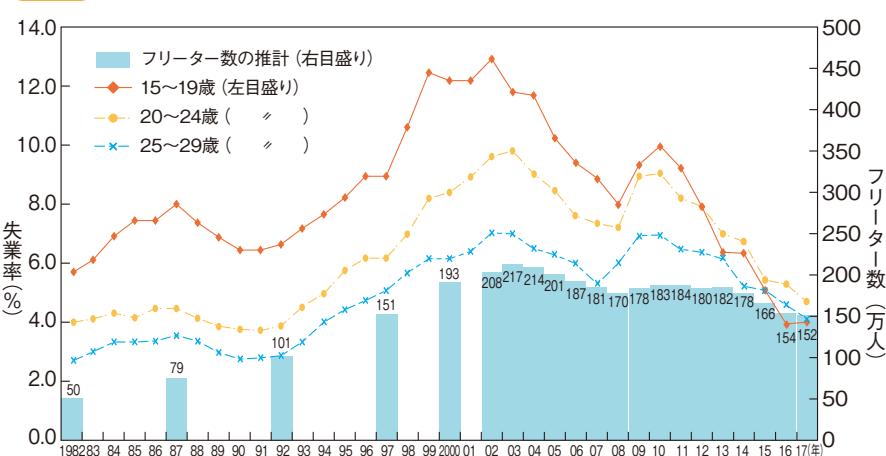
出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(令和元年)

資料8 就職形態別の年収の分布(2021年平均)



出所：総務省「労働力調査」(令和3年)

資料10 フリーター数の推計と若年層完全失業率



出所：総務省「労働力調査」(平成29年)など

- (注) 1) フリーターは、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚者のうち、以下の者の合計としている。
 -雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 -完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 -非労働人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 2) 若年無業者は、15～34歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者としている。
 3) フリーター、若年無業者について、2005年から2011年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口に切替え集計した値であり、2011年の数値は、東日本大震災による補完推計値。

資料9 残業・休日労働の割増賃金

時間外労働と割増賃金の計算例

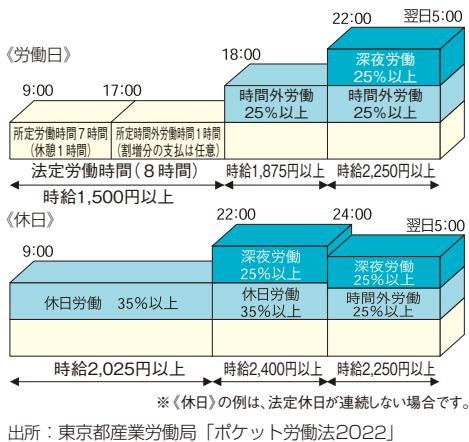
所定労働時間が7時間の労働者に、1時間残業をさせた場合、その1時間は法定労働時間(1日8時間)内の残業(法内残業)であることから、その1時間については通常の賃金(時給1,500円)を支払えばよく、法内残業であっても割増賃金を支払うかどうかは、会社の規定に任される。

法定労働時間を超えて働かせたときには、超えた時間について、使用者は通常の時間単価の2割5分増し(時給1,875円)以上の賃金を支払わなければならない。

また、深夜(午後10時から午前5時まで)に働かせたときには、2割5分増し(時給1,875円)以上、休日(1週1回又は4週4日の法定休日)に働かせたときには3割5分増し(時給2,025円)以上の割増賃金を支払わなければならない。時間外労働と深夜労働、休日労働と深夜労働が重なったときは、以下のモデルのように割り増しされる。

一般的な時間外労働・休日労働の割増率

(1日の所定労働時間が7時間、時給1,500円の場合)



出所：東京都産業労働局「ポケット労働法2022」

資料11 正社員として採用する場合の企業のフリーター評価

マイナスに評価する	30.3%
評価にはほとんど影響しない	61.9%
プラスに評価する	3.6%
無回答	4.2%

出所：厚生労働省「雇用管理調査」(平成16年)

資料12 正社員・フリーターの声

正社員

安定した生活を送るための待遇を受けられる一般的な働き方。勤め先の会社に直接雇われ、契約期間なども特にきめられています。会社は、正社員に会社の中軸にならう労働者として期待し、長期勤続を前提に各種制度で安定を保障。新卒者にも業務を担当させながら時間をかけて教育し、一人前に育てていきます。また、実力次第で昇給や昇格など、待遇・ポストに夢が持てます。



M子さん（26歳）
社会人生活を満喫している
仕事も遊びも充実、

VS

一定の会社に腰をすえて働くのではなく、アルバイトを転々とするケースが多いようです。アルバイトの場合、一般的に短期・長期とも期限付きで雇われる点が特徴。臨時的な補充で採用することが多く、ある程度の自由は約束されます。が、雇用面での不安定さは高く、リストラの対象となりやすい。待遇的にもそのほとんどが、社会保険や制度の恩恵は得られず将来が不安です。



B夫くん（26歳）
夜はバンドの練習に明け暮れる
雑貨ショップで働いて、

「キャリアアップ」がイメージできる

正社員だから会社も先輩も早く成長できるよう教育してくれる。自分自身も次のステップを考え、前向きにいろんな知識を吸收。資格取得のバックアップ制度もあるしな。

「もじものとき」のための積立貯金

余裕があるうちは少しでも貯蓄に回す。積立定期なら利率も良いのちょうど無理して行ったヨーロッパ旅行の返済に、毎月2万円の支払いがあるけど、1年で返せる予定。

アフター5は趣味と遊びに

残業のない日は友達と飲みに行ったり、カラオケに行ったり。週1回はフットネスクラブで運動不足解消！

この夏のボーナスでGET！

ボーナスシーズンってやっぱりウキウキしちゃう。まとまった収入があるのはすごく楽しみ。この夏は欲しかったラタンやバンブーなど、アジアンテイストの家具を揃えるつもり。

世間的に肩身が狭い

同窓会に行ったら「まだ遊んでいるの？」って言われた。そんなつもりないけど、みんなが結婚や将来のこと話していくのを聞いていたら、肩身が狭かった。

不景気でヤバイかも

夜はバンドの練習があるからアルバイトできない、貯金もない。でも、新しいギターが買いたい。あー、いつまでもこんなことしてられないかも？

バンドにお金がかかる

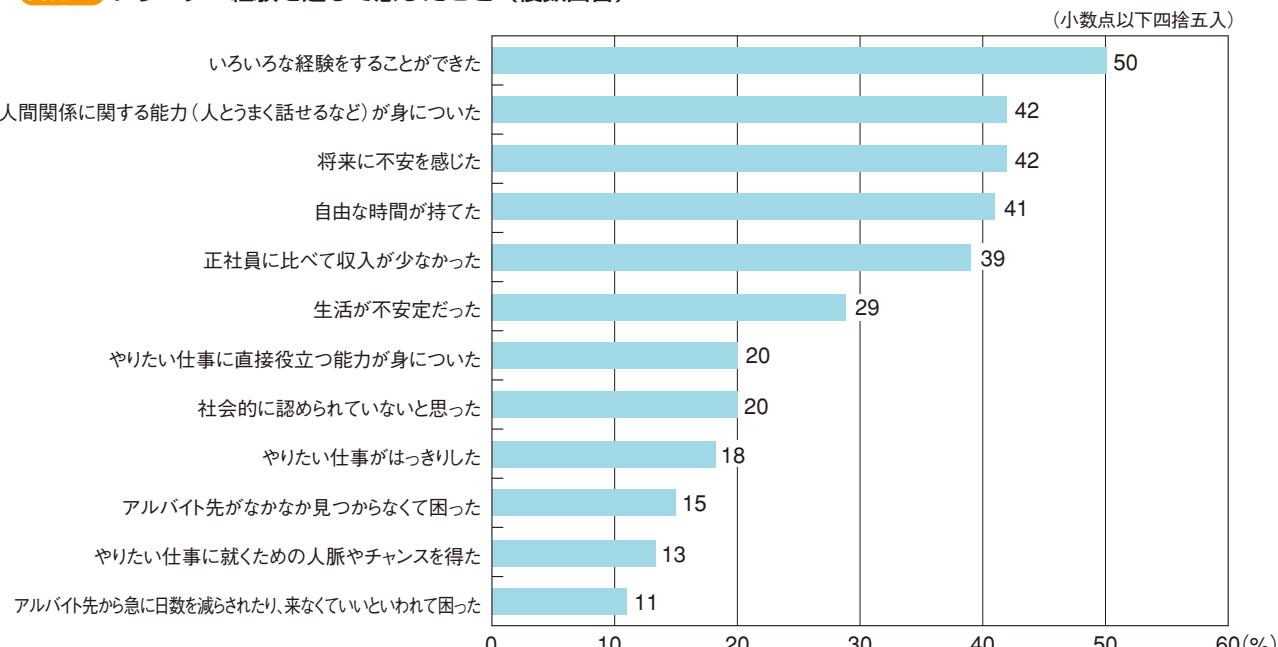
同じくフリーターの後輩が正社員にならうと直接に行つたけど、履歴書を見せたら冷たい態度をとられた。長く勤める気がありですか、これまで就職しなかった理由は？」と聞かれたみたい。フリーターってキャラとして認められないのかなあ。

フリーターはキャリアじゃない？

やりたい仕事に直接役立つ能力が身についた
社会的に認められていないと思った
やりたい仕事がはっきりした
アルバイト先がなかなか見つからなくて困った
やりたい仕事に就くための人脈やチャンスを得た
アルバイト先から急に日数を減らされたり、来なくていいといわれて困った

出所：株式会社ディスコ「就職サプライ！」首都圏版（2003年2月）

資料13 フリーター経験を通じて感じたこと（複数回答）



出所：労働政策研究・研修機構「第3回若者のワークスタイル調査」（2011年）

資料 14 フリーターと法律

フリーターになつたら —法律・制度を味方につけよう—

社会保険	
労災保険	労働に伴う災害を保険金給付などによって保障する保険。労働者災害補償保険(労災保険)の加入者は雇い主であり、個人商店でも加入義務がある。保険料の全額を雇い主が負担することとなっている(免除されるのは農林水産業のうちのごく一部だけである)。業務中に事故があった場合、治療費はもちろん、休業中の補償もなされる。問題なのは、会社が労災保険料を滞納している場合である。そうなると、「労災隠し」がなされることもある。会社側から、健康保険で治療してほしいと頼まれるのである。それが判明すると、健康保険組合から、治療費の返還をせめられる。本来、労災の申請は当事者の労働者が行うべきもので、会社が代行することがあたりまえでないことも付言しておく。
雇用保険 (失業保険)	保険加入者(被保険者)である労働者が、働く意思と能力があるにもかかわらず、失業してしまった場合に保険金給付などを行う保険。保険金給付によって、生活の安定を図り、スムーズに再就職を目指すものである。フリーターでも一定の条件を満たしていれば、被保険者となることができる。その条件とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②1年以上の雇用が見込まれることで、これらを満たしているなら、短時間労働被保険者となる。1週間の所定労働時間が30時間以上の場合には、雇用形態に関係なく、正規従業員と同様に、一般被保険者となる。 雇用保険の給付を受ける場合、倒産や解雇などで離職を余儀なくされた特定受給資格者と、定年退職や自己都合で離職した者とでは、給付期日が異なってくる。実際には解雇なのに、自己都合で辞めたことにしてほしいと頼まれることもあるだろうが、そういった頼みは聞いてはいけない。そうすると給付日数がぐんと減ってしまうからだ。
健康保険	保険加入者と保険加入者の家族の病気やけがなどを、保険金給付などで補償する保険
厚生年金保険	保険加入者が、①老齢に達した場合、②障害者となった場合、③死亡した場合に、保険金給付などで補償する保険

出所：東京都消費生活総合センター「21世紀の消費者力を育てる」(2003年3月)

解雇と解雇予告

会社が解雇しようとする場合、解雇予告手当30日分以上の平均賃金を支払うか、解雇期日の30日前に解雇予告をしなければならない。あるいは、15日前の解雇予告+15日分の平均賃金の支払いでもかまわない(あわせて30日分になること)。期限が定められた契約(1年を超えることは認められない)を何度も更新している場合は、実質上「雇用期間を決めない契約」だと見なしてかまわない。こうなると、「雇用期間満了で退職だ」と言われたとしても、退職ではなく、解雇となる。正当な理由と解雇予告手続がなされなければならない。1年を超えて雇用されている場合は、30日前の解雇予告あるいは解雇予告手当が必要とされる。

解雇する時にも正当な理由が必要。以下はその正当な理由である。①長期無断欠勤、②勤務先の信用を著しく傷つける行為がある、③能力的に業務遂行が不可能な時、④心身の障害や虚弱のために業務遂行に耐えられないと認定された時、⑤経営不振、事業縮小など、経営上の都合による時の人員整理のための解雇(この場合でも条件がある)。

また、以下のことを理由として解雇はできない。①国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇(労働基準法第3条)、②性別、人種、門地を理由とする解雇(日本国憲法第14条)、③女性であること、結婚、妊娠、出産、産休をとったことを理由とする解雇(男女雇用機会均等法第11条)、④業務上の負傷、病気の療養期間中とその後の30日以内の解雇(労働基準法第19条)、⑤産前産後休暇中とその後の30日以内の解雇(労働基準法第19条)、⑥労働組合活動を理由とする解雇(労働組合法第7条)、⑦労働基準監督署へ申告したことを理由とする解雇(労働基準法第104条第2項)。

勤務先から「辞めてほしいんだけど」「もう来なくていいよ」と言われて、あっさりとひきさがると損をする。これは解雇通告ではなく、勧奨であって要請にすぎない。承諾するも拒否するもフリーターの側の自由意思であるから、あわてないこと。素直に受け止めて、次の日から出勤しないでいると、無断欠勤と見なされ、何日間か経つと解雇の正当な理由ができあがってしまう。そうなったら、手続上、懲戒解雇とされたり、退職扱いにされても文句が言えない。解雇予告手当ももらえない。前述のように言われたら、責任者(課長とか店長のように人事・査定に責任を持っていいる役職者)に対して、解雇する「正当な理由」をきちんと説明してもらうこと。簡単に納得しないこと。こちらから、「それは解雇ということですね」と念押しすることが必要。そこで曖昧な返答をする時は辞めなくてもよい。また、契約期間が残っているのに、期間終了よりも前に解雇される場合、残存期間の補償を請求する権利がある。絶対にしてはならないことは「自己都合で辞めることとしてほしい、形式だから退職願を一筆書いてほしい」と頼まれて、それに応じることだ。

出所：東京都消費生活総合センター「21世紀の消費者力を育てる」(2003年3月)

ワーク 5

ひとり暮らしの生活費 収支の合った楽しい生活

ねらい

- 社会人1年生や学生がどれくらいの収入と支出で暮らしているかを知り、費目ごとの経費を考えることにより、生活と支出を見つめ直す。
- ひとり立ちのためには、収支の合う暮らし方であることを自覚する。
- 非消費支出の額を把握し、任意保険加入の決断・預貯金への配慮など、経済的な意思決定の演習をする。
- 自分の将来を見通しながら、限られた収入を上手に配分して最大の満足が得られる金銭管理力を養う。

使い方

(1) ①で金銭管理力チェックを行い、現在の自分の力を自覚する。

Yesが多いほど管理能力が高い夢野貯男君である。一般的に高校生では5つ以上をNoと答えている。したがって、今輪駄目男君となる。

(2) ②では学生の収支の実態を、③では社会人の初任給の差や支出の実態を把握し、④につなげる。

(3) ④では収支の合った楽しい生活になるよう支出を配分する。

① 経常収入は、次のように記入する。

・学生の仕送り費用は、未決定の場合は②の数値あるいは資料1、資料2、資料3を使用する。

・アルバイトや奨学金については②か資料1、資料3、資料4の数値を記入するか本書17ページの資料8を参考にする。

・社会人1年生は、ワーク4の②給与明細の支給額合計を記入する。

② 単身世帯における標準生計費の食費は、月当たり30,060円である(令和3年4月、人事院調査)。

表の⑤に記入する食費は、30,060円から③の全国消費実態調査の数値までのものを使用するとよい。

③ 住居費⑥はワーク3かワーク6で決定した家賃に管理費(車を所有する場合は駐車場代も含む)をプラスして算出する。

④ 消費支出の光熱水道費⑦から、その他⑪までは、④の消費支出等の参考資料および資料1、資料3、資料5、資料6を参考に記入する。「自分の生活スタイル」を考えながら意思決定し記入する。

⑤ 所得税⑫はワーク4の給与明細書や求人票の数値を使用する。

⑥ 国民年金⑬は学生のみ金額を記入する(令和5年度は16,520円)。

⑦ 社会人は各種社会保険料欄には資料8、資料9を参考に記入するか、求人票の数値を⑯～⑰に記入する。

⑧ 預貯金⑯に少額でも金額を入れる。クレジットで購入したいものがあれば、⑮に記入する。クレジットの返済月額は月収の15%以内になるよう計画する。任意保険料については、資料10、資料11を参照する。

⑨ 表のそれぞれの合計が[A=B+C+D]となるよう収支を合わせる。

⑩ シミュレーション後の感想、経済生活の展望を記入する。

指導上の留意点

(1) 住居費については手取り収入の3分の1以下を目安にするようアドバイスする。

住宅情報誌や地元の新聞折り込み広告などを使って楽しく選択させる。

(2) 給料から天引きされる税のうち、住民税は新卒の場合、前年度収入がないので徴収されていないことを補足する。

(3) 国民年金については保険料の未払い者が多い実態について考えさせる。その際、①学生も20歳から保険料を支払うこととなっているが、申請すれば支払いを猶予されること、②猶予期間中にケガで障害を負った場合には、未払いのケースとは違って、障害基礎年金を受けることができるなどについても教える。

(4) 誘惑の多い消費社会の中で「欲しいモノ」と「必要なモノ」を考えながら経済生活を送ることの重要性について考えさせる。支出が収入を超える生活が常態化することは、生活破綻をきたし多重債務を負うなりやすいことに気づかせる。

(5) 16ページの学生の支出費目と17ページの支出費目は一致しない(出典が異なるため。後者は「家計調査」の支出費目)。

発 展

(1) 進路室やハローワークなどから地元の求人票をもらい実際にシミュレーションをしてみよう。

(2) 資料7～資料9を参考にし、求人票の所得税額や社会保険料を検証してみよう。

(3) 生活スタイルは人により違がある。配分した生活費を発表しあうことにより、生活のしかたや生き方を学びあおう(資料5、資料6)。

参考資料

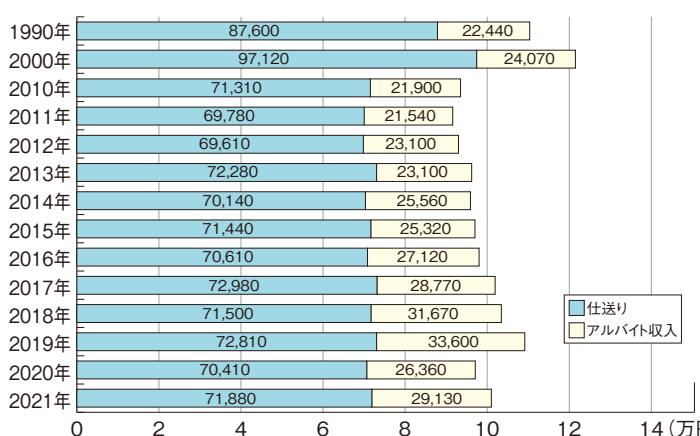
資料1 ひとり暮らしの生活費（1カ月平均、自宅外生〈寮生除く〉）

(単位：円)

	全国	北海道	東北	1都3県	北甲	東海	北陸	京都	阪神	京阪神	中四	九州	
収入	仕送り	71,880	61,930	58,590	85,630	63,810	63,790	62,710	71,720	65,970	70,330	60,120	58,770
	奨学金	20,380	24,760	29,040	20,980	26,580	17,110	21,010	17,540	23,030	18,870	21,700	24,500
	アルバイト	29,130	29,610	23,280	33,080	23,790	34,610	30,110	30,910	33,520	31,540	30,680	29,640
	定職	450	2,490	450	910		350	140	780	310	670	390	450
	その他	3,450	3,590	3,410	3,300	2,640	4,040	3,390	3,650	2,470	3,370	3,210	5,060
	合計	125,280	122,380	114,760	143,900	116,820	119,900	117,360	124,600	125,300	124,770	116,100	118,430
支出	食費	24,680	22,680	22,330	27,430	24,180	23,050	24,100	24,620	24,770	24,650	22,640	24,090
	住居費	53,920	48,830	48,280	66,170	48,590	49,000	48,160	54,260	51,670	53,640	47,560	47,690
	交通費	3,850	2,910	2,280	6,120	3,350	3,310	3,620	4,080	4,300	4,130	2,430	3,720
	教養娯楽費	11,760	10,640	9,930	13,460	12,070	11,990	10,530	11,320	12,730	11,660	10,690	11,680
	書籍費	1,700	1,690	1,640	2,190	990	1,640	1,250	1,710	1,100	1,560	1,370	1,480
	勉学費	1,900	2,010	1,910	1,910	2,950	1,820	1,930	1,900	1,970	1,920	2,070	1,990
	日常費	7,520	7,640	7,190	8,080	7,940	7,700	7,580	7,680	7,720	7,690	7,850	7,850
	電話代	3,110	3,350	3,320	3,800	2,530	3,090	3,170	3,150	3,600	3,260	3,390	2,870
	その他	2,310	2,540	2,260	2,520	2,270	1,920	2,260	2,200	2,620	2,300	2,700	2,020
	貯金・繰越	14,300	19,310	15,360	11,380	10,520	16,870	13,760	13,540	14,550	13,780	14,810	16,210
	合計	125,040	121,580	114,500	143,050	115,390	120,400	116,350	124,460	125,040	124,600	115,510	119,590

出所：全国大学生活協同組合連合会「CAMPUS LIFE DATA 2021」(2022年3月)より作成

資料2 仕送り・アルバイト収入の推移



出所：全国大学生活協同組合連合会「CAMPUS LIFE DATA 2021」(2022年3月)より作成
(注)全国平均、自宅外生(寮生除く)。

資料3 自宅生の1カ月の生活費

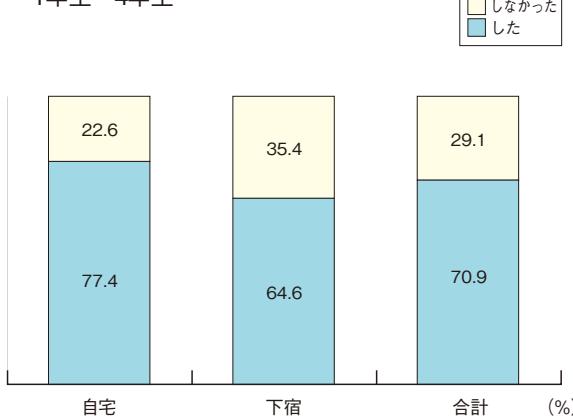
	収入	支出
合計	63,630	62,970
小遣い	10,370	10,540
奨学金	10,240	590
アルバイト	39,860	7,990
定職+その他	3,160	11,940
		書籍費 1,680
		勉学費 1,570
		日常費 6,270
		電話代 1,470
		その他 2,070
		貯金・繰越 18,850

出所：全国大学生活協同組合連合会「CAMPUS LIFE DATA 2021」(2022年3月)より作成

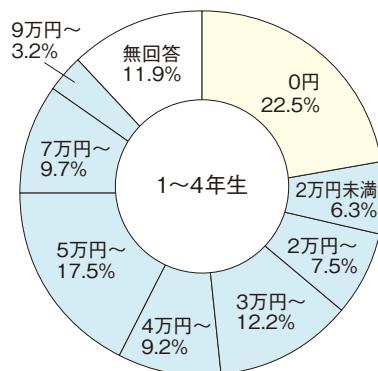
資料4 アルバイトの収入

○アルバイトをした人 ※半年間にアルバイトを経験した率

1年生～4年生



○アルバイト収入の分布



○月々のアルバイト収入

※アルバイトをしている人の有額平均
1年生の平均 42,320円
全学年の平均 45,850円

出所：全国大学生活協同組合連合会「CAMPUS LIFE DATA 2021」(2022年3月)

資料5 大学生の生活の例

1カ月の家計簿		間取り1K(居室10畳+キッチン)
収入	仕送り ￥150,000	家賃 ￥62,100
	合計 ￥150,000	場所／K県A市
支出	家賃 ￥62,100	アクセス／最寄駅へは徒歩15分、 キャンパスへは自転車で20分
	駐車場 ￥7,000	築年数／2年
	電気・ガス・水道代 ￥8,000	
	食費 ￥30,000～￥40,000	
	学用品・書籍代 ￥1,000～￥2,000	
	飲み代 ￥3,000～￥6,000	
	交遊費 ￥10,000～￥20,000	
	合計 ￥130,000～￥150,000	

資料6 ひとり暮らしの生活費(社会人)例

愛知県 A・Jさん (22歳)			神奈川県 H・Mさん (23歳)			神奈川県 S・Yさん (26歳)		
新聞社勤務。遠距離恋愛中の彼氏がいる。			病院勤務。最近、自分の浪費癖に気づき始めた。			幼稚園教諭として、忙しい日々を過ごしている。		
収入	200,000円	手取りの平均額。	収入	190,000円	いつもほぼこの金額。	収入	170,000円	いつもこれくらい。
家賃	50,665	約13畳の1LDK。	家賃	68,000	8畳のワンルーム。	家賃	56,000	2Kなのでゆったり。
食費			食費			食費		
自炊費	26,125	ふだんは自炊が多い。	自炊費	10,000	朝食用のパンや果物など。	自炊費	15,000	1週間の予算は3,000円。
外食費	13,839	友達との食事代。	外食費	35,000	おもにコンビニで消費。	外食費	20,000	飲み代がかさみがち。
水道光熱費			水道光熱費			水道光熱費		
電気代	2,721	いつもこれくらい。	電気代	3,500	いつもこれくらい。	電気代	2,500	3,000円は超えない。
ガス代	3,984	自炊するので高め。	ガス代	3,000	ほぼ変動なし。	ガス代	2,500	いつもこれくらい。
水道代	4,000	2カ月分、あまり変化なし。	水道代	3,000	2カ月分。	水道代	3,000	2カ月分。
電話代			電話代			電話代		
自宅	2,700	IP電話なので、ほぼ基本料金のみ。	携帯	8,500	メールが多いと7,000円前後。	携帯	12,000	15,000円は超えないように。
スマホ	7,000	できるだけ抑えている。	プロバイダ料	3,000	あまり使っていない。	新聞・雑誌・書籍代	3,000	仕事がら、絵本を買う。
プロバイダ料	5,250	IP電話+ADSL	新聞・雑誌・書籍代	10,000	テレビ雑誌と女性誌。	洋服・美容代	12,500	平均するとこれくらい。
新聞・雑誌・書籍代	2,500	新聞代が会社持ちなので、本が買える。	洋服・美容代	15,000	2カ月に1度の美容院代。	交際費	10,000	映画は月2本見たい!
洋服・美容代	9,250	おもに洋服代。	交際費	5,000	友人とのディナー代。	日用品代	1,500	安いドラッグストアに行く。
交際費	20,000	彼氏の誕生日プレゼントを購入。	日用品代	5,000	ヘアケア剤は高めのものを購入。	趣味・娯楽費	2,000	雑貨やグリーンなどの購入。
日用品代	2,000	消耗品を購入。	各種保険・年金	20,000	30になると30万円のボーナスが。	交通費	9,000	定期券や外出時の移動に。
交通費	15,000	彼に会いに行くので、どうしても必要。	カード支払い	50,000	おもに洋服。ボーナスで補填。	各種保険・年金	8,000	生命保険。
貯蓄	30,000	最近は月々一定額を預金。	貯蓄	25,000	給料天引きの財形貯蓄。	貯蓄	10,000	銀行の積み立て預金。
その他	10,000	通信教育の学費を親に返済中。						
支出合計	205,034円	彼氏関係の出費は削れない。	支出合計	264,000円	赤字の原因がわからないことも。	支出合計	167,000円	欲しいものがたくさんあって…。

出所：主婦の友社「Rooms ひとり暮らしの部屋づくり」(2004年VOL.11)

資料7 給与所得と所得税及び復興特別所得税のしくみ

給与の収入金額	
給与所得控除額	給与所得の金額
所得控除額	課税所得金額Ⓐ
Ⓐ × 税率Ⓑ - 控除額Ⓒ =	所得税額Ⓓ
所得税額から差し引かれる金額	基準所得税額Ⓔ
Ⓔ × 2.1% =	復興特別所得税額Ⓕ
Ⓓ + Ⓠ =	所得税及び復興所得特別税の額 (源泉徴収額)

〈給与所得控除額〉

年 収	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超～180万円以下	年収 × 0.4 - 10万円
180万円超～360万円以下	年収 × 0.3 + 8万円
360万円超～660万円以下	年収 × 0.2 + 44万円
660万円超～850万円以下	年収 × 0.1 + 110万円
850万円超	195万円

出所：国税庁「暮らしの税情報」(令和5年度版)より作成

〈所得控除〉

基礎控除が48万円(合計所得2,400万円以下の場合)。その他、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除等15種類がある。要件に当てはまる場合に控除を受けることができる。

〈令和5年分所得税の税額表〉[求める税額=Ⓐ×Ⓑ-Ⓒ]

A 課税所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

資料8 健康保険・厚生年金保険の保険料

(東京都)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)				
等級	月額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合	一般、坑内員・船員						
			10.00%	11.82%	18.300%※						
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額			
1	58,000	円以上 ～ 63,000	5,800.0	2,900.0	6,855.6	3,427.8					
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,800.0	3,400.0	8,037.6	4,018.8					
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,800.0	3,900.0	9,219.6	4,609.8					
4 (1)	88,000	83,000 ～ 93,000	8,800.0	4,400.0	10,401.6	5,200.8	16,104.00	8,052.00			
5 (2)	98,000	93,000 ～ 101,000	9,800.0	4,900.0	11,583.6	5,791.8	17,934.00	8,967.00			
6 (3)	104,000	101,000 ～ 107,000	10,400.0	5,200.0	12,292.8	6,146.4	19,032.00	9,516.00			
7 (4)	110,000	107,000 ～ 114,000	11,000.0	5,500.0	13,002.0	6,501.0	20,130.00	10,065.00			
8 (5)	118,000	114,000 ～ 122,000	11,800.0	5,900.0	13,947.6	6,973.8	21,594.00	10,797.00			
9 (6)	126,000	122,000 ～ 130,000	12,600.0	6,300.0	14,893.2	7,446.6	23,058.00	11,529.00			
10 (7)	134,000	130,000 ～ 138,000	13,400.0	6,700.0	15,838.8	7,919.4	24,522.00	12,261.00			
11 (8)	142,000	138,000 ～ 146,000	14,200.0	7,100.0	16,784.4	8,392.2	25,986.00	12,993.00			
12 (9)	150,000	146,000 ～ 155,000	15,000.0	7,500.0	17,730.0	8,865.0	27,450.00	13,725.00			
13 (10)	160,000	155,000 ～ 165,000	16,000.0	8,000.0	18,912.0	9,456.0	29,280.00	14,640.00			
14 (11)	170,000	165,000 ～ 175,000	17,000.0	8,500.0	20,094.0	10,047.0	31,110.00	15,555.00			
15 (12)	180,000	175,000 ～ 185,000	18,000.0	9,000.0	21,276.0	10,638.0	32,940.00	16,470.00			
16 (13)	190,000	185,000 ～ 195,000	19,000.0	9,500.0	22,458.0	11,229.0	34,770.00	17,385.00			
17 (14)	200,000	195,000 ～ 210,000	20,000.0	10,000.0	23,640.0	11,820.0	36,600.00	18,300.00			
18 (15)	220,000	210,000 ～ 230,000	22,000.0	11,000.0	26,004.0	13,002.0	40,260.00	20,130.00			
19 (16)	240,000	230,000 ～ 250,000	24,000.0	12,000.0	28,368.0	14,184.0	43,920.00	21,960.00			
20 (17)	260,000	250,000 ～ 270,000	26,000.0	13,000.0	30,732.0	15,366.0	47,580.00	23,790.00			
21 (18)	280,000	270,000 ～ 290,000	28,000.0	14,000.0	33,096.0	16,548.0	51,240.00	25,620.00			
22 (19)	300,000	290,000 ～ 310,000	30,000.0	15,000.0	35,460.0	17,730.0	54,900.00	27,450.00			
23 (20)	320,000	310,000 ～ 330,000	32,000.0	16,000.0	37,824.0	18,912.0	58,560.00	29,280.00			
24 (21)	340,000	330,000 ～ 350,000	34,000.0	17,000.0	40,188.0	20,094.0	62,220.00	31,110.00			
25 (22)	360,000	350,000 ～ 370,000	36,000.0	18,000.0	42,552.0	21,276.0	65,880.00	32,940.00			
26 (23)	380,000	370,000 ～ 395,000	38,000.0	19,000.0	44,916.0	22,458.0	69,540.00	34,770.00			
27 (24)	410,000	395,000 ～ 425,000	41,000.0	20,500.0	48,462.0	24,231.0	75,030.00	37,515.00			
28 (25)	440,000	425,000 ～ 455,000	44,000.0	22,000.0	52,008.0	26,004.0	80,520.00	40,260.00			
29 (26)	470,000	455,000 ～ 485,000	47,000.0	23,500.0	55,554.0	27,777.0	86,010.00	43,005.00			
30 (27)	500,000	485,000 ～ 515,000	50,000.0	25,000.0	59,100.0	29,550.0	91,500.00	45,750.00			

[以下省略]

*厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となる。

(注) 1. 健康保険料率は令和5年3月分より適用、厚生年金保険料率は平成29年9月分より適用。

2. 「介護保険第2号被保険者」とは、40歳から64歳までの方。

3. 等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級。

4.(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合、「93,000円未満」と読み替える。

資料9 雇用保険の保険料率

事業の種類	令和5年4月1日適用		
	雇用保険料率	事業主負担	労働者負担
一般的な事業	15.5／1000	9.5／1000	6／1000
農林水産・ 清酒製造の事業	17.5／1000	10.5／1000	7／1000
建設の事業	18.5／1000	11.5／1000	7／1000

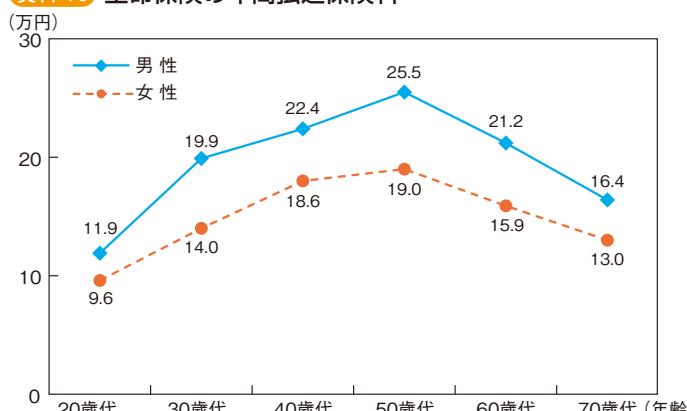
出所:厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)

【話題】マイナンバー(個人番号)

2016年1月から、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)がスタートし、国民一人ひとりが12ケタのマイナンバー(個人番号)を持つことになった。マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野において、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のために使われる。

国民がマイナンバーを提供した場合、その取り扱いや管理は厳格に行なうことが法令で定められているが、個人としてもしっかり管理するようにしよう。公共機関や金融機関の名をかたってマイナンバーや個人に関する情報を聞き出そうとする不審な電話、メール等が報告されている。

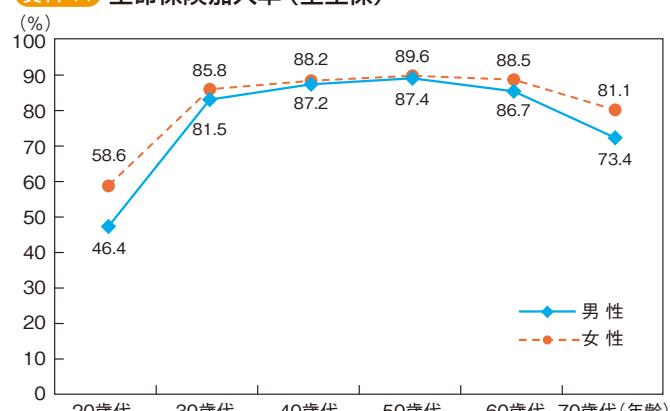
資料10 生命保険の年間払込保険料



出所:生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(令和4年度)

(注)民間の生命保険会社や郵便局、JA(農協)、県民共済・生協等で取り扱っている生命保険や個人年金保険の加入者のうち実際に保険料を支払っている人の年間払込保険料(一時払や頭金の保険料は除く)。

資料11 生命保険加入率(全生保)



出所:生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(令和4年度)

ねらい

- どんな部屋でひとり暮らしをしたいのか自分の住要求を明らかにする。
- 様々な賃貸物件情報をしっかりと読みとり、比較検討し自分の住要求に合う物件を選択する。
- 住居や契約に関する用語・記号を理解し、契約までの経過や重要事項説明での退去時までを見通した内容確認の大切さを知る。

使い方

- (1) このワークは、**その1**、**その2**、**その3**、**その4**、どのテーマから入っても学習できる。
- (2) **その1**では、契約は法律的約束であることをまず理解する（**資料1**、**資料2**）。また、住居や契約に関する用語について、「用語解説」を参考にしながら、不動産会社との会話や契約までの流れをイラストで理解し、重要なポイントをつかむ。
- (3) **その2**では、部屋探しから契約、引っ越しまでの各STEPの内容項目を理解する。
 - ① STEP1では自分の住まい方の希望条件の優先順位項目（住要求）を不動産会社に伝え希望に合った物件を選んでもらい、比較してさらに絞り込むことができる（**資料3**～**資料5**）。
 - ② STEP2では選んだ数件の物件について、地図や図面・メジャー等を持参し、物件を下見して現況を十分検討する。別の不動産会社でも探すなどして、自分の希望条件に近い納得できる物件を選択する。
 - ③ STEP3では選んだ物件の申し込みをして、宅地建物取引士から「重要事項説明書」で各項目について説明を受ける。不明な点や疑問点を質問しながら、納得出来ない項目については交渉をして削除してもらう。契約前にコピーをもらいたい考える時間を持つとよい（**資料8**）。
 - ④ STEP4は本格的に契約となる。住居に関する契約は多額の支払いになるので慎重に行う。契約前にキズ・汚れ・シミ・カビ等の確認をし、不動産会社立ち会いのもと写真をとっておくとよい。
 - ⑤ STEP5の入居中は、善管注意義務の遂行に努める。
 - ⑥ STEP6の退去にあたっては、敷金返還をめぐるトラブルが多いので、契約時の書面・写真をもとに確認する。
- (4) **その3**では、賃貸住宅情報誌の読み取り方の練習を行う（**資料5**）。
 - ①「物件C」の記入例を参考にして、「物件A」について記入する（**資料8**）。
 - ② 賃貸は2年毎の契約更新になるので、4年間住む場合は住み始めて2年経過後、更新の手続きが必要になる。損害保険も2年分の更新となる。更新料・更新手数料は地域差が大きい（**資料9**）。
 - ③ 借りたい年数の支払い総合計を計算する。

<例：4年間住む場合>

(家賃+管理費(月額)) × 12(カ月) × 4(年) = A とする。

A + 礼金 + 敷金 + 仲介手数料 + 損害保険料 × 2 + (更新料* + 更新手数料*) = 総合計 (*は**資料9** 参照)

- ④ 「物件C」の場合の総合計も同年数で算出させ経済面で比較検討することもできる。
 - ⑤ 「物件B」の欄については持参した賃貸住宅情報誌や広告、学生生協資料等を参考にし、自分の住要求に合う物件を比較・検討し、選択をして記入する。
- 物件の比較により同じ「1K」（寝室1部屋と台所）でも、付帯設備・器具の差、部屋の方位、築年数、建物構造、最寄り駅や周辺環境の差などによって家賃が大きく異なることに気づく。インターネットでも部屋探しができるので、初心者は日頃から多くの情報に触れることで間取り図の読み方や賃料の相場に関する感覚を養う。図面で判らない事は下見でよく確認する。
- (5) 「物件を選択した理由」を書くことにより自分が優先する住要件を満たしているかを確認する。

指導上の留意点

- (1) 「重要事項説明書」は、賃貸借物件だけでなく他の仕事や売買で大きな契約をする時にも書面でしっかりと確認することの重要性を指導する。
- (2) 家賃や土地の価格については、不動産鑑定士等の資格のある人が路線価格等の資料や建築年数、周辺の環境など様々なデータをもとに決めているので、借りる側も勉強しておく必要性があることを伝える。

発展

- (1) 実際の下見に持参すると便利な三種の神器（物件周辺の地図、方位磁石、メジャー）はどんな役割りをするか考え、教室内で実体験する。
- (2) どの物件が自分にとってベストかを採点する「室内・周辺環境チェックシート」作りを行う。
- (3) 「重要事項説明書」の見本で研究することにより、今後の賃貸住宅の契約・解約、敷金の精算（返還金）や禁止事項等について応用力をつける（[資料8～資料9](#)）。
- (4) 最近の賃貸住宅トラブル事例を提示し、貸主・借主の義務や責任について研究する（[資料10～資料14](#)）。
- (5) ウィークリー・マンスリーマンションのシステムを研究して、賃貸住宅契約した場合と経済的な比較をする。

参考資料

資料1 契約とは

契約は法律的な拘束をうける約束である。消費者契約は、モノやサービスを提供する事業者と消費者の約束（合意）である。契約をしようとする当事者の自由な意思によって行われ、「契約自由の原則」として下記の四つの原則で成り立っている。

消費者取引の問題は、「販売方法」「契約内容」「契約後のトラブル処理」の各段階で発生しているので、契約をする前に慎重に考えることが必要である。

- ①契約締結の自由（契約を結ぶかどうかは当事者間の自由）
- ②契約相手選択の自由（だれと契約を結ぶかは当事者間の自由）
- ③契約方式の自由（どのような方式で契約を結ぶかは当事者間の自由）
- ④内容決定の自由（どのような内容で契約をするかは当事者間の自由）

出所：東京都消費生活総合センター「21世紀の消費者力を育てる」（2003年3月）に加筆

資料2 賃貸住宅契約に関する主な法律

■ 民法

賃貸契約は、一般にどのような契約かについて規定している。貸主は、借家の使用収益に必要な修繕をしなくてはならない。借主は借家をまた貸し（転貸し）などするには、貸主の承諾を要する。借主の使用上の義務として、居住用など定められた使用方法で借家を使用し、他人の家であるから自分の家以上の注意を払って居住すること。



■ 借地借家法（1992年8月1日より施行）

主に借主を保護するために、民法の特例法として制定。借家について借主側からの解約や更新を拒絶する時には、その申し入れに6ヶ月前などの期間と正当事由を要する制限がある。借主は通常に居住していれば、オーナーチェンジした新しい貸主に対しても借家人たることを主張できる。借主が死亡した場合、相続する人がいるとしても事实上借主と夫婦関係にあった同居人等が望むなら居住を継続することができる。事情が変われば貸主は賃料の増額を、他方借主は賃料の減額の請求ができる。その他定期借家制度も規定されている。

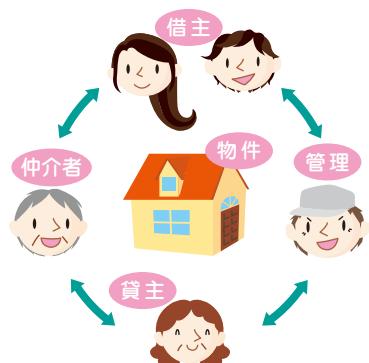
■ 宅地建物取引業法（1952年6月10日公布）

宅地建物取引業を営む者に免許を取得させ、その上で宅建業者が行う業務として、契約前に「重要事項説明」をしたり、媒介等の報酬についても一定の限度内とさせるなど、宅建業者に対して適正な取引をするよう規制している法律である。媒介や貸主等に代わって契約を締結する代理については、継続的な契約関係の借家の入口である借家契約の締結時を規制するのみであり、中間の契約更新や出口の敷金の精算などに仮に宅建業者が関与したとしても、この法律は及ばない。しかし、契約時に中間や出口に関わる特約について、全く説明しなかつたり誤った説明をして、宅建業者が契約させた時は、入口の問題としてこの法律が適用される。貸主については、自らアパート経営のように業として行ってもこの法律の適用はなく、この法律に基づく免許は必要とされない。

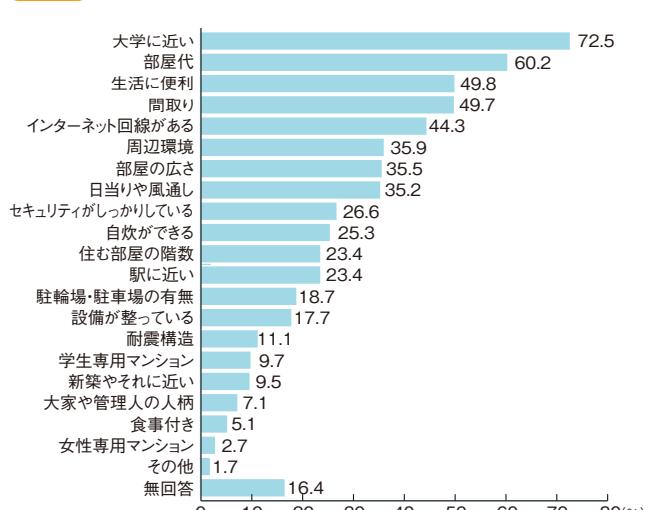
■ 消費者契約法（2001年4月1日施行）

消費者を保護するために民法の特別法として制定された。消費者契約は「消費者個人と事業者の契約」について適用される。アパートを個人で所有し賃貸する貸主も、事業者にあたり、消費者個人との借家契約は消費者契約にあたる。消費者は重要事項について事実と異なる内容を告げられたり、不利益な事実を故意に告げられなかっただけに「誤認」して契約した場合や「困惑」のあまり契約してしまった場合には、消費者契約の申し込みまたはその承諾を取り消すことができる。消費者が支払う損害賠償の額についての定めが「平均的な損害額」を超える部分については無効となる。家賃の支払が遅れた時の遅延損害金の定めが年14.6%（日歩4銭）を超える部分は無効となる。消費者の利益を一方的に害する不当な条項は無効となる。

出所：東京都消費生活総合センター「21世紀の消費者力を育てる」（2003年3月）



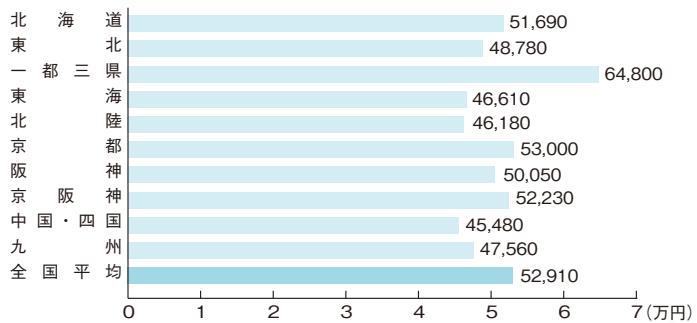
資料3 住まい探しで気をつけたことや主な希望条件(自宅外生〈寮生除く〉)



出所:全国大学生活協同組合連合会「保護者に聞く新入生調査報告書」(2020年度)

資料4 地域別住居費(自宅外生〈寮生除く〉)

※部屋代・ガス・水道・電気代など(月額)



出所:全国大学生活協同組合連合会「CAMPUS LIFE DATA 2020」(2021年3月)

○ひとり暮らしを始める費用(全国平均)

住まい探しの費用 (自宅外生〈寮生除く〉、有額平均)	219,400円
ひとり暮らしの住居費 (自宅外生〈寮生除く〉)	52,910円

出所:全国大学生活協同組合連合会「保護者に聞く新入生調査報告書」(2020年度)、同「CAMPUS LIFE DATA 2020」(2021年3月)

資料5 間取図で読めること、分からないこと

ユニットバス UB

この図面はトイレと風呂が一緒にユニットに組込まれている。浴室のドアは手前に半分折るタイプである。風呂の追い炊きは可能か、トイレや洗面台などの使い勝手・広さ等を確認する。

クロゼット(収納スペース)

この図面の場合は、畳一枚分の一間(約180cm)のクロゼットで洋服が掛けられる。高さは不明、開き戸のサイズは小ぶりにしている。クロゼットは一般に奥行きが浅い。和室は押入れ形式が一般的で、奥行きは半間(約90cm)位で深く布団が入る。押入れから天井までの天袋の収納部分がついているか現地で確認。鉄筋コンクリート作りなどの場合は、柱や壁の厚さで一間そのものが狭く、広さに欠ける場合も多い。メジャーで点検するとよい。

洋室・6畳

洋室の広さは〇〇m²と書かれている場合はよいが、畳数で書かれている場合は現地で部屋の縦×横の寸法を測ってみる必要がある。和室の場合も一畳の大きさは本書ワーク7資料4のようにサイズはいろいろあるので、一辺の長さによって部屋全体の面積が異なってくるので要注意。

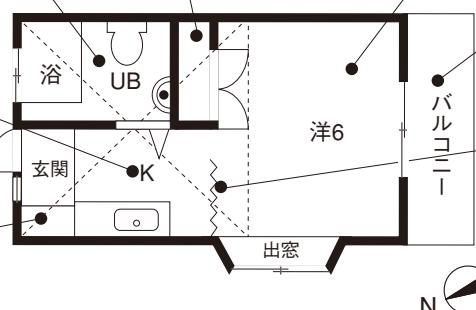
キッチン(台所) K

調理台・流し台の表示はあるが、ガス台が不明である。乗せるコンロが設置されてなく、持参の場合もある。設置されればガスかIH(電気)か、炊飯器や冷蔵庫の設置場所とサイズやコンセント位置を現地で確認することが大事。

DKはダイニングキッチン(台所兼食事室)。

ロフト

居室の天井を高くして、一部を収納スペースやベッドルームに利用できる。屋根裏部屋のこと。



バルコニー

洋室からバルコニーへは、2枚の引違い戸がある。屋根がない場合をバルコニーといい、屋根があるとベランダといい、雨の日の洗濯物干しにも便利である。しかし情報誌によつては区別がなされてないので現地で屋根や物干し場などの確認が大切。

アコーデオンカーテン ~~~~~

アコーデオンのように伸縮して、間仕切りができる。

方位 Nは北

この部屋は真南ではないが、ほぼ南に向いている。

間取図で分からぬこと(現地で確認)

天井の高さや柱の出っ張り、梁の有無、壁の色、床材はフローリングか絨毯か、畳一辺の大きさと部屋の広さ、ベッドが使用可能かどうか、日当たり、窓の開閉、戸の取手の位置の不具合、カーテンの色、空調冷暖房設備、収納の奥行きや高さ、コンセントの位置、数、中古の場合の部屋の汚れや破損、戸や引き出し等の破損など。

資料6 契約金に関する書類

契約項目	書類名	発行者
礼金・前家賃	領収書	貸主
敷金	預かり証	貸主
仲介手数料	領収書	不動産会社
損害保険	保険証書	保険会社

出所:東京都消費生活総合センター「21世紀の消費者力を育てる」(2003年3月)より作成

契約種類・金額・
書類発行者の違いに
要注意!

契約に必要な費用は、渡す相手や金額がさまざま。それぞれ発行者と金額に間違いがないか上表を参考にその場で確認する。受け取った書類は出しやすい場所に保管しておく。

資料7 仲介(媒介)手数料(宅地建物取引業法)

居住用建物の賃貸借の仲介の場合、仲介業者が受領できる仲介手数料は宅建業法で限度が定められている。

賃料の1ヵ月分の1.1倍以内の額→貸主0.55ヵ月以内、借主0.55ヵ月以内の額

支払いをする賃主または借主の承諾を得ている場合は、一方だけから賃料の1.1ヵ月以内の額を仲介手数料として受け取ることも認められています。

仲介業者の受け取ることのできる仲介手数料は、依頼者の双方から受け取る場合または一方からだけ受け取る場合であっても賃料の1ヵ月分の1.1倍の額が上限となります。

*ケース1(原則)
貸主 月額賃料の0.55倍以内の額
借主 月額賃料の0.55倍以内の額 → 仲介業者

*ケース2(貸主の承諾がある場合)…借主からは手数料を受領しない
貸主 賃料の1.1ヵ月以内の額 → 仲介業者

*ケース3(借主の承諾がある場合)…貸主からは手数料を受領しない
借主 賃料の1.1ヵ月以内の額 → 仲介業者

出所:宅建業法および不動産適正取引推進機構「住宅賃貸借(借家)契約の手引」(令和元年度版)をもとに作成

資料8 賃貸借契約の重要事項説明書（例）

重 要 事 項 説 明 書		令和〇〇年11月20日																																									
<p>下記の不動産について、宅地建物取引業法の第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。 この内容は重要な情報で、十分理解されるようお願いします。</p>																																											
a 月々支払うお金（賃料や管理費はすでに確認してある数字と相違ないかを見る。また支払日や支払い方法についてチェックすること）	<table border="1"> <tr> <td>商号</td> <td colspan="3">株式会社〇〇△不動産 不動産△</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td colspan="3">金広 中雄</td> </tr> <tr> <td>主たる事業所</td> <td colspan="3">東京都なか区石本町1-3-2</td> </tr> <tr> <td>免許証番号</td> <td colspan="3">東京都知事免許(8)第△×号</td> </tr> <tr> <td>免許年月日</td> <td colspan="3">昭和42年1月25日</td> </tr> <tr> <td>取引主任者氏名</td> <td colspan="3">金広中雄 金△</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td colspan="3">東京都 第234567号</td> </tr> </table>			商号	株式会社〇〇△不動産 不動産△			代表者名	金広 中雄			主たる事業所	東京都なか区石本町1-3-2			免許証番号	東京都知事免許(8)第△×号			免許年月日	昭和42年1月25日			取引主任者氏名	金広中雄 金△			登録番号	東京都 第234567号														
商号	株式会社〇〇△不動産 不動産△																																										
代表者名	金広 中雄																																										
主たる事業所	東京都なか区石本町1-3-2																																										
免許証番号	東京都知事免許(8)第△×号																																										
免許年月日	昭和42年1月25日																																										
取引主任者氏名	金広中雄 金△																																										
登録番号	東京都 第234567号																																										
c 賃料の発生日と入居可能日（申し込み時に確認済みだが自分の入居希望日が建設中で入居できないとか、前入居者の転出前であったりするので注意すること）	<table border="1"> <tr> <td>礼金(b)</td> <td>56,000円</td> <td>敷金</td> <td>112,000円</td> </tr> <tr> <td>家賃(a)</td> <td>56,000円</td> <td>共益費</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>円</td> <td>駐輪場</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>有線放送</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>			礼金(b)	56,000円	敷金	112,000円	家賃(a)	56,000円	共益費	1,000円	駐車場	円	駐輪場	円	有線放送	円		円																								
礼金(b)	56,000円	敷金	112,000円																																								
家賃(a)	56,000円	共益費	1,000円																																								
駐車場	円	駐輪場	円																																								
有線放送	円		円																																								
d 特約事項（石油ストーブ禁止、届出なしの長期不在不可など主な禁止事項はこの時点では説明がある。意外な項目もあるのでよく考える時間も必要、契約は別の日にすることも賢明）	<table border="1"> <tr> <td>賃料起算日(c)</td> <td colspan="3">令和〇〇年11月21日より</td> </tr> <tr> <td>入居可能日</td> <td colspan="3">令和〇〇年11月21日より</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td colspan="3">令和〇〇年11月21日～令和〇〇年11月20日まで</td> </tr> <tr> <td>使用契約者</td> <td colspan="3">(株)〇〇△不動産</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td>自動引落</td> <td>鍵</td> <td>当社</td> </tr> <tr> <td>契約金</td> <td>入居者持参</td> <td colspan="2">石油ストーブ不可</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>可</td> <td colspan="2">更新料(f)(新家賃の1カ月分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【特約事項】 ペット飼育、ピアノ不可(d) 解約時、敷金1カ月分を原状回復費として償却。 登記簿に記載された事項「抵当権設定有」(h)</td> </tr> </table>			賃料起算日(c)	令和〇〇年11月21日より			入居可能日	令和〇〇年11月21日より			契約期間	令和〇〇年11月21日～令和〇〇年11月20日まで			使用契約者	(株)〇〇△不動産			家賃	自動引落	鍵	当社	契約金	入居者持参	石油ストーブ不可		更新	可	更新料(f)(新家賃の1カ月分)		【特約事項】 ペット飼育、ピアノ不可(d) 解約時、敷金1カ月分を原状回復費として償却。 登記簿に記載された事項「抵当権設定有」(h)											
賃料起算日(c)	令和〇〇年11月21日より																																										
入居可能日	令和〇〇年11月21日より																																										
契約期間	令和〇〇年11月21日～令和〇〇年11月20日まで																																										
使用契約者	(株)〇〇△不動産																																										
家賃	自動引落	鍵	当社																																								
契約金	入居者持参	石油ストーブ不可																																									
更新	可	更新料(f)(新家賃の1カ月分)																																									
【特約事項】 ペット飼育、ピアノ不可(d) 解約時、敷金1カ月分を原状回復費として償却。 登記簿に記載された事項「抵当権設定有」(h)																																											
e 設備と連絡先（チラシや下見の設備との食い違い点検、故障時の連絡先など聞くこと）	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">設備の設置および条件(e)</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>有</td> <td colspan="3">電気温水器</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>有</td> <td colspan="3">△×支社 03-2222-3333</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>有</td> <td colspan="3">△×水道局 03-4321-5678</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>有</td> <td>シャワー</td> <td>有</td> <td>入居者 1名</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>設置可</td> <td>冷暖房</td> <td>有</td> <td>条件 住居</td> </tr> <tr> <td>台所</td> <td>有</td> <td>エレベーター</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バルコニー</td> <td></td> <td>駐車場</td> <td>有</td> <td></td> </tr> </table>			設備の設置および条件(e)					ガス	有	電気温水器			電気	有	△×支社 03-2222-3333			水道	有	△×水道局 03-4321-5678			浴室	有	シャワー	有	入居者 1名	電話	設置可	冷暖房	有	条件 住居	台所	有	エレベーター	無		バルコニー		駐車場	有	
設備の設置および条件(e)																																											
ガス	有	電気温水器																																									
電気	有	△×支社 03-2222-3333																																									
水道	有	△×水道局 03-4321-5678																																									
浴室	有	シャワー	有	入居者 1名																																							
電話	設置可	冷暖房	有	条件 住居																																							
台所	有	エレベーター	無																																								
バルコニー		駐車場	有																																								
f 更新（契約期間は通常2年、更新に関する条件や費用等について確認のこと）	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">毎月の入金(a)</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td>56,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共益費</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合計</td> <td colspan="4">57,000円</td> </tr> </table>			毎月の入金(a)					家賃	56,000円				共益費	1,000円				総合計	57,000円																							
毎月の入金(a)																																											
家賃	56,000円																																										
共益費	1,000円																																										
総合計	57,000円																																										
g 抵当権（抵当権付物件の場合、大家さんが借金を返せなくなり第三者に渡った時入居者は退去しなくてはいけなくなる場合もある）	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">家賃振込口座 N銀行〇支店 普通555 マルマルサンカクフドウサン</td> </tr> <tr> <td colspan="5">契約の解除について(g)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">借主が契約を解除する場合には、契約を解除しようとする日の2カ月前までに貸主に文書で通知するものとし、貸主は6カ月前までに通知する。</td> </tr> </table>			家賃振込口座 N銀行〇支店 普通555 マルマルサンカクフドウサン					契約の解除について(g)					借主が契約を解除する場合には、契約を解除しようとする日の2カ月前までに貸主に文書で通知するものとし、貸主は6カ月前までに通知する。																													
家賃振込口座 N銀行〇支店 普通555 マルマルサンカクフドウサン																																											
契約の解除について(g)																																											
借主が契約を解除する場合には、契約を解除しようとする日の2カ月前までに貸主に文書で通知するものとし、貸主は6カ月前までに通知する。																																											
<p>宅地建物取引業法第35条に基づき、上記物件の説明を受け、物件の申込みを致します。 なお、仲介手数料として契約の際、家賃の0.5カ月分を支払うことを承諾します。</p> <p>お客様署名 東 新子 東△</p>																																											

資料9 契約期間と契約の更新

○合意更新	居住用の賃貸借契約の期間は、一般的には2年としているものが多い。契約期間の満了による契約の更新は、双方の契約継続（更新）の合意により更新手続きが行われるのが通例。
○更新料	契約の更新に際して契約更新（合意更新）の対価として借主から貸主に支払われるお金。特約で支払う旨が定められている場合は、支払義務がある。特約がない場合は支払義務はない。
○更新手数料	合意更新する場合に更新料とは別に関与する業者から更新手続きにかかる手数料を請求されることがある。一般には関与する業者は貸主から委託をうけて更新手続きをするので、その更新手数料は貸主が負担すべきものである。ただし、借主が、貸主との交渉や更新事務を業者に依頼した場合などはその費用の負担が発生することがあるので契約の更新の際に確認する。

出所：不動産適正取引推進機構「住宅賃貸借（借家）契約の手引」（令和元年度版）をもとに作成

専有面積
居住面積のこと（この面積には、普通、キッチンやトイレ、バスの面積も含まれ、平方メートル(m²)で表される。また「坪」で表現されている場合もある。1坪=3.3m²で、畳2枚分が目安。ただし畳の大きさは地域によって差がある。このため、同じ6畳でも広さが異なる場合があるので、必ず現地で見て確認する必要あり）

b 契約時に必要な費用（礼金・敷金・前家賃・仲介手数料などは賃料の〇カ月分というだけでなく、実際の額面でも確認する。入居までの日割り・家賃・管理費・火災保険料などについても申し込み時に確認してある数字と違わないか念押しこと）

g 解約条件（転勤等で契約満了前に解約退去する場合の条件を確認、無駄な賃料節約）

資料 10 賃貸住宅退去の際のトラブル事例

当初の借家契約書に基づき、貸主から、「借主は原状回復義務がある」ことを理由にクロスの張り替えなどの請求がされた。

○クロスも襖もすべて張り替えるといわれた。

○きれいに掃除をして退去したのにハウスクリーニング費用を請求された。

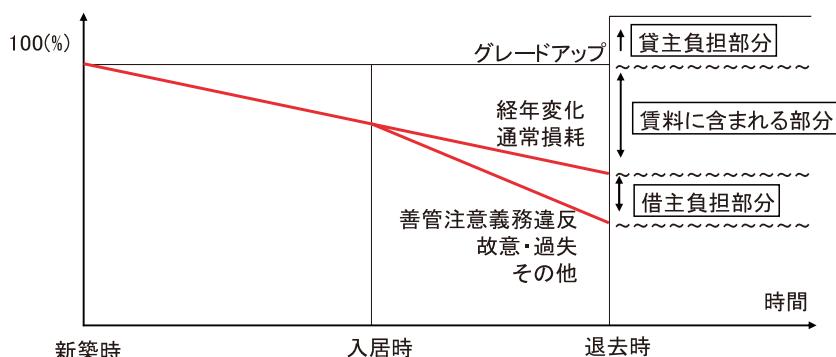
○敷金は返ってこないといわれた。

○敷金では補修費用が足りないとして追加請求がきた。

「原状回復」とは完全に入居時の状態に戻すということではない。国土交通省の示すガイドラインでは、原状回復を「賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務（社会通念上要求される程度の注意を行う義務）違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること」と定義している。

出所：東京都消費生活総合センター「21世紀の消費者力を育てる」（2003年3月）より作成

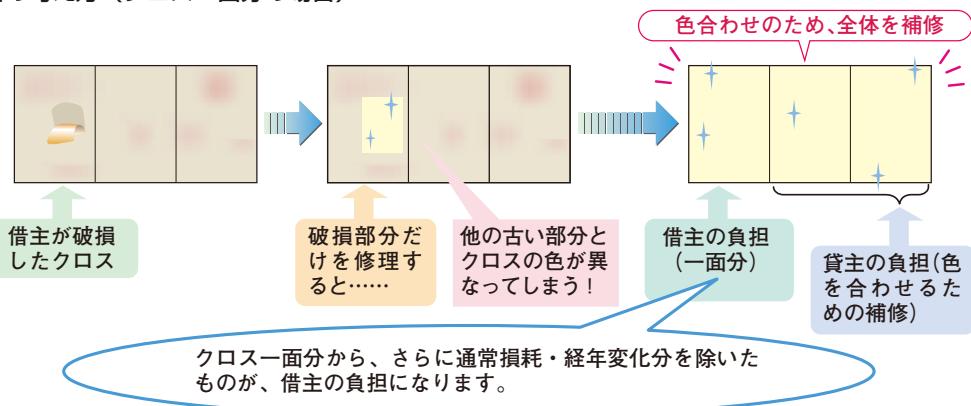
資料 11 賃貸住宅の価値（建物価値）に関する判例等の考え方



※参考：国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」

出所：東京都都市整備局「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン改訂版」

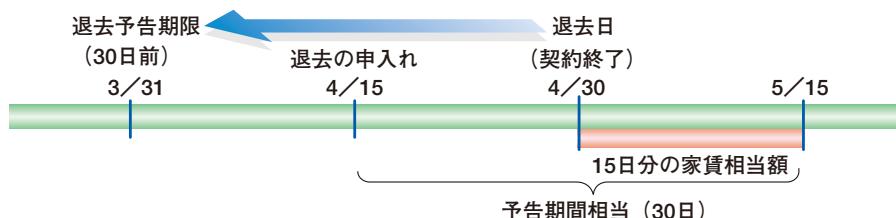
資料 12 負担割合の考え方（クロス一面分の場合）



出所：東京都都市整備局「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン改訂版」

資料 13 退去の予告

（例）30日前までに申入れを行うとしてある場合



退去の申し入れは契約書で決められている。

契約書を確認し、記載されている退去の予告期限までに貸主に申し入れる。

予告期限を過ぎた申し入れは、申し入れた日から起算して、その予告期間相当の日までの家賃が発生することがある。

出所：東京都都市整備局「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン改訂版」

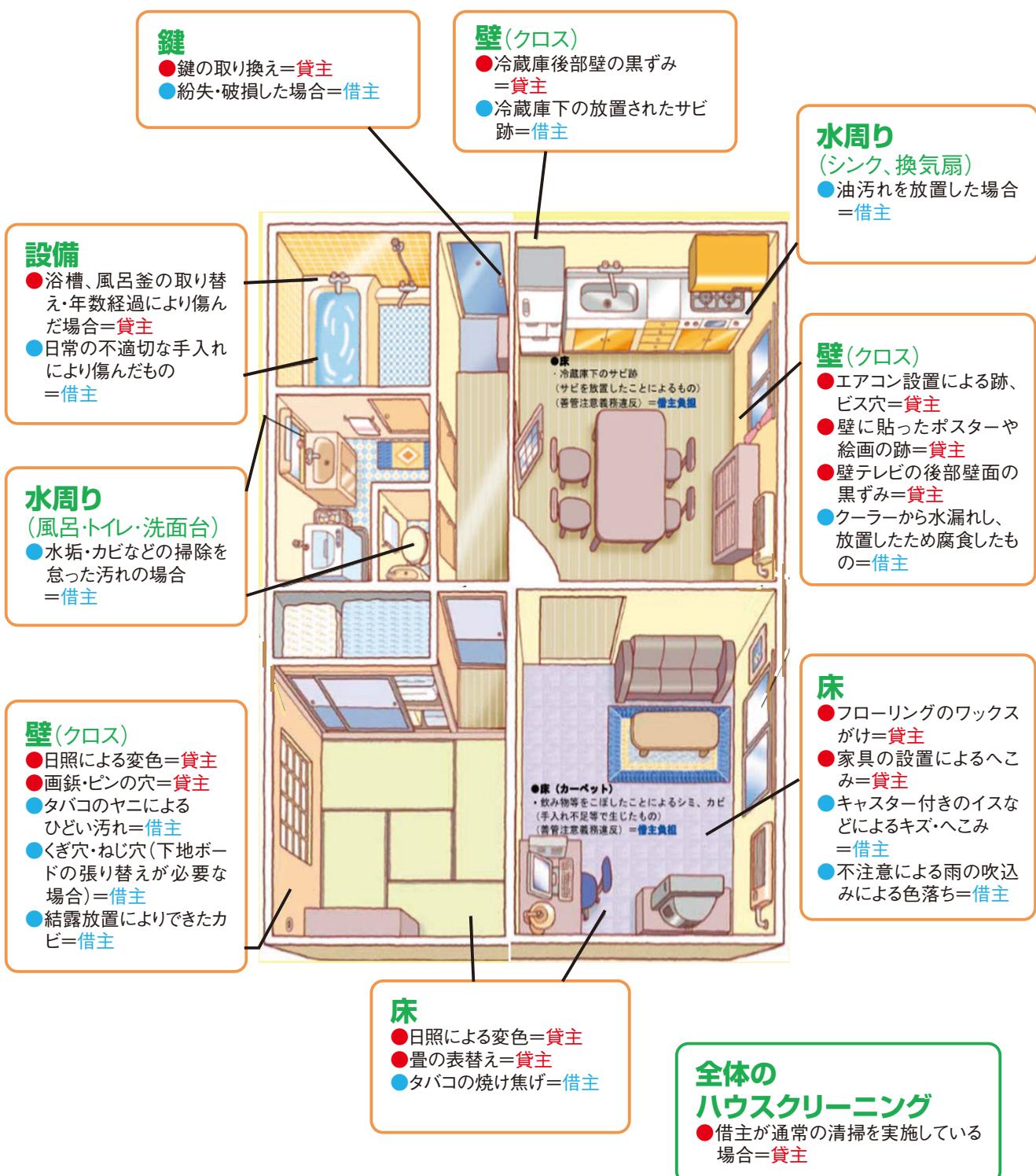
原状回復のトラブルを避けるためには、契約時と退去時の確認が大切です!!

契約時と退去時には、貸主や管理業者に必ず立ち会ってもらい、物件の状況を確認しましょう。

退去後、原状回復費用の請求書が来たら、立ち会い時に確認した内容と合っているか、よく確認しましょう。

内容に納得できない場合は、貸主や管理業者に説明を求めましょう。

それでも納得いかない場合は消費生活センターに相談を。



ねらい

- ひとり暮らしへのあこがれや期待を現実の生活の立場から具体的に表現できる。
- 自分の選んだ住宅物件を描かせることにより、間取りと広さを実感する。
- 自分の使う家電や家財をリストアップし、費用を概算することで、モノとの暮らし方を考える。
- 安全な暮らし方を考えることができる。

使い方

- (1) あらかじめ、家電品や住宅関連用品の広告やカタログを集めておく。
- (2) 平面図記号（資料1）を使い、選択した物件を1／50の縮尺で平面図を描く（ワーク7 <物件C>完成参考図 参照）。
 - ①2マスを畳1枚と概算する。
1坪を3.3m²として、選んだ物件情報に記載してある広さ（m²）を坪数に換算してみる。坪数を2倍し畳の枚数を計算し、さらに、2倍してマス目の数を概算しておく。
 - ②窓や玄関ドアの幅を半間（90cm）として和室（畳）があればそこから描いていくとよい。
 - ③選んだ広告等に書いてある寸法をもとに、大きな家具や家電を平面図に配置する。資料2の1／50の縮尺部品を用いてもよい。
 - ④描いた平面図が広さをほぼ正しく表現しているか確認する。
- (3) ワーク7 左下の「家電・家財道具リスト」に記入する。
 - ①用意しておいた広告やカタログから自分の部屋に持ち込む家電や家財、生活小物をリストアップする。
 - ②選んだ物件の空間でのいろいろな生活行為（食事をする、着替えをする、洗濯物を干すなど）を想定しながら仮想居住し、必要なモノを「家電・家財道具リスト」に書き込む。
 - ③リストアップした家電や家具等の大きさと金額を確認し、それらが選んだ物件の住まい方や広さに対して、本当に必要か再度考え検討する。
 - ④「家電・家財道具リスト」に必要度（A～F）を記入し、新生活準備費用を算出する。
- (4) ワーク3の住居関連費の新生活費用に計上する。
- (5) 完成参考図をもとに広告やカタログを配置よく貼り付け、具体的なモノとの生活を表現する。

指導上の留意点

- (1) 自立をめざしたひとり暮らしへの期待を大切にし、楽しく演習させる。
- (2) 物件選択にあたっては畳のサイズ（資料4）はいろいろあるので、広さは畳枚数だけでなくm²の表記で確かめることが大切である。
- (3) 広告やカタログは値段や寸法もわかるように切り抜かせる。
- (4) いろいろな生活行為、家電や家財、生活小物の一覧を与えると具体的に考えることができる。
- (5) 限られた空間での暮らしで本当に必要なものは何か、自分の住まい方を考えさせる。
- (6) 電気製品についてはアンペアの目安（資料5）とブレーカーの色（資料6）を参考にし、製品安全に関する視点も重視させる。

発展

- (1) 自分の選んだ物件の広さが最低居住水準（25m²）を満たしているか調べよう。
- (2) 平面図が描けたらさらに鳥瞰図を描き生活空間を立体的に表現してみよう（資料3）。
- (3) 自分の選んだ部屋に仮想居住し、生活空間や生活の仕方がわかるように文章で表現してみよう。

参考資料

資料 1 平面表示記号と家具設備表示記号

平面記号	姿図	平面記号	姿図	家具設備表示記号
出入口一般		上げ下げ窓		家具 シングルベッド 本棚 ソファ(三人掛) 食卓といす 台所設備 階段 衛生器具
引違い戸		引違い窓		シングルベッド ドレッサー いす いす サイドテーブル テーブル 机といす TV 食器棚 洗濯機 全自動 2槽式 手洗器 洗面化粧台 沐浴槽 便器
片引戸		すべり出し窓		
片開き扉		はめ殺し窓		
折れ戸		ルーバー窓		
両開き扉		両開き窓		
格子付き窓		雨戸		

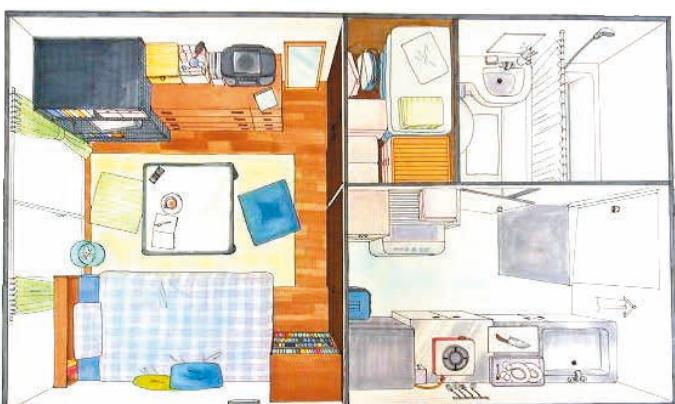
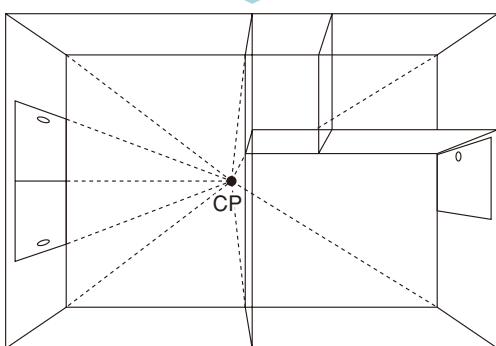
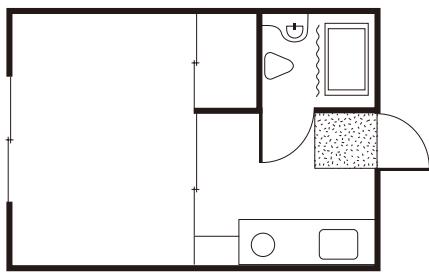
出所:JIS A0150、インテリア図解辞典編集委員会「図解インテリアデザイン辞典」理工学社(2003年11月)に加筆

資料 2 家具・家財道具部品(単位:cm、縮尺1/50)

デスクチェア 57×43	テレビ 46×15	テレビ台 58×29
センターテーブル 105×56	デスク 120×45	
	棚 45×45	食器棚 60×45
	収納庫 45×45	洗濯機 57×54
		シンブルベッド 100×200
	電子レンジ 46×36	
		冷蔵庫 53×57

資料 3 間取図から鳥瞰図へ(私の快適空間)

1K(洋6畳・キッチン3.5畳・ユニットバス)



(生徒作品 五十嵐 麻衣 作)

資料 4 畳のサイズ

(単位:cm)

	京間・本間	中京間	江戸間	団地間
縦	191	182	176	170
横	95.5	91	88	85

出所:【畳アラカルト】ホームページ(<http://www.tatami-alacarte.com/>)

資料 5 電気機器アンペアの目安

インバータエアコン (冷房時おもに10畳用平均)		冷房 5.8A	暖房 6.6A
テレビ (液晶42型)		2.1A	
冷蔵庫 (450ℓ)		2.5A	
掃除機		弱 2.0 ~ 強 10.0A	
ドラム式洗濯乾燥機 (洗濯・脱水容量9kg)		洗濯時 2.0A	乾燥時 13A
電子レンジ (30ℓ)		15.0A	
IHジャー炊飯器 (5.5合・炊飯時)		13.0A	
IH クッキングヒーター (200V)		20~30A	
電気カーペット (3畳用)		1/2面 4.0A	全面 8.0A
アイロン		14.0A	
ヘアードライヤー		12.0A	

出所:東京電力ホームページ(<http://www.tepco.co.jp>)より作成

(注) 電気器具の消費電力はワット数で表示されているが、アンペア数は100ワットで約1アンペアと考える(100ボルトの場合)。

資料 6 アンペアブレーカーの色

アンペアブレーカーの色	赤	桃	黄	緑	灰	茶	紫
契約アンペア	10	15	20	30	40	50	60
基本料金(円)	280.8	421.2	561.6	842.4	1,123.2	1,404	1,684.8

出所:東京電力ホームページ(<http://www.tepco.co.jp>)

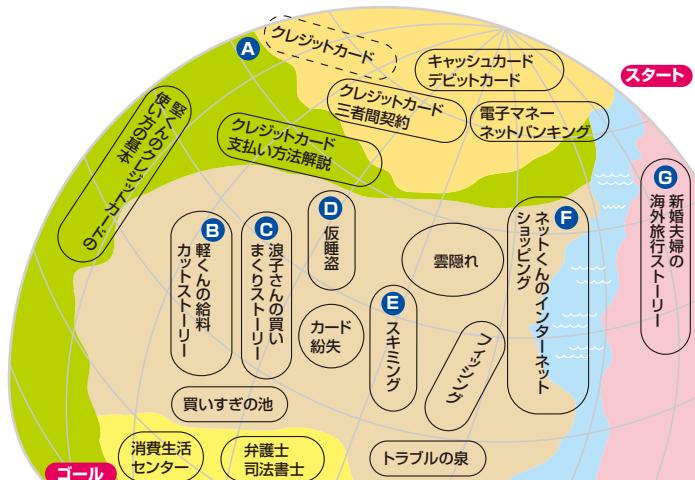
ねらい

- 貯蓄手段としてだけでなく、決済手段としての預貯金口座の使い方を学習する。
- 口座開設時に発行されるキャッシュカードの利用法と他のカードとの違いを学習する。
- クレジットのしくみとカード使用上の留意点、メリットとリスク、管理の方法などを具体的な事例を用いて学ぶ。
- 浪費、収入の変動、借りすぎ（貸されすぎ）などにより多重債務者とならないよう、金銭管理のスキルを学ぶ。
- 電子マネー（カード、おサイフケータイ）の登場で変貌する家計環境の現状を知る。
- 金融機関およびカードを上手に利用しながら、家計のマネジメント能力を身につけていくための基本的な知識や技能を体得する。
- カードをめぐるトラブルに巻き込まれた時や使い方を誤った時の相談の重要性と相談先を知る。

使い方

(1) ストーリーを読みとる

高校生が通帳型宇宙船からカード社会を眺めている。まずはじっくりながめて楽しんでほしい。**A**～**G** のストーリーが書き込まれているので、道をたどりながら内容をおさえる。原則として右上 **スタート** 印から左下 **ゴール** に向かってストーリーは展開している。社会人1年生の4人が各々主人公となり、カード（主としてクレジットカード）の使い方の基本と、巻き込まれやすいトラブルの事例を読み取っていく。地球（カード社会）を5つのゾーンと海に色分けしている。



〔登場人物のプロフィール〕

- | | | |
|---|--------------|--------------------------------|
|  | 堅さん | カードに対する知識があり、真面目で堅実な生活スタイルをもつ。 |
|  | 軽さん | 人生を楽観的に生き、その場しのぎの行動をとる。 |
|  | 浪子さん | 「お得」に弱く、浪費ぐせがある。 |
|  | ネットさん | ネットショッピングが大好き。 |

① みかん色ゾーン・・・カード社会の基本編

- ・社会人1年生の4人が手にキャッシュカードを持ち、ATMで預金を引き出している。現在ではキャッシュカードがデビットカードとしての機能を果たしている。
- ・「三者間契約図」を使い、契約から支払いまでの三者の行為・関係を把握させる（答えの記入は **ワーク8-2** 、解答は本書39ページ）。
- ・クレジットカードのそばで、浪子さんがクレジットカードのメリットの一つとして「後払い」をあげている。また、カード使用ごとにポイントが加算され、いろいろなサービスを受けられるところが多い。
- ・クレジットカードの右側で、アドバイザーが「カードを手にしたらすぐ、裏にサイン。クレジット会社の連絡先をメモ」と言っている。カードとは別にしっかり保管したい。
- ・モグラが「クレジットはある程度蓄えができるからがいいよ」と言っている。貯蓄は、人生の様々なリスク（病気、事故、不景気等による収入減）に対する「自分でできる保険」である。預貯金なしでのクレジットは、多重債務への第一歩となりやすい。
- ・ゾーン右側は電子マネーの登場である。2001年から使用が始まり、どんどん新しい種類、加盟店が増えてきた（**資料1**、**資料2**）。ICチップが埋め込まれたカードや機能の入ったスマホを読み取機にタッチするだけで手軽に駅の改札口を通過し、買い物もできる。「タッチだけ」という速さとスマートさで、あらゆる領域に広がっているが、個人情報が事業者側に筒抜けになる点が危惧されている。

・今まで銀行・郵便局といった金融機関に出向いてやっていた行為が、自宅のパソコンやコンビニATMで処理できる「ネットバンキング」もカード社会をさらに変貌させることであろう(→[ワーク15](#))。

②緑色ゾーン・・・堅実なカードの使い方編



- A a. クレジット支払い方法の違い**・・・一括払い、分割払い、リボ払いの違いを図示している。現金払いも含め、支払い方法の特性を把握したうえで、適切に選択(本書42ページ [資料2](#) 参照)。堅さんは一括払いにしている。
- b. カード使用の留意点**・・・CAT端末(クレジットカードの利用承認を行う機械)への暗証番号入力(あるいはサイン)→売上票のお客様控えの受取→保管を確実に行う。引き落とし前に送付される利用明細書と比較確認する。
- c. 預貯金口座のチェック**・・・お金の出入りを常に把握しておくことは、家計管理上の基本。引き落としが正しく行われていることを確認することも含めて、堅さんは預貯金口座のチェックを習慣的に行っている。
- d. クレジット返済の限度額を把握**・・・不確実な将来の収入に対し過剰与信を受け、破綻する危険を避けるために、自分の収入でのクレジット返済の限度額(手取りの15%が目安)を把握しておくことが必要である。堅さんは、欲しいものの中からパソコンを選択し、あととの買い物を断念している。
- e. 収支の記録**・・・家計管理のために、収支の記録をつけることが必要となる。昔ながらの家計簿もよいが、堅さんは手軽なスマホで家計管理をしている。堅さんは、クレジットカードは2枚までとする、無理な買い物はしない、一括払い、預貯金口座のチェックなどを通じて、カード社会の歩き方に自信を深めている。

③ベージュゾーン・・・カードによるトラブル編



- B 軽さんの給料カットストーリー**・・・軽さんが不景気で給料カットにあい、キャッシングをきっかけに消費者金融を渡り歩き、何枚もローンカードを作って返済に追われ、「買いすぎの池」でおぼれている。そのころには何処でいくら借りているかもわからぬくらいになっている。そうなる前に消費生活センターに相談に駆け込んで、解決の道をさがす大切さを示している。



- C 浪子さんの買いまくりストーリー**・・・浪子さんは、リボ払いでたくさんの買い物をし、限度額に達すると次々にカードを作っていく。ポイントでお得な面もあるが、年会費や利息がそれを上回ればけっしてお得ではない。多重債務者となり、「買いすぎの池」でおぼれることになる。近くでモグラくんが「支払い停止の抗弁権」について注意を喚起している。クレジット利用者の数少ない救済手段なので理解させたい。詳しくは次ページで説明。



- D カード紛失、仮睡盗被害**・・・浪子さんは、ある日カードの紛失に気付くが対応が遅くて、すでに限度額いっぱい使われてしまい、自分が支払うはめになる。おじいさんが居酒屋でいねむり中に脱いだ上着からキャッシュカードを盗まれてしまう。忘れては困ると暗証番号を書いたメモをいっしょにしておいたので、お金を引き出されてしまい「なんでわしが、払わにゃならんのだ!!?」と「トラブルの泉」で怒っている。



- E 知らぬ間にスキミング被害**・・・ゴルフ中、ロッカーに置いたカードを、スタッフを装った男にスキミングされた男性。紛失したわけでもないので被害には気付かない。その間に盗み取ったデータで次々キャッシングされ、利用明細書が送られてきてビックリ。



- F ネットさんのインターネットショッピング**・・・インターネットで、欲しかった新型パソコンを見つけたネットさんが契約内容もよく見ずにクレジットカードナンバーを打ち込んでいる。一括で代金を引き落とされたのに、商品は届かないので、電話しようとしたが、すでに「雲隠れ」されたケース。



- ・ネットさんのフィッシング被害**・・・ネットさんはある日クレジット会社のHPとそっくりの画面にだまされて、カード番号や暗証番号などを入力してしまう。データを盗み取った男は偽造カードで、限度額いっぱいキャッシング。利用明細書がネットさんに届きビックリ。当然支払えるはずもなく「トラブルの泉」へ。セキュリティマークを確認したい。



- ・トラブルの泉・買いすぎの池**・・・6人の登場人物がカードを手にしておぼれている泉にヤミ金融業者(ヤミ金)の男が釣り糸をたらし、被害者をさらに力モにしようとしている。さまざまな被害にあったり、多重債務に陥ってたりすると、その解決の手助けを装ってヤミ金等が近づきさらに被害を深くする。浪子さんはなんとかヤミ金に釣られず泉を抜け出して⑤のオアシスゾーンに走り込んでいる。

④ピンクゾーン・・・海外旅行でのメリットとトラブル編



- G 新婚夫婦の海外旅行ストーリー**・・・クレジットカードはID機能*があり、海外旅行の必需品。金額をしっかりと確かめ(\$と¥では大違い)、サインは漢字で。ついつい浪費しがちなので、返済能力を考えて利用したい。帰国して後で送られてきた商品を開けてみたら買ったはずの毛皮のコートではなく安物のブラウス。利用明細書を見て、毛皮のコート2枚分の請求になっていてビックリ。

* Identification (本人確認) の機能。支払い能力や信用力も示す。

⑤黄色のオアシスゾーン・・・相談機関編



- カードに関するトラブルは後を絶たないが、信頼できる相談機関を知り、被害が深刻にならないうちに相談したい。ここでは消費生活センターにまず相談。必要により弁護士・司法書士を紹介している。

(2) ワーク8-2 先生の質問(吹き出しがピンク)に答える

ストーリーを読み取りながら、カードについての基本を知った生徒に質問①～⑪を問い合わせ、答えを確認する。解答は本書39ページ。

(3) ワーク8-3(クイズ)に進む

①15人の中で

正しいことを言っているのは、次の4人である。



②残り11人の話のどこに誤りがあるのか、確認することが大切である。

・**堅さん**・・・クレジットについては、1回・2回・ボーナス一括払いは利息がかからないが、キャッシングは一括で返しても借りた日数分の利息を請求される(本書42ページ 資料2 参照)。

・**トラベル夫妻**・・・毛皮のコートではなくブラウスが届いたことからも信頼できない店で買ってしまったことがわかる。伝票を2枚サインしたときは、1枚目を目の前で破棄してもらうこと。妻が言うように「払わなければよい」では片づかないことが予測される。こういったトラブルがあったら、すぐにカード会社に連絡し「支払い停止の抗弁」をしたいが、はじめから詐欺的な場合にはなかなか埒があかないだろう。

・**ゴルフおじさん**・・・「キャッシング」ではなく「スキミング」である。スキム(skim)とは(液体の上澄みを)すくい取るという意味。スキミングを行うための装置をスキマーといい、カードそのものを窃取するのではなく、その中のデータだけを盗み取るので、カード会社からの料金請求があつて初めて気付く。飲食店で客が脱いだ服からカードを抜き出してスキマーにかけたり、販売店に置かれているカード読み取り装置にこっそりスキマーを仕掛けておいて、後でデータを回収するなど、販売店の店員自身がスキミングするケースもある。これを防ぐためにクレジットカードのIC化が進められている。

・**軽さん**・・・軽さんが借りたような消費者金融の金利が一般に15～18%であるのは軽さんの指摘するとおり。消費者金融は、無担保で、小口・短期・緊急にお金を借りたいとき、柔軟に応じてくれる特徴がある。その分、金利が高くなっている。住宅ローンとは性格が全く異なる(住宅ローンは有担保・大口・長期・非緊急の場合が多い)。簡単に借りられるお金ほど、金利が高く、日々の利息を返済するだけでも大変になり、期間が長くなると利息の額は非常に大きくなる。金利負担を頭に入れてしっかり判断したい。(→ ワーク9)

・**雲隠れ犯**・・・2001年に施行された「電子契約法」では、ネット契約の成立時期を事業者による承諾の通知が消費者に届いた時点(到達主義)としている。事業者は、消費者から受けた注文をメールなどで連絡する必要があり、消費者にとっては注文内容を後で確認できることになった。最終的な申し込みボタンのクリック以前に、申し込み内容を再確認できる画面を事業者が提供していない場合には、うっかりクリックしたり商品を間違って選択してもその契約は無効になるとしている。しかし、クリックは慎重に、というところは正しい。ネットショッピングは通販なので、クーリング・オフもきかない。

・**浪子さん**・・・リボ払いは、追加で借りても原則として毎月の返済額が一定なので、負担感が小さく、返済計画は立てやすい。しかし、それだけ返済回数が増えるので、その分、利息がかさむ。年利も12～15%などキャッシングに近く、利息の総額は大きくなるし、借金感覚がマヒしやすい。

・**ネットさん**・・・プリペイドカードには、カードの券面や磁気・ICチップなどに価値(残高)が記録されるタイプのものと、カード発行会社のサーバに価値が記録されるタイプのものがある(後者を「サーバ型」という)。コンビニや量販店などで「サーバ型」のプリペイドカードが広く販売されるようになっている。「サーバ型」のプリペイドカードに記載されている番号を教えてしまうと、番号を知った人は、インターネットなどを通じて番号を入力することで、プリペイドカードの価値(残高)を使うことができる。このため、ネットさんの手元にカードがあっても、価値(残高)はなくなってしまう。カードに記載されている番号を他人に教えるべきではない。もし教えてしまった場合には、カード発行会社にすぐ連絡しよう。連絡が早ければ、他人に使われる前に使用を停止できる。使用を停止できたとしても、返金してもらえるとは限らない。

・**いねむりじいさん**・・・従来は、キャッシュカードの盗難による損害を預金者が被ってきた。2006年2月に施行された預金者保護法により、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払い戻しについては原則として金融機関が補償することになった。しかし、この補償を受けるには、預金者が金融機関・警察に速やかに届け出ることが前提。また、預金者に過失があるときは、盗難の場合は金融機関の補償は75%となり、25%は預金者が負担する。預金者の過失とは、暗証番号を生年月日など類推されやすい番号にし、免許証などと一緒に保管していたとき、暗証番号メモをカードと一緒にしておいたときなどとされている。預金者は不注意で暗証番号を盗まれないようにすることが大事である。

・**アドバイスマグラ**・・・割賦販売法には、購入者は、販売会社から購入した商品や役務などに問題がある時に、クレジット会社に対して「支払い停止の抗弁」ができる(支払いを停止することができる)という規定がある。

例えば、商品の引き渡しがなく販売会社が倒産したり、カタログと違う商品が引き渡されたり、商品に明らかな欠陥または隠れた瑕疵がある、引き渡しが遅れて購入目的が達成されないなどの理由がある時に抗弁ができる。しかし、モグラくんの言うように「すべてのクレジット契約が対象」ではない。例えば、支払期間が2ヶ月以上、支払総額が4万円以上（リボ払いは38,000円以上）などの要件がある。要件に該当するかどうか、消費生活センターなどに確認しよう。



- ・カード盗人・・・2006年2月に施行された預金者保護法により、偽造・盜難キャッシュカードによる不正な払い戻しについては原則として金融機関が補償することになった。この補償を受けるには、預金者が金融機関・警察に速やかに届け出ることが前提。金融機関に通知した日の30日前以降の取引で、盜難から2年以内の取引が対象になる。原則として金融機関が全額補償する。ただし、預金者に過失のある時は、払戻額の75%を金融機関が補償、25%は預金者が負担する。また、預金者に故意または重大な過失のある時は、補償されない。預金者の過失や故意については、金融機関が立証する。クレジットカードの盜難被害には保険があり、届け出の日から60日前以降の被害を補償する。しかし彼が言うように、預金者もカード・通帳をしっかり管理する事が必要であるし、管理できない必要以上の枚数を持たないことも予防策の一つ。
- ・ヤミ金・・・借金を返すために借金をするのは多重債務に陥るもっとも典型的なパターンである。多重債務者の弱みにつっこみ、さらなる餌食にしてしまうのがヤミ金の手口である。ヤミ金ではなく、消費生活センターに相談することこそが大切（→ ワーク9）。



指導上の留意点

法的処理で多重債務状態から解放されても、個人の家計管理能力を身につけないと同じことを繰り返すことが指摘されている。消費者救済の法的整備は進んできたが、多重債務に陥らないための基本は本人の家計管理力であることを理解させたい。

発 展

- （1）金融機関によって異なるサービス内容を調べる。
- （2）各種クレジットカード申込書に記入させ、約款の問題点等に気づかせる（資料3、資料4）。

資料1 主な電子マネー（プリペイド型）

名称	楽天Edy	Suica	PASMO	nanaco	WAON	ICOCA
運営主体	楽天Edy	JR東日本（交通系）	パスモ（交通系）	セブン&アイホールディングス	イオン	JR西日本（交通系）
開始時期	2001年11月	2001年11月	2007年3月	2007年4月23日	2007年4月27日	2003年11月
入金上限	5万円／オートチャージあり	2万円／オートチャージあり	2万円／オートチャージあり	2万9999円／オートチャージあり	2万円／オートチャージ夏から実施予定	2万円／オートチャージはないがクイックチャージあり
ポイント還元	カードや利用店により異なる	6月に加盟店でスイカポイントを開始予定	カードや利用店により異なる	100円で1ポイント（還元率は1%）	200円で1ポイント（還元率は0.5%）	独自ポイントはなし
媒体	カード、携帯電話（ソフトバンク）	カード、携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク）	カードのみ	カード、携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク）	カードのみ	カードのみ
発行済み枚数	約2900万枚（07年4月）	2003万枚（07年4月）	373万枚（07年4月30日）	目標は1年で1000万枚	目標は1年で800万枚	359万枚（07年4月）
主な加盟店	サークルKサンクス、ミニストップ、ampm、ヨドバシカメラ、マツモトキヨシなど	首都圏の鉄道系が中心。ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、イオンなど	小田急、京王、東京急行、京浜急行、西武鉄道、東京メトロなどの沿線を中心に展開	都内のセブンイレブン1500店でスタート。5月14日に東北、関東で5月28日に北海道、関西、九州に拡大	4月27日に一都六県と新潟県のジャスコ、マックスバリュなど96店舗でスタート。08年度中に全国の約2万3000店に拡大	JR西日本エリア、ハートイン、デイリーインなど
加盟店舗数	全国の約5万店（07年4月）	バスモとの合算で1万2700店（07年4月）	Suicaとの合算で1万2700店（07年4月）	全国の1万1700店（5月中）	全国の約2万3000店（08年度中）	5000店（08年3月目標）

資料2 主な電子マネー（ポストペイ型）

名称	ID	VISAroch (Smart plus)	QUICPay
主な採用会社	三井住友カード、クレディセゾン、UCカード、イオンクレジットサービス、NTTドコモ	DCカード、VISAインターナショナル、三菱東京UFJ、セントラルファイナンスジャックス、OMCカード、UFJニコス	トヨタファイナンス、アプラス、OMCカード、オリエントコーポレーション、クレディセゾン、ジャックス、セントラルファイナンス、JCB
運営主体	NTTドコモ	VISAインター、三菱UFJニコス	JCB
開始時期	2005年12月	2004年12月	2005年4月
利用限度／1回あたりの利用額	親カードの利用限度額内	親カードの利用限度額内	オフライン利用枠：最高3万円 1回あたりの利用金額：最高2万円
媒体	カード、携帯電話（ドコモ）	カード、携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク）	カード、携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンク）
発行済み枚数	238万枚（07年3月）	Smart plus14万枚（07年3月）	185万枚（07年3月）
主な加盟店	ファミリーマート、ローソン、ピックカメラ、ヨドバシカメラ、TSUTAYA	サッポロドラッグストア、アーチャタスコシステム、ジュンク堂書店	ロイヤルホスト、カラオケ館、首都圏PA、ファンケル
加盟店舗数	15万店（07年3月）	Smart plus1万3000店（07年3月）	4万店（07年3月）

先生の質問の解答例

- ① A ② G ③ F ④ D ⑤ B ⑥ C ⑦ H ⑧ E
- 式 $150,000 \times 0.15 = 22,500$ 答 ⑨ 22,500円
- ⑩ カード会社と金融機関と警察に通告し、不正引出し等の被害を予防する。
- リボルビング払いの計算式中の空欄
<元金定額方式>
7月 1,250 8月 90,000 1,875
9月 12,250 12月 150,000
<元利定額方式>
7月 10,000 8月 8,110 1,890
分割払いの計算式中の空欄
ピンク 3,780 白 0.0251 緑 1,506
水色 6,546 黄色 10,315 ベージュ 31,071
- ⑪ 特徴一覧の答は、本書42ページ 資料2 参照。

出所：東京都消費生活総合センター「季刊『わたしは消費者』」No.108
岩田昭男著「電子マネーは消費生活をどう変えるか」（平成19年6月）＜資料1、2とも＞

（注） $(100,000 - 8,750 + 60,000) \times 0.0125$
と計算する。1円未満は切り捨て。

資料3 クレジットカードをつくる

				年 組 番 氏名		
カード名 カード会社		銀行系 信販系 流通系 消費者金融系 メーカー系				
提携カード(記入する) 国際カード(○で囲む)		DC、JCB、VISA、Master、アメックス()				
支払い・入会資格		締め切り日	日	支払日	日	入会資格
年会費		初年度		利用限度額		
年会費 2年目以降						
支払い方法		実質年率		返済方式・その他		
分割払い		3回	%			
		12回	%			
		24回	%			
リボルビング払い		%				
		%				
キャッシング		%				
ローン		%				
		%				
遅延損害金		分割払い %	ショッピング %	キャッシング %	ローン %	
キャッシングや カードの特徴・特典						
他のカード との比較						
カード申し込みの問題点 分からなかったこと						
約款について 感じたこと						
調査後の 感想・考察						

クレジット申込書添付欄

- ・クレジット申込書を添付する
- ・勤め先は自分で設定する (参考:ひとり立ちワーク5参照)
- ・提出用は名前以外適宜変更して記入
- ・印は押さない サインとする

*個人情報を自ら流出しない

今後の自分のカードライフは?

資料4 クレジットカードの申し込み書及び約款

ご入会後8ポイントの文字で印刷した会員規約をお送りします。																																																																																		
<p>会員規約</p> <p>第1条(会員) 1. 株式会社○△×(以下「当社」という)が運営するクレジットカード取扱システムに当社所定の入会申込書等において、本規約を承認の上、会員区分を指定して申し込みされた方で当社が審査の上入会を承認した方を会員といいます。2. 本会員が債務の支払いその他の契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で本規約を承認のうえ申し込み、当社が承認した方を家族会員といいます。なお、家族会員は第2条第1項に基づき貸与される自己のクレジットカードのリボルビング利用に基づく債務について責任を負うものとします。3. 本会員と家族会員を会員といいます。</p> <p>第2条(カードの貸与およびカードの管理) 1. 当社は、会員(以下家族会員を含む。)本人に当社が発行する、クレジットカード(以下「カード」という)を貸与します。会員は、カードを貸与されると同時に直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。2. カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等(以下「カード情報」という)が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、譲渡、担保提供すること、またはカード情報を使用されることを一切してはなりません。</p> <p>第7条(暗証番号) 1. 会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録します。2. 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用代金はすべて会員の負担とします。3. 会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。</p> <p>第11条(本人確認法) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、キャッシングサービスおよびカード・ローン(以下併せて「金融サービス」といいます)の利用を制限することがあります。</p>																																																																																		
<p>リボルビング払いのご案内</p> <p>1.毎月のお支払い元金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締切日(毎月15日)のご利用残高</th> <th>定額コース</th> <th>標準コース</th> <th>短期コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>ご指定の金額(5千円以上)</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>10万円超20万円以下</td> <td>5千円単位※2</td> <td>2万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>20万円超10万円ごとに</td> <td></td> <td>1万円加算</td> <td>2万円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ご指定のない場合は定額コース1万円とさせていただきます。 ※2 ゴールド会員の場合1万円以上5千円単位となります。</p> <p>2.手数料率</p> <p>実質年率13.20%~15.00%(月利1.10%~1.25%) (上記以外の利率の場合がございます。) (初回日割計算:手数料率×日数/(締切日の翌日より翌月10日まで)/365日) ※手数料は締切日のご利用残高に手数料率を掛けて算出します。</p> <p>3.お支払い例</p> <p>・定額コース1万円、手数料率13.20%の場合 6月30日に7万円をご利用の場合 (1)8月10日のお支払い ① お支払いの元金 10,000円 ② 手数料 658円(7万円×13.20%×26日/365日) ③ 8月10日の弁済金 10,658円(①+②)</p> <p>(2)9月10日のお支払い ① お支払いの元金 10,000円 ② 手数料 660円(6万円×1.10%) ③ 9月10日の弁済金 10,660円(①+②)</p> <p>4.分割払いのご案内</p> <p>1.支払回数表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払回数</th> <th>3回</th> <th>5回</th> <th>6回</th> <th>10回</th> <th>12回</th> <th>15回</th> <th>18回</th> <th>20回</th> <th>24回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払期間</td> <td>3ヶ月</td> <td>5ヶ月</td> <td>6ヶ月</td> <td>10ヶ月</td> <td>12ヶ月</td> <td>15ヶ月</td> <td>18ヶ月</td> <td>20ヶ月</td> <td>24ヶ月</td> </tr> <tr> <td>実質年率</td> <td colspan="9">12.00%</td> </tr> <tr> <td>割賦係数</td> <td>2.01%</td> <td>3.02%</td> <td>3.53%</td> <td>5.58%</td> <td>6.62%</td> <td>8.19%</td> <td>9.77%</td> <td>10.83%</td> <td>12.98%</td> </tr> <tr> <td>ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割支払手数料の額</td> <td>201円</td> <td>302円</td> <td>353円</td> <td>558円</td> <td>662円</td> <td>819円</td> <td>977円</td> <td>1,083円</td> <td>1,298円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加盟店によりまして、上記支払回数以外の回数がご指定いただけた場合はござります。</p> <p>2.お支払い例 (現金明売価格10万円の商品を10回払いにした場合)</p> <p>A.上表に基づく手数料総額 100,000円×5.58%≈5,580円 B.上表に基づく支払総額 100,000円+5,580円=105,580円※1 C.毎月の支払額 105,580円÷10回=10,558円(ただし、初回10,412円※2、最終回10,555円※3) D.分割支払金合計額 10,412円(初回)+10,558円×8(第2回~第9回)+10,555円(最終回)=105,431円</p> <p>*1 「C.毎月の支払額」の合計([D.分割支払金合計額])は、「B.上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。 *2 初回の支払額での手数料は、分割払いに関する条項による割計算となります。 *3 端数が生じた場合、最終回の支払額で調整されます。</p> <p>キャッシングおよびローンのご案内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>融資利率</th> <th>返済方式</th> <th>返済期間・返済回数</th> <th>担保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャッシング サービス</td> <td>年利15.00%~18.00%</td> <td>元利一括払い</td> <td>毎月15日締切 翌月10日払い</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>○△× カード・ローン</td> <td>年利12.50%~17.95%</td> <td>毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定額払い</td> <td>毎月15日締切 翌月10日払い</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>●遅延損害金 年20.00% 取扱会社:株式会社○△×(登録番号:○△財務局長(9)第87654号)</p>		締切日(毎月15日)のご利用残高	定額コース	標準コース	短期コース	10万円以下	ご指定の金額(5千円以上)	1万円	2万円	10万円超20万円以下	5千円単位※2	2万円	4万円	20万円超10万円ごとに		1万円加算	2万円加算	支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	実質年率	12.00%									割賦係数	2.01%	3.02%	3.53%	5.58%	6.62%	8.19%	9.77%	10.83%	12.98%	ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割支払手数料の額	201円	302円	353円	558円	662円	819円	977円	1,083円	1,298円	名称	融資利率	返済方式	返済期間・返済回数	担保	キャッシング サービス	年利15.00%~18.00%	元利一括払い	毎月15日締切 翌月10日払い	不要	○△× カード・ローン	年利12.50%~17.95%	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定額払い	毎月15日締切 翌月10日払い	不要
締切日(毎月15日)のご利用残高	定額コース	標準コース	短期コース																																																																															
10万円以下	ご指定の金額(5千円以上)	1万円	2万円																																																																															
10万円超20万円以下	5千円単位※2	2万円	4万円																																																																															
20万円超10万円ごとに		1万円加算	2万円加算																																																																															
支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回																																																																									
支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月																																																																									
実質年率	12.00%																																																																																	
割賦係数	2.01%	3.02%	3.53%	5.58%	6.62%	8.19%	9.77%	10.83%	12.98%																																																																									
ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割支払手数料の額	201円	302円	353円	558円	662円	819円	977円	1,083円	1,298円																																																																									
名称	融資利率	返済方式	返済期間・返済回数	担保																																																																														
キャッシング サービス	年利15.00%~18.00%	元利一括払い	毎月15日締切 翌月10日払い	不要																																																																														
○△× カード・ローン	年利12.50%~17.95%	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定額払い	毎月15日締切 翌月10日払い	不要																																																																														

ねらい

- ローンやクレジットの金利から利息が計算できる。
- ヤミ金融の実態を知ることにより、金利に対する関心と感覚を養う。
- 多重債務に陥らないための留意点と相談窓口がわかる。

使い方

(1) その1 新貸金業法成立の背景を知る(資料5)。

わが国において、ほとんどのクレジットカード会社のキャッシングの利息や消費者金融の利息は、利息制限法違反の金利に設定されてきた。テレビなどで盛んに広告していた消費者金融の金利は、出資法の上限金利29.2%以下であってもけつして楽に返済できる金利ではなかった。法改正により出資法の上限金利は引き下げられ(29.2%→20%)、20%を超える金利は違法となったことを知る(資料4も参照)。なお、法改正により、借り過ぎ・貸し過ぎ防止のため、総量規制も導入され、借入残高が年収の3分の1を超える場合、新たな借入はできなくなった。

(2) その2 各種預貯金やキャッシング、ローンの金利をグラフ内に記入し、その差を視覚的に把握する。

ヤミ金融の利息については、その3で計算し、グラフに記入する。街角で配られているティッシュや銀行、デパートにあるクレジットカード契約申込書の金利を使うとよい。リボルビング払いや分割払いの返済方法による金利の差と特徴も資料を用いて指導する(資料1、資料2)。預ける時の金利の低さ、無担保で手軽に借りる時の金利の高さを実感させる。

(3) その3 利率の表示は様々なので、表示のしかたでは低利と感じてしまうことがある。常に利息は実質年率に直してとらえ、返済方法にも注意することが大切である。

a. 日歩^{ひぶ}というのは、元金100円に対する1日あたりの利率のこと、「日歩5銭」を年率に直すと

$$1\text{円} = 100\text{銭} \text{だから}, \quad 5(\text{銭}) \div 100(\text{銭}) = 0.05(\text{円})$$

$$\text{元金}100\text{円} \text{に対して}0.05\text{円} \text{だから} \quad 0.05(\text{円}) \div 100(\text{円}) \times 100 = 0.05(\%)$$

1日当たり0.05%ということになる。従って、年利に直すと、 $0.05 \times 365 = 18.25\text{ \%}$ となる。

これは出資法の上限金利20%に近いので、②「よく考えたら並だ」と答えるか、借入額(元本)が10万円以上の場合には利息制限法を超えてるので、③「法定金利を超えるひどいもの」と答てもよい。

b. よく高金利のことを「トイチ」というが、これは10日で1割の利息を意味する。練習問題は「トサン」だから、10日で3割の利息ということになり、1日あたり3%の利率となる。年利に直すと

$$30(\%) \div 10(\text{日}) \times 365(\text{日}) = 1,095(\%) \text{となり、まさに「法定金利を超えるひどいもの」ということになる。}$$

c. 「トヨン」は10日で4割だから、 $40(\%) \div 10(\text{日}) \times 365(\text{日}) = 1,460(\%)$ となる。

「トゴ」は10日で5割だから、 $50(\%) \div 10(\text{日}) \times 365(\text{日}) = 1,825(\%)$ となる。

これを、その2のグラフ内に書き込んで、ヤミ金融の利息がいかに桁はずれか実感させる。さらに、なぜこのような高利の契約をする人がいるのか考察させるとよい(資料7、資料10)。1日10割(年36,500%)や1日20割(年73,000%)のヤミ金融も存在する。

また、ヤミ金融の暴力的・脅迫的取り立てが社会問題化し、2003年7月25日ヤミ金融対策法(貸金業規制法及び出資法の一部改正法)が成立した(資料9)ほか、深刻化する多重債務問題に対処するため、2006年12月13日に新貸金業法(貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法)が成立した(資料5)。

(4) その4において、(1)、(2)は具体的に借りる金額に利率をかけて利息を計算する(解答はワーク9 29ページの下)。

(3) の①では5年2ヶ月で返済を完了するが、②では払い終えることができないことが、3ヶ月分の計算で自覚できる。利率と月々の返済金額、返済方法を充分検討する必要があることを把握させる(資料3)。

借金なんてまじめに払っていればいつかは終わるとか、利息だけ払えばいいなどの甘い考えではいけないことをわからせる。

(5) その5 多重債務に陥らないための注意点(資料6～資料8)。

①消費者金融やクレジットカードのキャッシングは、なるべく利用しない。消費者金融の計画的利用はあり得ない。

②やむを得ず消費者金融やクレジットカードのキャッシングを利用する時は、できる限り短期間で完済する。

③返済が困難になったら借金返済のための借金(自転車操業)はしないで、消費生活センターや法テラスなどの相談窓口で相談する。

④紹介屋・買取屋・整理屋・提携弁護士・提携司法書士の甘い宣言文句にはだまされない。

⑤安易に保証人・連帯保証人とならない。

指導上の留意点

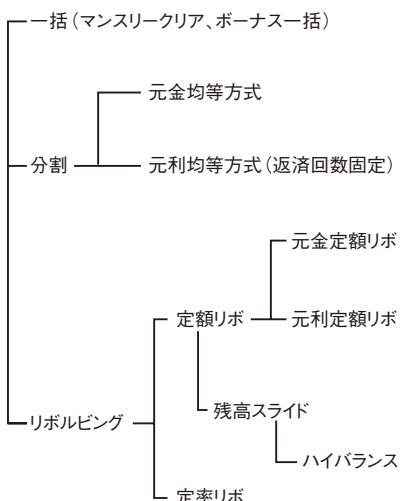
- (1) 「自分たちには無関係、ヤミ金融に関わる人が悪い」という短絡的な結論にならないよう指導する。
- (2) ヤミ金融が横行する社会構造にも目を向ける。
- (3) 金融広報中央委員会「きみはリッチ?」・「きみはリッチ? (指導書)」も参照。

発 展

資料10 を利用してクレジットからヤミ金融に至るまでのストーリーを考え発表しよう。

参考資料

資料1 返済方法アラカルト



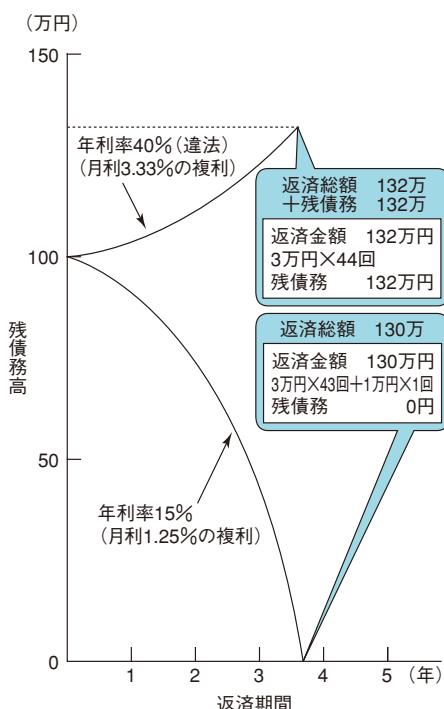
出所:全国銀行協会「ローン&クレジットのABC」
(平成22年12月)より作成

資料2 各種支払方法のメリット・デメリット

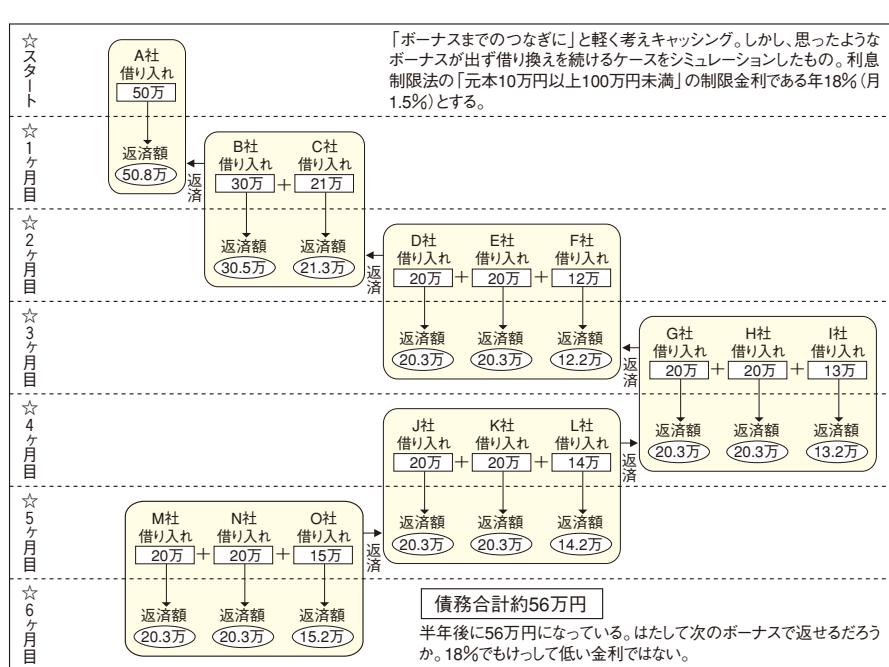
支払方法	メリット	デメリット
クレジット払い	・支払に必要なお金が手元にないときでも買い物ができる ・ポイントなどの特典がある	・使いすぎる心配がある ・金利がかかる(一括払いを除く) ・カード年会費がかかることがある
一括払い (翌月1回、ボーナス一括)	・金利がかからない	・クレジット利用額を支払日に全額用意する必要がある
分割払い	・支払が分割されるため、1回あたりの支払額は小さくなる	・金利がかかる(10~15%など)
	・元利均等払い	・初期の返済負担が大きい (返済額は漸減していくため)
元利均等払い	・毎月の返済額が均等なので、返済計画が立てやすい	・元利均等払いに比べ、返済総額が大きい
リボ払い (返済回数を決めず、毎月の最低返済額を決めて返済)	・毎月の返済額は原則として一定であるため、返済計画は立てやすい	・金利がかかる(15%など) ・多く借りても毎月の返済額は原則として一定であるため、借金感覚が麻痺しやすい。この場合、返済期間が長くなり、支払う利息も大きくなっている、実態としては負担は増えている
(参考)現金払い	・使いすぎる心配がない ・金利はからない	・お金がないときには使えない ・ポイントなどの特典はない

(注)クレジットカードでは「手数料」との言葉が一般に使われるが、実質的には「金利」と同じであるため、上記では「金利」で統一した。

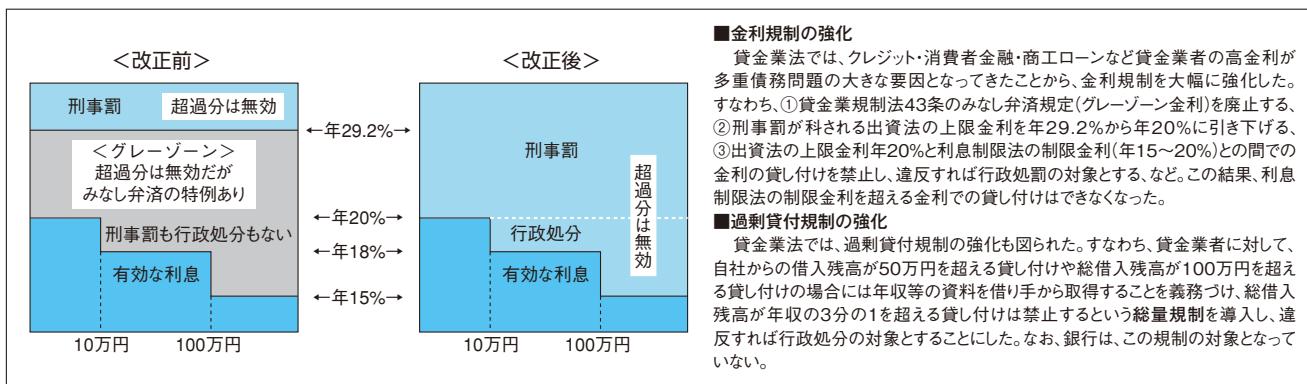
資料3 金利の違いによる残債務の推移



資料4 債務増加シミュレーション

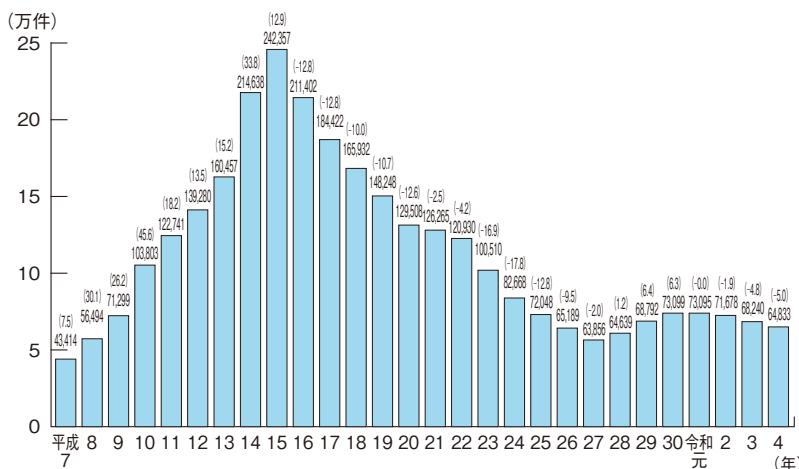


資料5 貸金業法の成立、完全施行（2010年6月から）



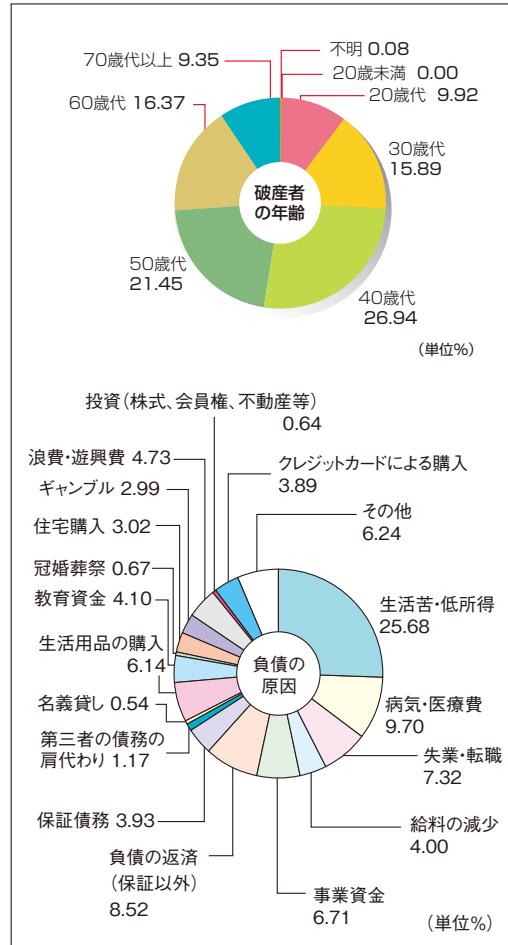
出所：金融広報中央委員会「きみはリッチ？（指導書）」（2019年1月）より作成

資料6 個人破産申立件数の年別推移



出所：最高裁判所「司法統計年報」
(注)（ ）内は対前年伸び率（%）。

資料7 最近の破産申立者の年齢構成および破産の理由



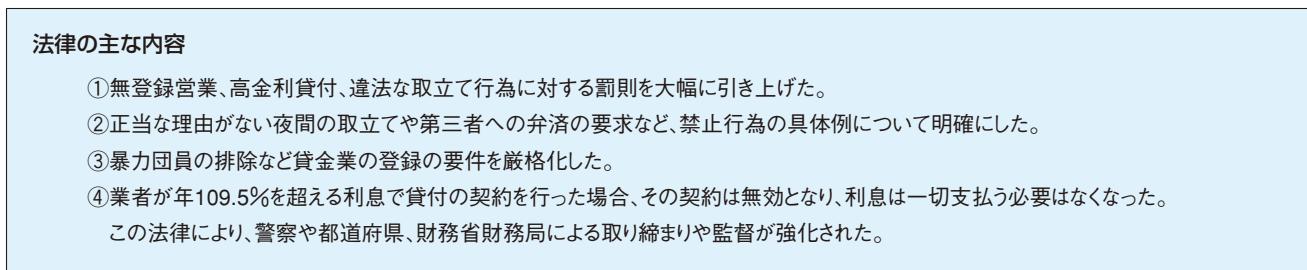
出所：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「2020年破産事件及び個人再生事件記録調査」

資料8 多重債務の解決法

にんいせり 任意整理	裁判所などの公的機関を利用せず、貸金業者などの貸し手と話し合い、利息制限法にもとづいて借金の減額などの交渉を行うこと。ほとんどの場合、弁護士などの法律の専門家に依頼する
ちうてい 調停による整理	簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間にはいり、あっせんして利息制限法などにより両者の合意を成立させる
さいせい 個人再生手続き	たとえば500万円の借金のある人が3年間に200万円を返済する計画を立て、この返済計画が裁判所で認められたうえで計画通り返済が完了すると、残りの借金が免除される
じこはさん 自己破産	裁判所に破産手続開始の申し立てをし、免責許可決定を受けると借金が免除される

出所：金融広報中央委員会「きみはリッチ？」（2020年2月）より作成

資料9 ヤミ金融対策法



クレジットから多重債務へ、そして…



名簿屋

サラ金等の金融業者に
名簿を売る人

あの手 この手の ヤミ金融

090金融



利用者が業者の携帯電話に連絡を入れると待ち合わせ場所に車で乗り付け、車の中で利用者に現金を渡して超高金利の貸付を行う

リース金融



家具や車をいったん買い取り、これを貸与するリース契約をして高額な使用料を徴収する

年金担保金融



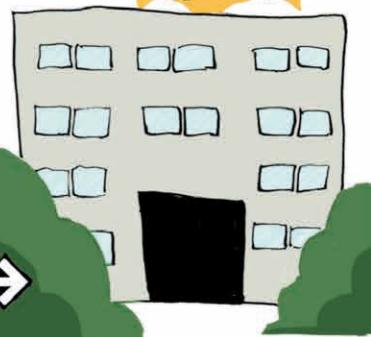
押し貸し



カラ貸し



困つたら、近くの消費者センターか弁護士会へ！



気をつけよう
提携弁護士



整理屋と組んでいる提携弁護士
依頼者に不利な和解となりやすい

(生徒作品 小坂井 恵子 作)

ねらい

- 最近の悪質商法の事例を学ぶことにより、「契約は慎重に」という基本的な姿勢を養う。
- ひっかけのテクニックから、ひっかかる心理を考察し、自分にあるその心理を自覚する。
- きっぱり断る勇気も大切であることを確認する。
- あぶない、あやしいと気付くアンテナをもつ。

使い方

(1) **その1** では、3つの事例を通じて、ひっかけのテクニックを知り、ひっかかる心理を考察する。

商法の名称を覚えることより、「なぜ」という考察を重ねて、対処方法を身につけさせる。

・18才Aさんの場合… 連鎖販売（マルチ商法）の事例である。大学の先輩に「簡単で高収入が得られるバイトがある。話を聞くだけでもいいから」などと誘われ、断るのは気まずいと思ってついていく。業者の巧みなセールストークと先輩の勧めに押され、落ち着いて考えれば売れそうにない商品（就職用DVD）を、消費者金融から借りてまで買ってしまった。「楽に稼ぎたい」という欲にもつけ込まれている。

・19才B子さんの場合… エステのキャッチセールスにキャッチされた事例である。かっこいい男性に「きれいなお肌ですね」と声をかけられたB子さん。容姿には自信もあり、そこをほめられて、ついつい喫茶店について行ってしまう。店にはその男性の仲間がいて、断ると怖い雰囲気。早く解放されたくて高額な契約をしている。

・20才Cさんの場合… 今はやりのインターネットによる通信販売の「雲隠れ」の事例である。ネット販売で欲しかったスニーカーを見つけ、注文。中をよく確かめずに支払って、あとで二セモノと気付いても「雲隠れ」した業者に払い戻しも請求できない。

品物を受け取ったらその場で中身をしっかり確認してから代引き支払いをしたり、振り込みをする。前払いを要求する業者には注意する。

(2) **その2** では、**その1** の事例を使って、きっぱり断る練習をする。

ネット販売の事例は断るというより、どうすればよかったのか、という内容をあげることになる。考えた内容をロールプレイングにすると理解が深まる。「けっこうです」、「いいです」などのあいまいな言葉遣いがあれば注意をする。

(3) **その3** は、悪質業者の立場からものを考えることにより、悪質商法の理解を深める課題である。

売りつける商品を決め、いつ、誰が、どんな状況の時に、どんなセールストークで、どうアプローチすれば売れるかを班ごとに考えさせる。

(4) **その4** では、**その3** やその他の悪質商法をもとに、班ごとに、ナレーションや配役を決めてシナリオを作りロールプレイングを行う。

小道具なども準備するとさらに楽しく学習できる。

発展

学習した悪質商法だましの手口やひっかかる心理をもとに、消費者被害を防止する啓発ポスターを作ろう（**資料1**～**資料3**）。「啓発」を目的にするので、曖昧な理解では書くことができない。人の心を捉えるキャッチフレーズ、正しい知識などが製作に要求されることにより、さらに理解が深まる。その他、パンフレットの制作では「折りたたみ」の効果を利用することにより、ポスターとはまたひと味違う表現を工夫することができる。被服製作とクロスさせて、「メッセージキルト」作りも効果的である。生徒一人ひとりの「メッセージキルト」をつないで最後にはクラス全員の「啓発タペストリー」を作り上げると迫力満点のものとなる（**資料4**）。

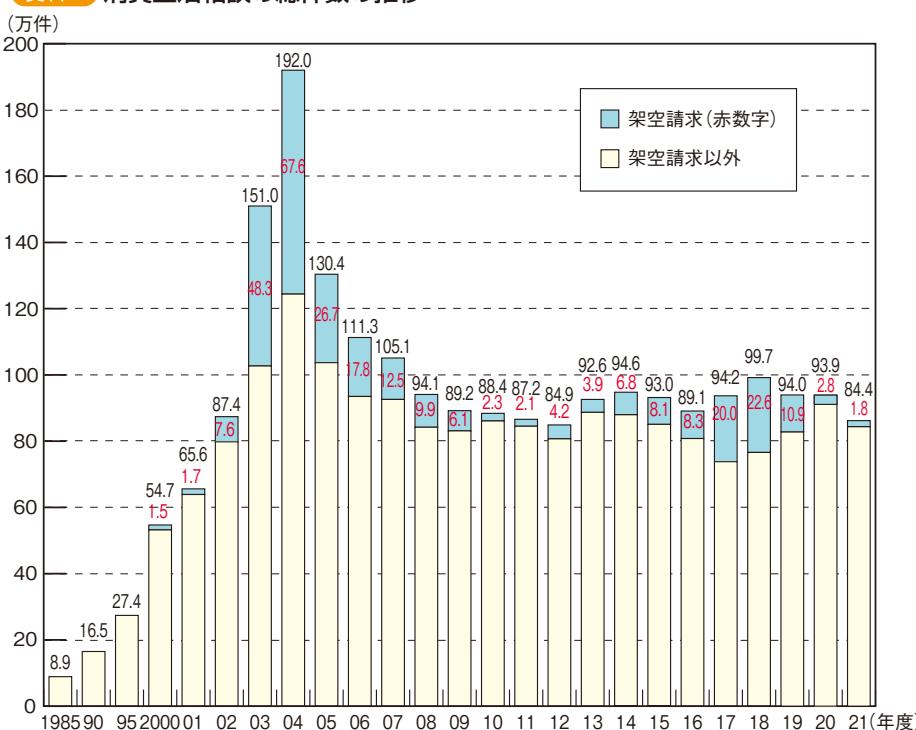
参考資料

資料1 消費者からの相談が多い販売方法や手口

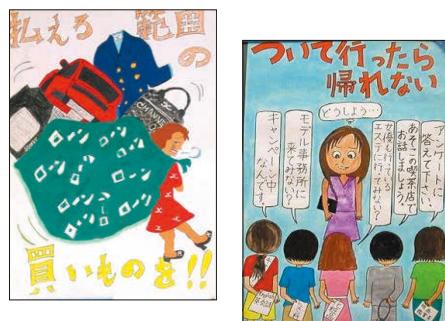
販売方法・手口	説明
インターネット通販	オンラインショッピングなど、インターネット等のネットワークを利用して行われる取引。ここでは、出会い系サイトなどの有料サイト等のサービスも含めてインターネット通販としている
定期購入	SNSやインターネット上で、通常価格より低価格で購入できるという広告を見て購入したところ、実際は定期購入が契約の条件であるといった販売方法。化粧品と健康食品での相談が多い
家庭訪販	販売業者が消費者宅を訪問し、商品やサービスを販売する方法
電話勧誘販売	販売業者が消費者に電話をかけ、または特定のやり方で電話をかけさせ、その電話における勧誘により、郵便等で契約を締結する販売方法
かたり商法(身分詐称)	販売業者が有名企業や、市役所・消費生活センターなどの公的機関の職員、またはその関係者であるかのように思わせて商品やサービスを契約させる商法
無料商法	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」「無料で閲覧」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを契約させる商法
サイドビジネス商法	「内職・副業(サイドビジネス)になる」「脱サラできる」などをセールストークに何らかの契約をさせる商法
フィッシング	送信者を詐称した電子メールを送り付けたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりするなどの方法で、クレジットカード番号やアカウント情報といった重要な個人情報を盗み出す方法
ワンクリック請求	パソコンやスマートフォンでアダルトサイトなどでアクセスしたところ、いきなり「登録ありがとうございます」と表示され、高額な料金を請求されるという商法
マルチ取引	商品・サービスを契約して、次は自分が買いたい手を探し、買いたい手が増えるごとにマージンが入る取引形態。買いたい手が次にその販売組織の売り手となり、組織が拡大していく
利殖商法	「値上がり確実」「必ずわかる」など、利殖になることを強調して、未公開株、ファンドなどへの投資や出資を勧誘する商法
点検商法	「点検に来た」「無料で点検する」などと言って消費者宅に来訪し、「水質に問題がある」「布団にダニがいる」などと言って商品やサービスを販売する商法
販売目的隠匿	商品やサービスの販売であることを意図的に隠して消費者に近づき、不意打ち的に契約させようとする販売方法(アポイントメントセールスは含まれていない)
偽警告	インターネットを利用している端末に「コンピューターウィルスに感染している」等の偽の警告画面を表示させ、ウイルス対策ソフトやセキュリティーサポート等を契約させる商法
保険利用可能トーク	「火災保険や住宅保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようサポートするので住宅修理をしないか」などのセールストークで、工事・修理の契約をさせる商法
訪問購入	購入業者が、消費者の自宅等、営業所等以外の場所において、売買契約の申し込みを受け、または売買契約を締結して物品等を購入する方法
次々販売	一人の消費者に次から次へと契約させる商法。同じ商品または異なる複数の商品を次々に契約させるケースや、複数の業者が次々に契約させるケースなどがある
当選商法	「当選した」「あなただけが選ばれた」など特別な有利性を強調して消費者に近づき、商品やサービスを販売する商法
ネガティブ・オプション(送りつけ商法)	契約を結んでいないのに商品を勝手に送ってきて、受け取ったことで、支払い義務があると消費者に勘違いさせて代金を支払わせようとする商法
紹介販売	商品やサービスを購入した人に、知人など他の人を紹介させることによって販売を拡大するシステム
クレ・サラ強要商法	売買契約の際に無理やりサラ金等から借金をさせたりクレジット契約を組ませたりする商法
アポイントメントセールス	「抽選に当たったので景品を取りに来て」「特別なモニターに選ばれた」など販売目的を明らかにしないで、または著しく有利な条件で取引できると言って、電話や郵便等で喫茶店や事務所等へ呼び出し、契約しないと帰れない状況にするなどして商品やサービスを契約させる商法

出所：国民生活センター「PIO-NET」による2021年度の消費生活相談の概要」を基に作成

資料2 消費生活相談の総件数の推移



資料3 啓発ポスター(生徒作品)



資料4 啓発タペストリー(生徒作品)



出所：国民生活センター「消費生活年報2022」

(注)架空請求の件数は2000年度以降集計。

ねらい

- 契約の基本を学び、公正な契約とは何かを考える。
- 悪質商法や不適正な販売方法による契約被害にあった場合の相談窓口を知る。
- 契約の解除ができる制度を学び、悪質商法や不適正な販売方法に毅然として対処する姿勢を養う。

使い方

ワーク10の悪質商法の事例A, B, Cの契約解除が可能かどうか考えることを通じて、悪質商法や不適正な販売方法に対処する方法と根拠を把握する。

- (1) **手段 その1** まず、3人の事例がクーリング・オフ可能かどうか、チェックシートに書き入れ、判断する（解答 [資料12](#)）。
- ①Aさん ……このケースは連鎖販売（マルチ商法）である。「連鎖販売、20日以内、30万円」なので、特定商取引法によりクーリング・オフできる（連鎖販売の場合は、「使用したか」、「クーリング・オフ適用除外商品か」、「政令指定消耗品か」とは関わりなくクーリング・オフできる）。見本を見て何を確実に書き込むべきかを把握したうえで、クーリング・オフ通知をハガキまたはスマホで作ってみる（[資料10](#)、[資料11](#)）。なお、このケースではAさんは成年者であるが、もしAさんが未成年であった場合には、未成年者は父母の同意を得ないで行った契約を取り消すことができる（未成年者契約取消権）（[資料1](#)、[資料12](#)）。
- ②B子さん ……エステ契約はクーリング・オフ期間の8日を過ぎているのでクーリング・オフはできない。しかし、あきらめないで、**手段 その2** へ進む。
- ③Cさん ……通信販売の1つであるので、クーリング・オフできない。なお、通信販売でも、業者が広告に返品についての条件を表示していない場合には、8日以内なら返品できる（送料は購入者の負担となる）。しかし、Cさんのケースでは、代金を既に全額支払っており、相手は雲隠れしているので、もし返品できても代金が返ってくる可能性は小さいと考えられる。
- (2) **手段 その2** B子さんのケースは、特定継続的役務提供の7業種（エステティック、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療）の1つであるので、クーリング・オフ期間を過ぎても理由のいかんを問わず、役務提供を受けていない部分について中途解約できる。中途解約に伴って負担する違約金も、上限が定められている（[資料6](#)）。また、エステ契約をして化粧品を購入した場合、エステ契約を解除した時に化粧品の購入契約もエステ契約の関連政令指定商品として解除できる（[資料7](#)）。ただし、商品を使用消費したときは一定の負担を求められるが、業者に強要されている場合もあるので、契約書などを持参して消費生活センターに相談しよう。
- Cさんのケースは、中途解約の対象でもない。従って **手段 その3** へ進む。
- (3) **手段 その3** 特定商取引法は、取引形態に制約があるためクーリング・オフできないことがある。これに対し、消費者契約法は全ての消費者契約、全ての物品・サービス・権利に関し、不当な勧誘方法により締結した契約は消費者に取消権を与えていた。また、行使期間はクーリング・オフ期間より長く、誤認困惑が終わって6ヶ月以内、契約後5年以内としている。Cさんは、ウソの情報を与えられ（重要事項に関する不実の告知）での契約なので、取消権は発生することになる（[資料4](#)）。しかし、実際支払ってしまった相手は雲隠れしているので、この場合はどうしようもないことになる。制度を知っていても権利行使しなければ意味がない（[資料2](#)）。
- (4) **手段 その4** クーリング・オフし、返金請求しても相手が応じてくれない場合に泣き寝入りすることは、むしろ悪質業者の増加、被害の拡大を招きかねない。その場合次のような問題解決の方法がある。
- ①消費生活センターの活用 ……現在、全国800カ所以上に設置されている消費生活センターは、有力な消費者支援の機関である。気軽に電話で、しかも無料で相談でき、行政の管轄だが消費者救済の立場に徹し、地域のたよりになる、裁判によらない紛争解決機関の代表である。「188」に電話すれば、最寄りの消費生活センターを案内してくれる（[資料13](#)）。
- ②裁判制度の利用 ……1998年に導入された「少額訴訟手続き」は、これまでの裁判と違い、簡易・迅速な紛争解決を目指す新しい制度。60万円以下の金銭の支払い請求を求めるものに限られ、原則1回の審理で直ちに判決をもらうことができる。申請窓口は全国各地の簡易裁判所内にあり、裁判官、司法委員、書記官、原告、被告、証人らがラウンドテーブルを囲んで話し合いのしやすい形態をとる裁判所が多い。費用も安く、アパートの賃貸借をめぐる敷金返還訴訟などへの利用が目立っている。

指導上の留意点

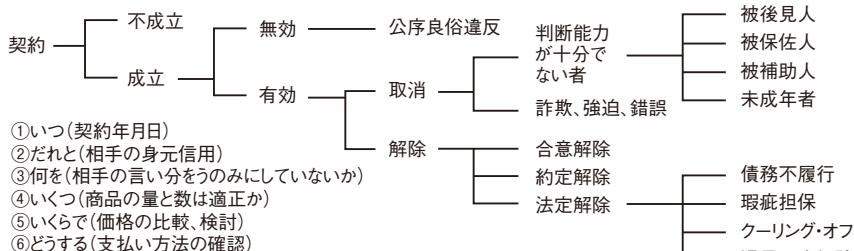
- (1) 「クーリング・オフの条件をクリアしなければおしまい」というとらえ方ではなく、あらゆる消費者保護の法律を利用していくことが求められる。
- (2) Cさんは、通販を着払い購入しているためクーリング・オフできないが、もし、クレジットを組んでいたら、割賦販売により支払いを停止することができる場合もあるので、消費生活センターなどに相談する。

発展

- (1) 簡易裁判所の見学をしてみよう。
- (2) 被害事例を検索してみよう。
- (3) 啓発ポスターを作成してみよう(資料14)。

参考資料

資料1 契約の体系



(注)無効とは、はじめから契約が存在しないこと。取り消しは、いったん成立した契約を取り消すまで有効。
クーリング・オフは特別法。特別法は民法に優先する。

資料2 契約の賢い締結のための基礎知識

1. 契約は約束
信用できる相手か、自分は本当にほしいか、契約内容に納得できるか、十分な情報で検討したか、契約するまでは慎重に考える。
2. イエス、ノーは明確に
3. 契約書はよく読んでからサイン
4. 契約書は契約後にも再確認を
5. 書類などは大切に保管する
6. 変だな、おかしいと思ったらすぐ消費生活センターなどに相談。早いほど、よい解決が得られる

資料3 消費者契約法ー①法律の概要

2000(平成12)年に制定された消費者契約法は、消費者と事業者との情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益を擁護するため、消費者契約(消費者ー事業者間の契約)の全般にわたり、問題のある契約締結の手法をあげて、それらの手法によって契約をした場合の消費者の取消権や契約の無効を定めた。どのような場合に消費者が契約を取り消せるか、契約が無効となるかについては、下記の資料4を参照。

事業者との間で契約をしてトラブルが生じた場合、契約の取消ができるケースや契約が無効になるケースに当たらないか、確認しよう。なお、消費者契約法による取消や無効とは別に、クーリング・オフの制度もある(資料8参照)。トラブルが生じた場合、できる限り早く消費生活センターなどに連絡し、対処手段について相談しよう。

消費者契約法は2006(平成18)年に改正され、内閣総理大臣が認定する「適格消費者団体」は、消費者の被害の発生または拡大を防止するため、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対して差止請求ができるようになった。適格消費者団体は現在23ある(2022年7月末時点)。事業者の不当な行為を見かけたら、適格消費者団体に連絡しよう。

なお、この法律は、事業者と消費者間の契約に適用されるため、フリマアプリ等を利用してした消費者間の取引のトラブルには適用されない場合があるので注意しよう(出品者が事業者であれば適用)。

資料4 消費者契約法ー②契約の取消と無効

消費者が契約を取消できる場合

不実告知	うそを言われた。事故車ではありません等	不安をあおる告知	悪質な就職セミナー等
不利益事実の不告知	不利益な事実をわざと言わなかった	好意の感情の不当な利用	デート商法等
断定的判断の提供	必ず値上がりするといわれた等	靈感等による告知を用いた勧誘(靈感商法)*	〇〇を買えば悪霊は去り、あなた(あなたの家族)の病状は良くなる等
不退去	帰ってくれ、と言ったのに帰らなかつた	契約前なのに債務の内容を実施して強引に代金請求	さお竹はもう切ったから買え。断るならここまで来た交通費を払え等
退去妨害	帰ります、と言ったのに帰るのを妨げられた		
過量契約	通常の量を著しく超える物の購入を勧誘された		

*2023年の法改正で、取消できるケースが広げられ、取消権の行使期間も延長されました(例:契約締結から5年→10年)

消費者の利益を不当に害する契約条項は無効となる

事業者は責任を負わないとする条項	平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項
消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項	遅延損害金につき年利14.6%を超える部分についての条項
成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項	消費者の利益を一方的に害する条項

出所:消費者庁「不当な契約は無効です!一早わかり! 消費者契約法ー」(2022年)、金融広報中央委員会「18歳までに学ぶ 契約の知恵」(2022年)をもとに作成

資料 5 特定商取引法ー①法律の概要

特定商取引法(正式名「特定商取引に関する法律」)は、消費者トラブルが生じやすい特定の商取引につき、購入者等の損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護することを目的とする法律。特定商取引として、以下の7つが定められている。

	内 容	特徴など	
訪問販売	自宅等への訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)等	消費者が自ら求めないのに、販売の勧誘を受ける	原則すべての商品・役務が対象
電話勧誘販売	電話で勧説し、申し込みを受ける販売		
通信販売	新聞、雑誌、インターネット等の広告による場合など、郵便、電話等の通信手段により申し込みを受ける販売	事業者と対面して商品や販売条件を確認できない	
特定継続的役務提供	長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引。エステティック、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療が対象	長期・高額の負担を伴う	
連鎖販売取引	個人を販売員として勧説し、さらに次の販売員を勧説させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売。いわゆる「マルチ商法」	ビジネスに不慣れな個人が勧説を受ける	
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」と説き、仕事に必要であるとして、商品等を売って金銭負担を負わせる取引。いわゆる「内職商法」		
訪問購入	消費者の自宅等を訪問し、物品を購入するいわゆる「押し買い」	消費者が自ら求めないのに、購入の勧説を受ける	

事業者への行政規制として以下が定められ、違反に対しては指示命令・業務停止命令などの行政処分または罰則の適用がある。

	内 容
氏名等の明示の義務	勧説開始前に、目的や事業者名などを、消費者に告げることを義務づけ
不当な勧説行為の禁止	不実告知(虚偽説明)、重要事項の不告知、威迫・困惑を伴う勧説行為等を禁止、再勧説の禁止、迷惑勧説等の禁止
広告規制	広告に重要事項の表示を義務づけ(通信販売では返品特約等)、虚偽・誇大な広告を禁止、請求や承諾なしに電子メール広告を送信することを禁止
書面交付義務	契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ
告知義務	訪問購入業者は、クーリング・オフ期間は物品の引渡しを拒むことができる旨告知することを義務づけ

消費者自らが自力救済を図ることができるよう、消費者による契約の解除などの民事ルールも定められている。

	内 容
クーリング・オフ	契約後一定の期間、無条件で解約することが可能。訪問販売、電話勧説販売、特定継続的役務提供、訪問購入は8日間。連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日間。通信販売にはクーリング・オフは適用されない
中途解約	特定継続的役務提供、連鎖販売取引では、クーリング・オフに加えて、将来に向かって契約の解除が可能
過量販売解除	訪問販売では、購入者にとって特別の事由なく、通常必要とされる分量を著しく超える契約をした場合、解除が可能

資料 6 特定商取引法ー②特定継続的役務提供の解約と中途解約時の精算ルール

特定継続的役務提供			中途解約の場合に事業者が消費者に請求することができる金額	
指定役務	契約期間	契約金額	役務提供開始前	役務提供開始後
エステティック	1ヵ月超	5万円超	2万円	2万円または残金の10%のいずれか低い金額
語学教室	2ヵ月超	5万円超	1万5,000円	5万円または残金の20%のいずれか低い金額
学習塾	2ヵ月超	5万円超	1万1,000円	2万円または授業料の1ヵ月分のいずれか低い金額
家庭教師	2ヵ月超	5万円超	2万円	5万円または授業料1ヵ月分のいずれか低い金額
パソコン教室	2ヵ月超	5万円超	1万5,000円	5万円または契約残高の20%のいずれか低い金額
結婚相手紹介サービス	2ヵ月超	5万円超	3万円	2万円または契約残高の20%のいずれか低い金額
美容医療	1ヵ月超	5万円超	2万円	5万円または残金の20%のいずれか低い金額

資料 7 特定商取引法ー③特定継続的役務提供の関連商品としての政令指定商品の例

エステティック	結婚相手紹介サービス
健康食品、化粧品、下着類、美顔器、脱毛器など	真珠、貴石、半貴石、指輪その他の装身具
語学教室、学習塾、家庭教師	美容医療
書籍、CD、ファクシミリ機器、テレビ電話など	健康食品、化粧品、歯の漂白剤、医薬品、医薬部外品など
パソコン教室	
パソコン、ワープロ、これらの部品・付属品、書籍、DVDなど	

資料8 クーリング・オフ①制度の概要

■クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、消費者が自宅などに不意の訪問を受けて勧誘される場合等、自らの意思がはっきりしないままに契約の申込みや締結をしてしまうことがあるため、消費者が頭を冷やし再考する機会を与るために導入された制度である。資料9にあげられた法律に定められる商法で、その法律に定められた期間内であれば、消費者は、損害賠償または違約金の請求をうけることなく、申込みの撤回や契約の解除をすることができる。

出所:消費者庁「ハンドブック消費者2014」より作成

■クーリング・オフのチェックポイント

- ①契約場所は、店舗や営業所以外の場所(自宅、喫茶店、路上など)か。
キャッチセールス、アポイントメントセールスなどは店舗や営業所での契約もクーリング・オフできる。
- ②購入した商品、サービスが適用除外商品・サービスではないか。
原則すべての商品・サービスを扱う取引や指定権利はクーリング・オフできる。サービスや作業が終わっている場合もクーリング・オフができる。ただし、適用除外の商品・サービスはクーリング・オフできない。
- ③法令で指定された消耗品か。
健康食品、化粧品など政令指定消耗品(8種の品目)に該当する場合、使用していないこと。ただし、書面に「使用するとクーリング・オフできなくなる」との記載がない場合は、使用・開封してもクーリング・オフできる。販売者が使用・開封させた場合もクーリング・オフできる。
- ④総額いくらで購入したか。
3,000円未満の現金取引はクーリング・オフできない。
- ⑤契約書面を受け取ってからクーリング・オフの期間内(資料9)か。
契約書面を渡されていないときや記載内容に不備があるときは、クーリング・オフ期間を過ぎてもクーリング・オフができる。

出所:国民生活センター「くらしの豆知識 2015」に加筆

■クーリング・オフの行使方法

- ①クーリング・オフの手続きは書面で通知することが必要である。
- ②理由を告げる必要はなく、契約日や商品名とともに、この契約を解除したいという意思が伝わる内容であること。
- ③はがきに書く場合は両面コピーをとり、「簡易書留」「特定記録郵便」など記録に残る方法で送付する。
- ④最も確実な方法は「内容証明郵便」でだすこと、3枚1組の用紙(文具店で販売)に通知内容を書き、郵便局窓口に提出し、1通は自分で保管しておく。
- ⑤クレジット契約をした場合には、クレジット会社と販売会社へ同時に通知する。クレジット契約をしていない場合は、販売会社のみに通知する。

■クーリング・オフの効果

クーリング・オフを行えば、一切の負担を負うことなく無条件で契約を解除できる。解除に伴う違約金を支払う必要もなく、商品を使用して価値が減少していても、現に手元にある商品を返還すればよい。商品の返送費用も販売業者の負担となる。

資料9 クーリング・オフ②制度の一覧

法律	取引内容	クーリング・オフ権を行使し得る期間	根拠条文	法律	取引内容	クーリング・オフ権を行使し得る期間	根拠条文
特定商取引に関する法律	訪問販売	申込者等が契約の内容を明らかにする書面(又は契約の申込みの内容を記載した書面)を受領した日から起算して8日を経過するまで	第9条	保険業法	保険契約	申込者等が保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された日と申込みをした日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまで	第309条
	電話勧誘販売	申込者等が契約の内容を明らかにする書面(又は契約の申込みの内容を記載した書面)を受領した日から起算して8日を経過するまで	第24条	金融商品取引法	投資顧問契約	顧客が契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して10日を経過するまで	第37条の6 施行令 第16条の3
	連鎖販売取引	契約の相手方が契約の内容を明らかにする書面を受領した日又は商品の引渡しを受けた日から起算して20日を経過するまで	第40条	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員契約	会員が指定役務の内容及び提供時期等を記載した書面を受領した日から起算して8日を経過するまで	第12条
	特定継続的役務提供	特定継続的役務提供受領者等が契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日を経過するまで	第48条	特定商品等の預託等取引契約に関する法律	預託等取引契約	預託者が預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を受領した日から起算して14日を経過するまで	第8条
	業務提供誘引販売取引	契約の相手方が契約内容を明らかにする書面を受領した日から起算して20日を経過するまで	第58条	宅地建物取引業法	宅地建物取引	申込者等が申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について書面で告げられた日から起算して8日を経過するまで	第37条の2
	訪問購入	申込者等が契約の内容を明らかにする書面(又は契約の申込みの内容を記載した書面)を受領した日から起算して8日を経過するまで	第58条	不動産特定共同事業法	不動産特定共同事業契約	事業参加者が不動産特定共同事業契約の契約の種別等を記載した書面を受領した日から起算して8日を経過するまで	第26条
割賦販売法	個別信用贈入あっせん	申込者等が法定の書面(契約の内容や解除に関する事項ほかを記した書面)を受領した日から起算して、以下の期間を経過するまで 訪問販売:8日 電話勧誘販売:8日 特定連鎖販売個人契約:20日 特定継続的役務提供等契約:8日 業務提供誘引販売個人契約:20日	第35条の3の10 第35条の3の11				

出所:消費者庁「ハンドブック消費者2014」より作成

【コラム1】成年年齢の引き下げ

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることが国会できまり(2018年6月)、2022年4月から実施された。

民法には、未成年者の契約取消権が定められている。2022年4月以降、18歳以上の人には、この取消権行使することができなくなった。

—未成年者取消権については、次頁の【コラム2】を参照。

このため、18歳になるまでに、契約に関する十分な知識を身につけておくことが必要になる。【ワーク10】「おいしい話にご用心きっぱりはっきり断ろう」と、【ワーク11】「悪質商法とたかう 手段はまだある」で、契約について具体的に学びたい。なお、金融広報中央委員会『18歳までに学ぶ 契約の知恵』でも、成年年齢引下げに伴う契約上の留意点を紹介している。

高校3年生の途中で成年に達する生徒が多く、高校3年生には成年と未成年が混在することになった。

【コラム2】未成年者取消権

未成年者が保護者などの同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる。これが未成年者取消権*。この取り消しは、保護者、本人のどちらからでも行うことができる。

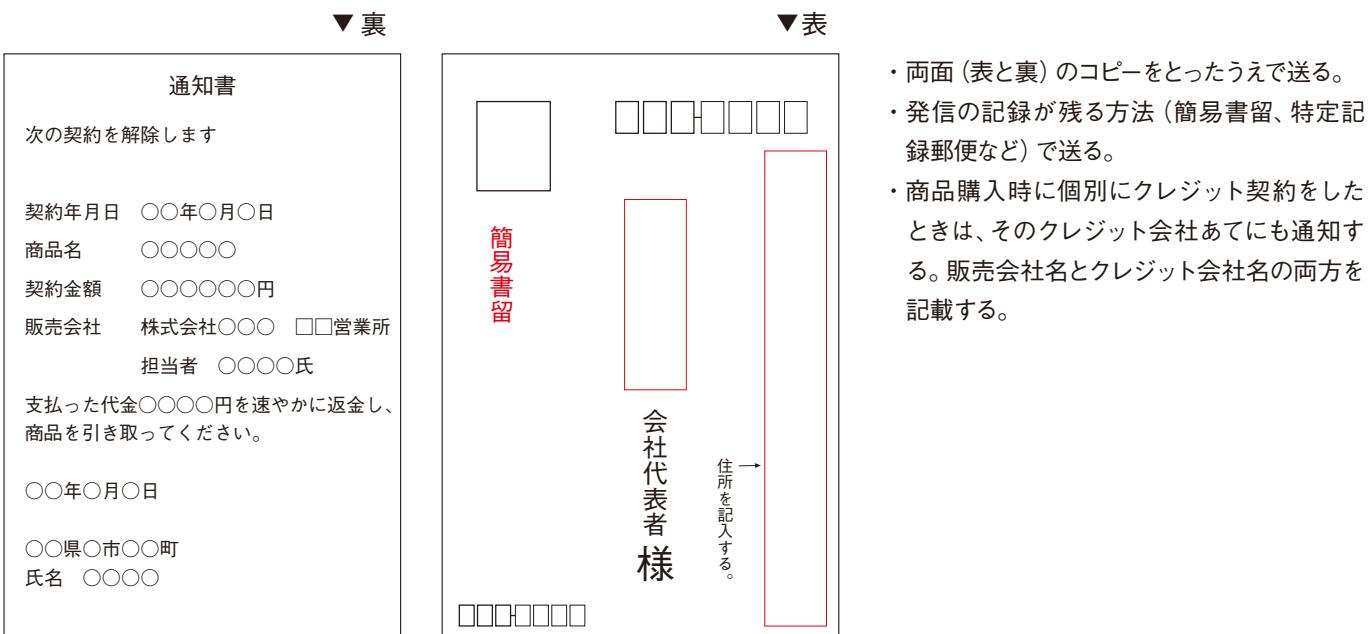
成年（成人）になると、自分ひとりで契約ができるようになる。一方で、未成年者取消権はなくなってしまう。

これまで、20歳で成年（成人）だったが、2022年4月からは、18歳で成年（成人）になった。18歳になったときから、未成年者取消権を使うことができなくなった。一言でいえば、契約をするうえで18歳から一人前として扱われるようになり、責任も重くなった、ということ。

*未成年者取消権は、未成年であるという理由だけで取り消しができる権利。未成年者を保護するためのしくみ。しかし、こづかいや

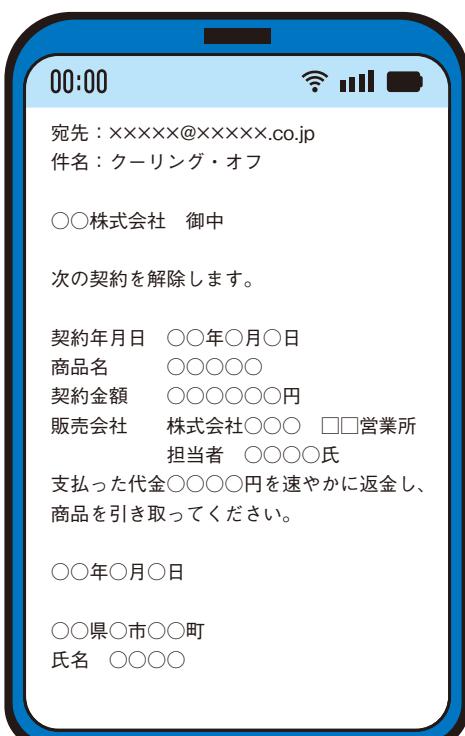
仕送りの範囲内の場合は、保護者などの同意を得ずに契約しても、取り消しできない。

資料10 クーリング・オフ③はがき



出所：国民生活センター「くらしの豆知識 2020」

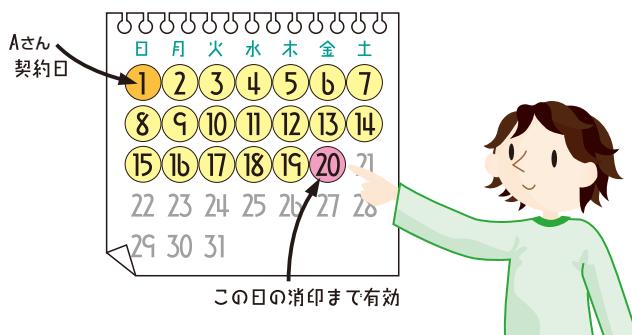
資料11 クーリング・オフ④スマホなど



- メール、専用フォーム、ファックスなど（電磁的記録）でもクーリング・オフできるようになった。
- メールで送る場合、画面のスクリーンショット、送信済メール、送信記録を残す。
- 専用フォームで送る場合、画面のスクリーンショットをとり、日付と内容を残す。
- ファックスする場合、文書と通信記録を残す。
- なお、クレジット会社あてに通知する場合の記載は、はがきの場合と同様。

資料 12 「クーリング・オフ チェックシート」の解答

クーリング・オフ チェックシート (今日の日付 8月8日)							
	Aさん	B子さん	Cさん	チェック内容			
1 どこで (契約場所)	喫茶店 <input checked="" type="checkbox"/>	(喫茶店) <input checked="" type="checkbox"/>	(自宅) <input checked="" type="checkbox"/>	業者の店舗や営業所など以外であること			
2 何を (契約対象)	(就職用DVD) <input checked="" type="checkbox"/>	(エステ・化粧品) <input checked="" type="checkbox"/>	(靴) <input type="checkbox"/>	次のどちらかに該当すること(訪問販売、キャッチセールス等の場合) ①クーリング・オフ適用除外商品・サービスではないこと ②契約対象が政令指定消耗品の場合は、使用・消費していないこと			
3 使用・消費したか	未使用	使用した	(未使用)				
4 いつ (契約日)	8月1日 <input checked="" type="checkbox"/>	7月30日 <input type="checkbox"/>	8月1日 <input checked="" type="checkbox"/>	契約書面の受領日から8日以内であること 連鎖販売(マルチ商法)、内職商法は20日以内			
5 いくらで (金額)	(30万円) <input checked="" type="checkbox"/>	(30万円) <input checked="" type="checkbox"/>	(4万5千円) <input checked="" type="checkbox"/>	3,000円未満の現金取引ではないこと			
6 取引形態は (商法名)	(連鎖販売) (マルチ商法) <input checked="" type="checkbox"/>	(キャッチセールス) <input checked="" type="checkbox"/>	(通信販売) <input type="checkbox"/>	通信販売でないこと			
7 誰が (契約者)	(本人) <input checked="" type="checkbox"/>	本人 <input type="checkbox"/>	本人 <input type="checkbox"/>	父母(法定代理人)の同意を得ないで行った未成年者の契約は取り消せる			
すべて <input checked="" type="checkbox"/> ならクーリングオフできる							
判定	クーリング・オフができるものを○で囲む <input checked="" type="checkbox"/> Aさん <input type="checkbox"/> B子さん <input type="checkbox"/> Cさん		クーリング・オフができないものを○で囲む <input checked="" type="checkbox"/> Aさん <input checked="" type="checkbox"/> B子さん <input checked="" type="checkbox"/> Cさん 手段 その2 へ行こう				



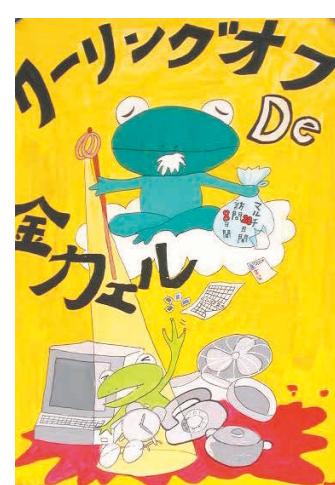
(注意) 契約日(契約書面を受け取った日)を、「1日目」と数えます

資料 13 消費生活センターに相談するには

消費者ホットライン「188」(「いやや！」)

ここに電話すれば、最寄りの消費生活センター等の相談窓口を案内してくれます。

資料 14 啓発ポスター(生徒作品)



ねらい

- 高校の学習指導要領・同解説において、「生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性」、「基本的な金融商品の特徴（メリット、デメリット）」、「資産形成の視点」、「資産運用」などが取り上げられている。生徒が将来に向けてこれらの知識を身につけ、幅広い考え方を学ぶきっかけとする。
- 主体的・対話的な学びを深める機会とする。生徒が「まず自分で考えてみる→教員の説明や他の生徒の考えを傾聴する→もう一度自分で考える」というプロセスを通じて、自分に合った考え方やより良い方法を模索し、今後とも考え続けるよう促す。自ら学び、判断し、行動に反映できる能力を養いたい。

使い方

- その1 …生涯の支出額の予想。ワーク「私の命を育んだお金はいくら？」では、生徒はこれまでに自分にかかった費用を考えた。本ワークでは、将来の自分の生活を思い描きながら、今後の自分の支出額を考えてみる。一生の支出額がどの程度か、「考えたことがない」という生徒ほど、考えてみる意義は大きい。「わからない」と答える生徒に対しては、“直感”でよいので金額を出してみるよう促したい。そのうえで、教員から「試算の例」を説明いただきたい（教員の説明の例 参照）。多くの生徒は、金額の大きさに驚く。
- その2 …生涯の収入額の予想。生徒にまず自分で考えてもらう。そのうえで、「試算の例」を説明いただきたい。
- その3 …生涯で「支出額<収入額」とするための方法。一生の課題である。生徒に、思いつく方法を書き出してもらう。続いて、他の生徒と話し合ってもらう（自分とは異なる考え方を知る）。さらに、教員から考え方の説明を受けることにより、視野を広げ、自分に合った方法を今後行動に移すきっかけとしたい。
- その4 …生徒の出発点の確認。「お金をためたい」とか「お金を増やしたい」と思うのは自然な願望である。生徒に、どうすればうまくいきそうだと思っているのか、あらかじめ確認しておきたい。「わからない」でも構わない。その5を学んだあと、改めて考えてもらいたい。
- その5 …金融商品の選び方。その4の確認のうえで、生徒に調べさせたり教員から説明すれば、知識も吸収されやすい。生徒が、以下の3点を理解し、自らの目的と判断に基づいて、金融商品を選べるようにしたい。
- ①金融商品にはそれぞれ特徴（長所、短所）があり、自分の目的に合わせて選ぶ必要があること
 - ②安全性と収益性は両立しないこと（安全で利回りも高い金融商品は存在しないこと）
 - 一たとえば、預貯金は、安全性は高いが、収益性は低い。株式は、収益性は高いが、安全性は低い。
 - 一両者を組み合わせ、その割合を調整すれば、自分に合った安全性と収益性のバランスを実現できる。
 - ③生涯を見通し、長期的な視点で資産形成を考えることが大切であること

指導上の留意点

- (1) 「資産形成の視点」は、生活設計、家計管理の一環と位置付けられる。「資産形成」と聞くと、「お金をふやすこと」（お金の運用）が連想されやすいが、「お金をためること」（貯蓄）も資産形成の大切な方法である。
- (2) 生涯の収入や支出、お金の管理・運用は、本来、パーソナルな色彩が強い。全生徒に共通の「正解」はない。いろいろな見方・考え方があり得る、と生徒に伝えていただきたい。参考資料（64～69ページ）などをもとに、生徒自身に考えてもらいたい。本ワークでは教員の説明の例を掲載しているが、“1つの見方・考え方”にすぎない。授業の目的や生徒の実態に応じて、変更や削除・追加をお願いしたい。
- (3) お金の運用は、学校で学ぶことが少なかった。知識や長期的な視野に欠けると、生徒が投機的な取引、投機的な短期売買に向かうことも考えられる。生活設計、家計管理の観点から、生徒と一緒に考えながら、ご指導いただきたい。
- (4) 生徒の個性的な見方・意見を歓迎し、「楽しい」授業にしたい。同時に、プライバシー保護のため、試算した支出額・収入額などはワークまたはノートに記入するだけでよいこと、自分の家庭の事情を話す必要はないことも伝えたい。

教員の説明の例

その1 人生にかかるお金はいくら? ~生涯の支出~

(人生にかかるお金)

- 今後の人生でどのくらいのお金がかかるか? 「考えたことがない」という人が多いのではないかでしょうか。人間は、遠い将来のことまで、ふだんはあまり考えないものだそうです。今日は、なるべく考えてみましょう。
- 簡単に計算する方法を、2つ紹介します。

方法A:「期間×金額」で計算する

- たとえば「1か月」に「20万円」の生活費(食費ほか)がかかるとします。「1年」では240万円です(12か月×20万円)。今後、自分が「80年」生きるとすると(例:18歳→98歳)、約2億円になります(240万円×80年)。
- 同じように計算すれば、1か月の生活費が「10万円」なら約1億円、1か月の生活費が「30万円」なら約3億円になります。

方法B:「大きな費用」を数える

- 「大きな費用」として、「教育、住宅、老後」がとり上げられることがよくあります。
一もちろん、その人の**ライフプラン**次第です。たとえば子どもが欲しくない人は、「教育」費用はかかりません。
- 「教育」は、**資料1**を見ながら試算してみましょう。たとえば幼稚園が私立、小・中・高が公立だと約600万円です。大学に進学させ、私立文系で自宅生とすると約800万円です。子ども2人なら3千万円弱になります。
- 「住宅」は、**資料2**を見ながら試算してみましょう。たとえば購入費用を4千万円、維持補修・改築などの費用を1千万円とすると、5千万円になります。賃貸住宅の場合も、支払っていく家賃の総額は住宅購入に近い金額になるといわれます。
- 「老後」は、いろいろな試算方法があります。たとえば、退職した後、「30年」生きるとします(例:65歳で退職、95歳で死亡)。毎月の支出のうち、年金額を上回る金額を「月5万円」とすると、「5万円×12か月×30年」=1.8千万円になります。「月10万円」とすると、3.6千万円になります。なお、**資料3**も見ておきましょう。
- 3つの費用を足し上げると、上の例では、約1億円となります。
- 他にもいろいろなお金がかかるを考えると、2億円といった金額になることも考えられます。

(ライフプランに応じて)

- いま説明したものは、試算の例です。どのくらいの金額になるかは、その人の**ライフプラン**次第です。
- 自分の将来の生活を思い浮かべながら、**自分のライフプランに合った金額**を、試算してみましょう。

その2 人生で得られるお金は? ~生涯の収入~

- 「期間×金額」で試算してみましょう。
- 学校を卒業した後、「40年間」働くとします。その間の平均年収が「500万円」だとすると、40年間×500万円=2億円です。
- 平均年収が「250万円」とすると、40年間で1億円です。「1,000万円」とすると、40年間で4億円です。
- 働く期間と、収入を、どう想定するかによって、大きく異なる金額になります。
- 資料4**も見ておきましょう。

その3 人生全体で「支出<収入」にするには? ~生涯の収支~

(支出と収入の比較)

- ・**その1** の「生涯の支出」の試算と、**その2** の「生涯の収入」の試算は、どちらが大きかったでしょうか?
- ・高校生がこの試算を行うと、「支出」の方が大きくなるケースが多いようです。「支出」の方は、毎月、食費などの生活費がかかっていくことは予想できること、大きな費用についても、ライフプラン次第とはいえ、かなりのお金がかかることは理解しやすいようです。一方、「収入」の方は、高校生は自分の将来の収入についてあまり自信を持って予想できず、慎重に見積もる人が多いようです。
- ・人生全体では、「支出<収入」とする必要があります。そうするための方法を考えてみましょう。
- ・「支出<収入」とするために、収入を増やすことと、支出を減らすことが考えられます。

(収入を増やす方法)

- ・収入を増やす方法として、「**働くこと**」を考えてみましょう。
- ・「**期間×金額**」を使って計算すると、たとえば「1か月10万円」の収入は、1年で120万円、10年で1,200万円、40年で約5千万円になります。「1か月20万円」の収入は、40年で約1億円。「1か月40万円」の収入は、40年で約2億円です。
- ・このように、人間の「**働く力**」は、収入の大きな源です。働く期間が長いほど、収入の金額が大きいほど、総収入は増えます。
- ・「お金を借りればよい」と思う人もいるかもしれません。しかし、借りたお金は返す必要があります。
- ・「親から資産をもらいたい」と思う人もいるかもしれません。しかし、親の意向に左右されます。また、親の資産が将来どうなるかわかりません。
- ・「国からの収入を増やしたい」と思う人もいるかもしれません。しかし、国の制度の行方に左右されます。
一年金は、基本的には働いた期間とその間に支払った保険料に応じた額が支給されます。このため、「働くこと」で得られる収入と見ることができます。長く働き、その間に支払った保険料が多いと、受け取る額が多くなります。
- ・「お金を運用して増やす」ことも考えられます。しかし、簡単なことではありません。短期間で大きく増やそうと無理をすると、逆に大きく減ってしまうこともあります。
ー お金の運用については、**その5** で学びます。
- ・やはり、「**働くこと**」が基本になります。働いて得られる収入を増やすためには、「働く力」を高めていくことが必要になります。簡単なことではありませんが、日々の地道な努力によって、実現しやすい面があります。

(支出を減らす方法)

- ・大きな視点として、自分の**ライフプラン**を考え、どんなプランの支出は減らしたくないのか、どんな支出は減らしてもかまわないのか、と考えていくのが一般的な方法です。
- ・大きな費用については、「教育」は子どもの数(0、1、2、3、…), どんな教育を受けさせたいのか、「住宅」にはどの程度のお金をかけるのか、「老後」はどのような暮らしをしたいのか、などです。余暇の過ごし方・楽しみ方(趣味、旅行など)も考えましょう。
ー どの支出も減らしたくない場合には、「収入を増やす」ことを考えましょう。
- ・日常的な視点としては、ひとつひとつの支出を点検し、とくに「金利がかかる支出」「固定的な支出」「特別な支出」「習慣になった支出」を見直すと効果が大きいといわれます。
ー 支出を減らすには、意思の力が求められます。

(資産形成の視点)

- ・自分が思い描く**ライフプラン**を実現するためには、資金を用意していく必要があります。また、人生における不測の事態や困った事態(事故、病気、失業ほか)に備えるためにも、貯えをしておくことが欠かせません。さらに、**老後**は、働いて収入を得ることが困難になることが予想されます。
- ・このため、「ふだんから、なるべく貯蓄、資産形成を心がけ、老後を迎えるまでには、ある程度の資産を形成しておく」といった“長期的な視点”を持つことが大切です。
- ・**資料5** も見ておきましょう。

1 「金利がかかる支出」として、クレジットカードの分割払い・リボ払い、ローンの利用など。「固定的な支出」として、スマホ料金、家賃、車(駐車場代、税、ガソリン代等)、保険など。「特別な支出」として、お金のかかる趣味・旅行・レジャー・交際など。「習慣になった支出」として、たばこ、酒、喫茶店の利用、飲み会、賭けごとなど。『大学生のための 人生とお金の知恵』参照。

その4 お金の保管、お金を「ためたい」とき、「増やしたい」とき

(お金を「どこで」保管するか)

- 皆さんが収入を得られるようになったとき、そのお金は、「どこで」保管しようと思いますか？
- いま、「自宅」でお金を保管していることもあると思います。たとえば、おこづかいであれば、「自宅」で保管しているかもしれません。また、お年玉や、アルバイト代でも、「自宅」で保管しているかもしれません。

(銀行)

- しかし、おこづかい、お年玉、アルバイト代でも、「銀行」(預金口座)で保管していることが多いかもしれません。
- 卒業して、定期的な収入が得られるようになったら、「銀行」で保管することが一般的になります。給与は、銀行口座への振り込みになっているのが通例です。盗難・紛失等を防ぐ観点からも、まとまった金額を「自宅」で保管するケースは少なくなり、「銀行」で保管することが多くなると思います。

(預貯金)

- 「お金を、銀行の預金口座で保管している」ということは、「預金」という金融商品を選んでいることになります。
- 「預金」は、便利な金融商品です。たとえば、電気代、ガス代、スマホ通話料などは、預金口座から引き落とされるのが通例です。クレジットカードで買い物をしたときも、預金口座から後日引き落とされます。
- このように、預金には、決済に使用できる、という長所があります。「貯金」(郵便貯金など)も、同様に決済に使用できます。

(お金を「ためたい」とき)

- お金を「ためたい」とき、どうすればうまくいきそうだと思いますか？ たとえば皆さんがあつらして、毎月の給与の手取り額²が「16万円」³だとします。毎月「2万円」ずつためたい、と思ったとします。どうしますか？
- ふつうは、「月14万円で暮らして、余った2万円を貯金しよう」と考えます。しかし、その場合、実際には16万円すべてを使ってしまうことがあります。人間は、欲望に弱い生き物だからです。
- 効果的だと言われている方法を紹介します。“天引き貯金”です⁴。“天引き貯金”とは、給料をもらったら、そこから一定額を、最初から別の口座(預金口座や貯金口座)に入れてもらう方法です。いまの例でいえば、2万円を、毎月、別の口座に入れてもらうのです。人間は、欲望に弱く、手元に来たお金を全部使ってしまうことも多いため、「ためたい」金額を最初から別の口座に入れてもらい、引き出しにくくするのです⁵。たまる「しくみ」をつくってしまう、ということです。

(お金を「増やしたい」とき)

- お金を「増やしたい」とき、どうすればうまくいきそうだと思いますか？ たとえば皆さん、「お金を年に2%増やしたい」と思ったとします。どうしますか？
- 持っているお金のすべてを、「預金」のままにしているとします。「預金」で、いま、2%で増やすことは不可能です。預金の金利は、いまは“ほぼゼロ”であるためです。
- お金を「増やしたい」と思えば、方法としては、お金の一部(預金の一部)を、“お金が増える可能性が高まる金融商品”に回すしかありません。たとえば「株式」を買う、などです。しかし、“お金が増える可能性が高まる金融商品”を買うと、期待に反してその価格が下がり、お金が減ってしまう可能性も高まります。

(「増やしたい」vs「減らしたくない」)

- 「減るのは絶対いやなので、預金だけにする」と、「増やす」ことはあきらめる必要があります。一方、「増やしたいので、預金の一部を株式に回す」と、「絶対に減らさない」ことはあきらめる必要があります。悩ましいところです。
- まず、預金と株式の割合を調整することによって、「減らしたくない」(安全性)と「増やしたい」(収益性)のバランスをとることができることを知りましょう。また、「増やす」ことをあきらめずに減る可能性をなるべく小さくする方法もあることを知りましょう(分散投資など。ただし、減る可能性はゼロにはなりません)。そのうえで、自分はどうしたいか、考えましょう。

2 手取り額 = 給与の額面 - 税金(所得税、住民税) - 社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料など)。

3 新規学卒者の平均賃金(月額)は、高校卒業者は18万円、大学卒業者は23万円(厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」)。

4 “先取り貯金”と呼ばれることもあります。

5 別の口座に入れてもらう方法として、勤務先の給与振込口座で「第二口座」を指定する、「財形一般貯蓄」を利用する、「積立定期預金」を利用する、などがあります。後二者の場合は、すぐには引き出せなくなり、よりたまりやすいといわれます。なお、どの場合も、利用することを自分で決め、勤務先や金融機関に自分で依頼する必要があります。

6 「貯金箱」でためる場合も、壊さないとお金を取り出せない貯金箱(陶器製など)の方が、たまりやすいといわれます。同じ原理です。

7 普通預金金利は0.001%、定期預金金利(1年定期)は0.002%(2023年11月末現在)。

その5 金融商品の選び方、資産形成の視点

① 預貯金の特徴（資料6）

- ・「預金」の最大の長所は、お金が「減らない」ことです。具体的には、普通預金や定期預金をすると、1行あたり、「元本（預けた金額）1千万円とその利息まで」が預金保険制度で保護され、銀行が破たんしても、必ず返ってきます。3行に預けた場合は、この3倍（3千万円とその利息まで）です。ふつうの人にとって十分な額です⁸。なお、「貯金」も同様です。
- ・預金と貯金をまとめて「預貯金」と呼びます。
- ・預貯金の短所は、お金が「増えない」ことです。預貯金金利はいま“ほぼゼロ”のため、ほとんど増えません。

② 株式の特徴（資料7）

- ・企業は、「株式」を発行して一般の人などからお金をを集め、そのお金で事業を始めたり、事業を拡大します。
- ・株式を買った人が株主です。株式会社の所有者は法的には株主で、株式はその会社の“持ち分”、と考えることができます。
- ・株式の長所は、長期的にはお金が「増える」可能性を高めることができます。個別の会社の株価は、その会社の業績（とくに利益）が拡大していくと、上昇します。株価全体は、経済が成長していくと、上昇します。経済は、長期的には成長していく傾向にある⁹ため、株価全体は長期的には上昇することが期待できます¹⁰。株式を買うことは、経済に成長資金を供給し、経済成長の恩恵を受けること、と考えることができます。
- 「株式を買う」と聞くと、どうしても「個別の会社の株式を買う」ことを思い浮かべがちです。しかし、いまは「株式全体を買う」ことができます。たとえば、「日本の株式全体を買う」、「米国の株式全体を買う」、「世界の株式全体を買う」ことが、インデックスファンドを買うことで可能になっています。
- ・株式の短所は、短期的にはお金が「減る」可能性も高まることです。個別の会社の株式は、その会社の経営が悪化すると（赤字が続くと）価格（株価）は下落し、その会社が倒産してしまうと株式の価値は失われます（株価としてはゼロになります）。株価全体も、経済が不調になると、下落します¹¹。また、株価は、人々の“期待”にも強く影響されます。将来への楽観と期待がふくらみ暴騰することもありますが、期待がはじけ人々が恐怖にかられる中で暴落することもあります（バブルと恐慌）。
- ・株価の下落によりお金が「減る」可能性を、小さくする方法はあります。「投資対象を分散する」、「投資時期を長期的に分散しながら、定額で買う」などです。ただし、減る可能性をゼロにすることはできません。

【預貯金と株式を組み合わせると】

- ・このように、「預貯金」と「株式」は、対照的です。お金のすべてを「預貯金」にすると、減りませんが、増えません。お金のすべてを「株式」にすると、増える可能性が高くなりますが、減る可能性も高くなります。
- ・「預貯金」と「株式」の両方を保有すると、どうなるでしょうか。「預貯金」だけを保有する場合と比べると、「増える」可能性を高めることができます。同時に、「減る」可能性も高まります。
- ・「預貯金」と「株式」を組み合わせ、その割合を調整することによって、「増える」可能性と「減る」可能性を調整することができます。
- ・「自分は絶対に、減る可能性をゼロにしたい」と思う人は、「預貯金」だけにするのが素直な対応です（このとき、「増える」ことはあきらめる必要があります。なお、インフレにも気をつける必要があります）。「たとえ減る可能性があっても、増える可能性を高めたい」と思う人は、ある程度の割合の「株式」を保有するのが素直な対応です。
- ・どの程度の割合がよいのかは、その人次第です。「減る可能性」を、どの程度までその人が許容できるかによります。
- ・この「リスク許容度」は、その人の性格や状況によって異なります。同じ人でも、状況によって変わります（年齢、健康、収入、資産、家族の状況ほか）。自分の性格や状況をよく考え、自分に合ったものにすることが大切です。

8 「では、どこの銀行に預けてもよいか」というと、そうではありません。お金を預けた銀行が破たんすると、お金が返ってくるまでが心配で、面倒です。信頼できる銀行に預けるようにしましょう。経営が悪化した銀行が、他行よりも預金の金利を高く設定して預金をかき集めたうえで破たんしたケースがあります。他行よりも金利が高い場合、それはなぜか、を考えましょう。

9 経済は、人口の増加や技術の進歩によって成長します。これまで、世界の人口は増加し、技術も進歩してきました。

10 経済が成長しても株価が短期的には上昇しないこともありますが、これまで、長期的には上昇してきました。[資料11](#)、[資料12](#)を参照。

11 経済が不調でも、金利の低下に伴って株価が上昇することはよく見られます（「金融相場」）。

【「安全性」と「収益性】(資料8)

- ・金融商品を選ぶとき、「安全性」と「収益性」の観点が重要です。「安全性」とは、「お金が減りにくいこと」、 「収益性」とは、「お金が増えやすいことです。
- ・「預貯金」は「安全性」が高く、「収益性」が低い金融商品です。一方、「株式」は、「収益性」が高く、「安全性」が低い金融商品です。「安全性」が高く、「収益性」も高い、という金融商品は存在しません¹²。
- ・「預貯金」と「株式」を組み合わせると、「預貯金だけ」に比べ、「安全性」は低下し、「収益性」は上昇します。「預貯金」と「株式」の割合を調整することによって、安全性と収益性のバランスを自分に合ったものとすることができます。

③債券の特徴

- ・債券は、お金を借りるために発行される証券（借用証書）です。債券のうち、国が発行するものは「国債」、会社が発行するものは「社債」と呼ばれます。債券のうち、個人は、「国債」について知っておけば、まず十分です¹³。
- ・「国債」の特徴を、「預貯金」と比べてみましょう。「預貯金」のままにしておくか、「国債」を買うかで迷うことが多いのです。
- ・「国債」の安全性は高く、「預貯金」と同レベルです¹⁴。「国債」の収益性（利回り）は、「預金」よりも少しだけ高いことがよくあります。ただ、国債を買うと、預金のように決済には使えなくなります。ATMですぐに現金に換えることもできなくなります。
- ・「個人向け国債」は、預金よりも利回りが少し良く、一定期間経過後には解約して換金できます。「預貯金」と利回り等を比べながら「個人向け国債」を選ぶ人も見られます。
- ・「長期国債」（期間10年）、「中期国債」（期間2年、5年）などは、個人にはやや難しい面もあります¹⁵。

④投資信託の特徴 (資料9)

- ・「投資信託」は、多くの人のお金と専門家がまとめて運用し、その成果を分配するしくみです。
- ・投資信託は、イメージ的には、“どんな中身でも入る器（または袋）”です。膨大な数の投資信託の商品が販売されており、お金を何に運用しているか（器の中身が何か）は、さまざまです。たとえば、中身が国債中心のもの、株式中心のもの、海外資産中心のもの、派生商品（デリバティブ）中心のもの、不動産のみのもの（REIT）、特定の商品や貴金属（例：原油、小麦、大豆、金、銀、銅、プラチナ）に投資するもの、などがあります。
- ・個々の投資信託（金融商品）の特徴は、その中身次第です。中身が国債中心のものは、安全性が高く、収益性は低くなります。中身が株式中心のものは、収益性は高く、安全性は低くなります。安全性が非常に低い投資信託もあります¹⁶。
- ・投資信託の長所として、少額から買うことができる（1万円あれば買えます）、分散投資を行いやさしいことがあります。分散投資を行う方法としては、分散投資を行っているタイプの投資信託を買う方法と、タイプの異なるいくつかの投資信託を買う（資金を分けて、いくつかを買う）方法があります。
- ・投資信託の短所として、コスト（毎年かかる信託報酬など）が高いものがあります。
- ・投資信託を選ぶときには、中身に注目することが何よりも大切です。コストも必ず確認しましょう。

12 「なぜ、安全性も収益性も高い金融商品は存在しないのか？」との質問に対する説明としては、たとえば「もし安全性も収益性も高い金融商品が存在したら、世の中のお金が押し寄せて価格が上がり、収益性は低くなる」、「金融商品を買ったお金は企業の事業に使われる。どんな事業でも、高い利益を確実に上げ続けられるということはない」などが考えられます。

13 「社債」は、個人が買うには難しい面があります。財務が優良な会社が発行している社債の「安全性」は高いですが、財務が悪化した会社の社債の「安全性」は低くなっています。後者の場合、利回りは高くなっていますが、それに惹かれて購入した場合、もし会社が破たんしたらお金の一部または全部が返ってこないことがあります。個人にとって、個別企業の財務の悪化の状況を適時適切に把握することは難しい面があります。また、社債は、国債に比べ、売りたいときに買い手がつきにくい場合もあります。

14 「国債」を買ったお金（=国に貸したお金）は、「預金」したお金と同様に、必ず返ってくると一般に考えられています。国には徵税権があることもその背景とされます。

15 満期までは、国債の価格が変動するためです。国債を買ったあとに、世の中の金利が上昇すれば、国債の価格は下落します。その時に売ると、買った値段より安く売ることになります。なお、満期まで保有すれば、国債の額面のお金が返ってきます。

16 たとえば「借金」を利用して特定の金融商品に投資して高い利回りをめざすタイプの投資信託は、安全性が非常に低くなっています。

⑤インデックスファンドの特徴（資料10）

- ・投資信託の商品の中で、個人にとって利用価値が高いとされるものとして、**インデックスファンド**があります。とくに紹介します。
- ・株価指数（インデックス）に連動する投資信託です。「個別企業の株式を買うのではなく、株式全体を買いたい」と思ったとき、インデックスファンドを買えば、実質的にはほぼ実現できます¹⁷。たとえば、「日本の株式全体を買いたい」、「米国の株式全体を買いたい」、「世界の株式全体を買いたい」と思ったとき、それぞれの株価指数に連動するインデックスファンドが利用できます。
- ・インデックスファンドの長所は、**非常に多くの銘柄に分散投資できること、コストが非常に安いものも多いこと**です¹⁸。市場に上場されているインデックスファンドも多く、少額から低コストで買うことができます¹⁹。

【分散投資の利点】

- ・たとえばもし1社の株式だけを買うと、その会社が破綻すると株式の価値は失われ、お金はなくなってしまいます。将来や老後に向けて資産形成をするときに、1社だけに投資するのは危険すぎます。
- ・投資先を2社、3社、4社と増やしていくと、お金がなくなる可能性を、少しずつ小さくすることができます。
- ・一般に、**分散投資**を進めることにより、**同じ利回り（リターン）をめざしながら、減る可能性を小さくすることができます**^{20 21}。ただし、減る可能性は決してゼロにはなりません。
- ・**インデックスファンド**は、非常に多くの銘柄に分散投資することができるため、個別の株式を買う場合に比べれば、お金が減る可能性が小さくなります。ただし、それでも減る可能性がゼロになることはありません。

17 たとえば「日経平均を買いたい」と思ったとき、「日経225インデックスファンド」を買うことが考えられます。同ファンドは、日経平均株価に組み入れられている225銘柄を全て保有しています。

18 インデックスファンドは、対象銘柄（指数に組み入れられている会社の株式）をすべて保有すればよく、積極的な売買を行いません。このため、運用者等の手数料、売買費用などが少なく、コストを抑えることができます。

19 市場に上場されている投資信託は、**ETF**と呼ばれます（上場投資信託、Exchange Traded Fund）。代表的な株価指数（日経平均、東証株価指数、米国のS&P500など）のインデックスファンドを、ETFの形で市場で買うことができます。

20 たとえば、6%の運用利回りが期待できると思う株式が5銘柄あるとします。1銘柄だけに100万円投資するよりも、5銘柄に20万円ずつ投資する方が、大きく減る可能性を小さくすることができます。5銘柄に投資すれば、たとえば5社すべてが破たんして投資資金がゼロになってしまう可能性は、非常に小さくなります。また、5社の株価は異なる動きをするため、動きが打ち消し合い、投資資金（時価評価額）の動きは1銘柄だけに投資した場合よりも小さくなります。なお、分散投資するときには、なるべく株価が同じような動きをしない銘柄（異なる業種の会社など）を選ぶことがコツとされます。

21 （参考）「**分散投資**により、**リスクが小さくなる**」と説明されることもあります。ここでの**リスク**とは、リターンの振れのことです。振れには上方向（価格が上がる）と、下方向（価格が下がる）があります。なお、この振れ（リスク）は、価格の動きの“標準偏差”として計測できます。

⑥新しいNISAとiDeCo（資料13）～個人の資産形成のための税優遇制度～

- ・個人の資産形成を支援するため、国が税金を優遇している制度があります。NISAとiDeCoです。資料13を見てください。
- ・NISA（ニーサ）は、少額投資非課税制度の愛称です。iDeCo（イデコ）は、個人型確定拠出年金の愛称です。
- ・お金を運用し、資産を形成しようとするとき、「コスト」に気をつけることが大切です²²。税金は、運用にかかるコストですので、税優遇制度を利用すると有利になります。
- ・特徴をあげると、iDeCoは、老後に年金として受け取るために、原則60歳まではお金を運用することを想定したしくみです。新しいNISAは、2024年1月に開始されました。「つみたて投資枠」と「成長投資枠」があります（両方を利用できます）。「つみたて投資枠」の対象商品は、長期の積立・分散投資に適した投資信託です。「成長投資枠」では、個別の上場株式にも投資できます。

【長期・積立・分散投資】

- ・「長期・積立・分散投資」と呼ばれる投資方法があります。一般の人、とくに初めて投資をする人が資産形成をめざすときに向く方法です。
- ・「長期」で投資すると、株式全体が長期的には上昇する傾向があること（資料11、資料12参照）を活かしやすい、株式の配当も再投資すれば“複利の力”（利子にも利子がつく威力の大きさ）^{23 24}を活かしやすい、との利点があります。
- ・「積立」投資は、少しずつ投資できるため、就職して給与を定期的にもらひはじめた人などに向きます。
- ・「分散」投資すると、同じリターンを目指しながら、減る可能性を小さくすることができます。

【定額投資法】

- ・「定額投資法」と呼ばれる投資方法もあります。やはり、一般の人、とくに初めて投資をする人に向く方法です。
- ・たとえば、「毎月、給料の中から、一定額を投資していく」としましょう（例：月2万円）。「定額」にすると、価格が安い月には多めに買い、価格が高い月には少なめに買うことになります。その結果、平均的な取得価格（購入単価）を低くしやすい効果があります。自動的にこのような効果が生じるところが、大きな利点です。
- ・ただし、定額投資法は、“長期的には価格が上昇していくことが期待できる商品”的の購入に向きます。個別株式の購入には向きません。個別株式は、その会社が破たんすれば株式の価値は失われるため、定額投資していてもお金はゼロになります。むしろ、総購入額が大きくなるため、非常に危険です。
- ・「積立」投資を、定額で行えば、「定額投資法」を使っていることになります。

（新しいNISA、iDeCoの位置づけ）

- ・新しいNISAとiDeCoは、「長期・積立・分散投資」「定額投資」に向くしくみです。
- ・「つみたて投資枠」は、長期の積立・分散投資に適した投資信託が対象になっています（インデックスファンドなど）。iDeCoでも、同様の投資信託が対象に含まれています。
- ・これを「長期」「積立」で購入していくと、減る可能性をかなり抑えながら、資産形成に結びつけることができます。積立額を「定額」にしておけば、平均的な取得価格を低くできる効果もあります。ただし、「長期・積立・分散」「定額」投資をしても、減る可能性はゼロにはなりません²⁵。
- ・「積立」を、給与からの天引きとすることができます。“天引き投資”です。お金を使ってしまわず、運用に回しやすくなります。増やす「しくみ」をつくってしまう、ということです。
- ・投資にあまり時間を使いたくない人、投資したあとは短期的な価格の動きや景気の動向等をあまり気にしたくない人（“ほったらかし投資”をしたい人）にも向きます。
- ・「成長投資枠」でも、「長期・積立・分散投資」「定額投資」を行うことができます。
 - 「つみたて投資枠」で買う場合と同様の投資信託を買うことができます。個別上場株式を買う場合でも、「長期・積立」「定額」で買うことは可能ですし、「分散」して買う（いくつもの個別上場株式を買う）ことも可能です。
- ・投資を始めるときには、新しいNISA、iDeCoなどの税の優遇措置の利用を、検討してみましょう²⁶。

22 たとえば、元本100万円に対して、毎年1%のコストがかかるとすると、20年後には約82万円、40年後には約67万円になります。毎年2%とすると、20年後には約67万円、40年後には約45万円になってしまいます。

23 “複利の力”的説明には、『新成人のための人生とお金の知恵』のグラフをご利用ください。

24 “72の法則”（72を金利で割ると、「お金が2倍になる年数」をすぐ計算できること）の説明にも、上記資料をご利用ください。

25 減る可能性は、決してゼロにはなりません。ただし、広く「分散」した投資対象であれば、30年以上といった長期でみれば、減る可能性はかなり小さくなります。

26 iDeCoは、「絶対に減らしたくない」という人にも向く面があります。「定期預金」が対象商品に含まれています。所得税や住民税が少なくなるため、実質的に高い利回りになります。ただし、定期預金はインフレに弱い面があり、長期的にはインフレにより目減りする可能性もあるため、目を配っておく必要があります。

(まとめ一金融商品のリスクとリターン)

- ・金融商品のリスクとリターンのイメージは、[資料14](#)のとおりです。預貯金、債券、株式、投資信託の特徴を把握しておきましょう。
- ・より詳しくみると、[資料15](#)のとおりです。債券の中で、国債は安全性が高いとの特徴があります。個別株式に比べれば、インデックスファンドはリスクが少し低い（分散投資の効果）、iDeCoやつみたて投資枠の投資信託はより低い（長期・分散・積立投資の効果）、との特徴があります。

⑦ (参考) 保険の特徴 ～保険については、[ワーク13](#)でより詳しく扱っています

- ・「保険」は、損失に備えて入るものです。とくに、大きな損失をカバーできるという特徴があります。
- ・損失とは、たとえばケガ、病気、死亡、事故、火災、風水害、地震、犯罪被害（盗難ほか）などのことです。
- ・まず、どんなときには保険に入る必要があるか、考えてみましょう。
- ・損失に対しては、まず、[予防・回避すること](#)が大切です。「危険な行動をしない」「健康に気をつけた食事をする」「手を洗う。うがいをする。予防注射を打つ」「交通事故が多い横断歩道を避ける」「安全運転をする」「自然災害（台風など）に備え、早めに避難する」「戸締りをしっかりする」「深夜に出歩かない」などです。しかし、完全に予防・回避することはできません。
- ・[「お金をためておく」](#)（貯金しておく）ことも大切です。お金がたまつていれば、損失にあてるることができます。しかし、貯金だけでは足りないことがあります。[損失が大きいとき](#)です。
- ・[社会保険](#)から、損失に対してお金が支払われるものもあります。病気、ケガ、入院などのときには、[健康保険](#)を使えます。働いているときに事故にあった場合には、[労災保険](#)があります。失業したときには[雇用保険](#)があります。障害を負ったとき、老後働きなくなったときなどには、[国民年金](#)などから年金が支給されます。ただし、社会保険を使うためには、原則として保険料を支払っている必要があります。また、社会保険は、損失の全てをカバーしてくれるわけではありません。
- ・このように考えてみると、[自分で保険（民間保険）](#)に入る必要があるのは、貯金では足りない場合、社会保険では足りない場合であることがわかります。
- ・たとえば、自動車（バイクを含む）は、自賠責保険をつけていないと運転できませんが、人身事故を起こした場合、被害者への補償は自賠責保険では足りません²⁷。自分で民間の自動車保険に入る必要があります。
- ・交通事故等による傷害に備えたい場合には、傷害保険に入ることを検討する必要があります。日常生活の事故（自転車事故を含む）で他人を死傷させてしまう場合に備えたいときには、個人賠償責任保険への加入を検討する必要があります²⁸。
- ・子どもが生まれたばかりのときは、自分（親）が急に死亡した場合に備えて生命保険に入ることも考えましょう。
- ・地震に備えたいときには、[地震保険](#)への加入を検討しましょう²⁹。
- ・先進医療を受けたり、差額ベッドを使いたいときには、医療保険への加入が考えられます³⁰。
- ・次に、どのくらいの金額の保険に入るべきでしょうか。「必要な額にだけ入る」と考えましょう。
- ・保険の長所は、少ない保険料で大きな保障が得られることです。ただし、保険金が支払われるのは、保険料を払った対象である事故等が発生した場合だけです（一方、貯金は、どんな損失に対しても使用できます）。「必要なない保険には入らない。（必要な場合でも）必要な以上の金額には入らない」と考えることも大切です。たとえば、子どもが大きくなった場合には、自分（親）の生命保険金額を減額することも考えましょう。

27 自賠責保険の人身事故被害者への支払額は、1名につき最大で3,000万円。一方、損害賠償額は、[5億円](#)を超えたケースもあります。

28 自転車の加害事故の損害賠償額が、[1億円](#)近くになったケースもあります。なお、個人賠償責任保険は、他の保険（傷害保険、自動車保険、火災保険、学校の団体保険等）の「特約」として入るケースが多くみられます。

29 地震保険に入りたいときは、原則、単独では入れず、火災保険にあわせて契約する必要があります（少額短期保険には入れます）。

30 通常の医療費は、健康保険でカバーされます。1~3割の自己負担額もありますが、高額の医療費がかかった場合に自己負担額が大きくなりすぎないよう、ひと月あたりの上限額が決められている（高額療養費制度がある）ことを知っておきましょう。

金融商品の選び方（まとめの例）

- 金融商品を選ぶとき、「目的」を明確にする。
- 「減らしたくない」ときは、「預貯金」が第一。「ためたい」とき、“天引き貯金”が効果的な方法とされる。
- 「増やしたい」ときは、お金の一部を、株式（株式全体）などの“お金が増える可能性が高まる資産”に回す。その割合は、自分の性格や状況に応じて決める。絶対に減らしたくない場合は、ゼロにする。
- 「安全で、利回りが高い商品」はないことを知る。
- 株式に投資する場合、投資対象を分散することにより、減る可能性を小さくすることはできる。ただし、減る可能性は決してゼロにはならない。
- 投資信託の特徴は、中身次第。少額から投資できる。コストにも気をつける。
- インデックスファンドは、幅広く分散投資を行うことができる。コストが非常に安いものも多い。
- NISAやiDeCoを利用すると、税の優遇措置を受けることができるなど、「低成本」での運用を行いうやすい。「長期・積立・分散投資」、「定額投資法」、「天引き投資」といった効果的な方法も利用でき、資産形成に役立てやすい。
- 「損失（不測の事態）に備えたい」との目的の場合、預金と保険が候補になる。民間保険は、社会保険ではカバーされず、預貯金では足りないものについて、必要な額だけ入る（必要以上には入らない）。

資産形成の視点（まとめの例）

- 将来に備えて、また老後働けなくなることに備えて、長期的に資産を形成していく、との視点をもちたい。
- 「支出<収入」にすることが出発点。「働くこと」の効果は大きい。「お金をためること」から資産形成が始まる。
- 金融商品の選び方も、資産形成に大きく影響する。**30年～50年といった長期的な視点**から、自分に合った方法で、減る可能性を抑えながら実行したい。

参考資料

資料1 教育費用の例

〈高校まで〉					〈大学〉		
幼稚園	小学校	中学校	高校	総額		自宅生	自宅外生
私立	公立	公立	公立	600	国立	600	900
私立	公立	公立	私立	800	私立文系	800	1,100
私立	私立	私立	私立	1,800	私立理系	900	1,200

出所：・「高校まで」は、文部科学省「子供の学習費調査」（令和3年度）を基に作成。幼稚園3歳から高校3年までの15年間の学習費の総額。
 学習費は、学校教育費、学校給食費、学校外活動費の計。
 ・「大学」は、金融広報中央委員会『大学生のための人生とお金の知恵』（2023年12月版）。大学4年間にかかる入学会・授業料等と生活費の計。
 ・ともに、試算を簡単にするために、100万円単位にした。

資料2 住宅の購入費用の例

注文住宅 約5,400万円	分譲戸建て住宅 約3,800万円	中古戸建て住宅 約2,900万円
注文住宅＊ 約4,600万円	分譲マンション 約4,600万円	中古マンション 約2,300万円

出所：国土交通省「住宅市場動向調査」（令和2年度）。三大都市圏。＊のみ全国。注文住宅には土地代を含む。

資料3 老後費用の例

国民年金（1人、満額）	6.5万円	厚生年金	22万円
〈参考1〉年金支給時に最低準備しておけばよいと考える金融資産残高…2,021万円			
〈参考2〉老後の生活費（毎月最低どれくらい必要と思うか、世帯主の年齢60歳以上の回答）…32万円			

出所：国民年金、厚生年金は、令和4年度分。厚生年金は、平均的な収入（平均標準報酬×賞与含む月額換算>43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（夫婦2人分の国民年金部分<満額>を含む）の給付水準。

金融資産残高、老後の生活費は、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（令和3年）の全国平均。

試算の例1 （32万円－国民年金6.5万円×2人） ×12か月×30年間=約6.8千万円

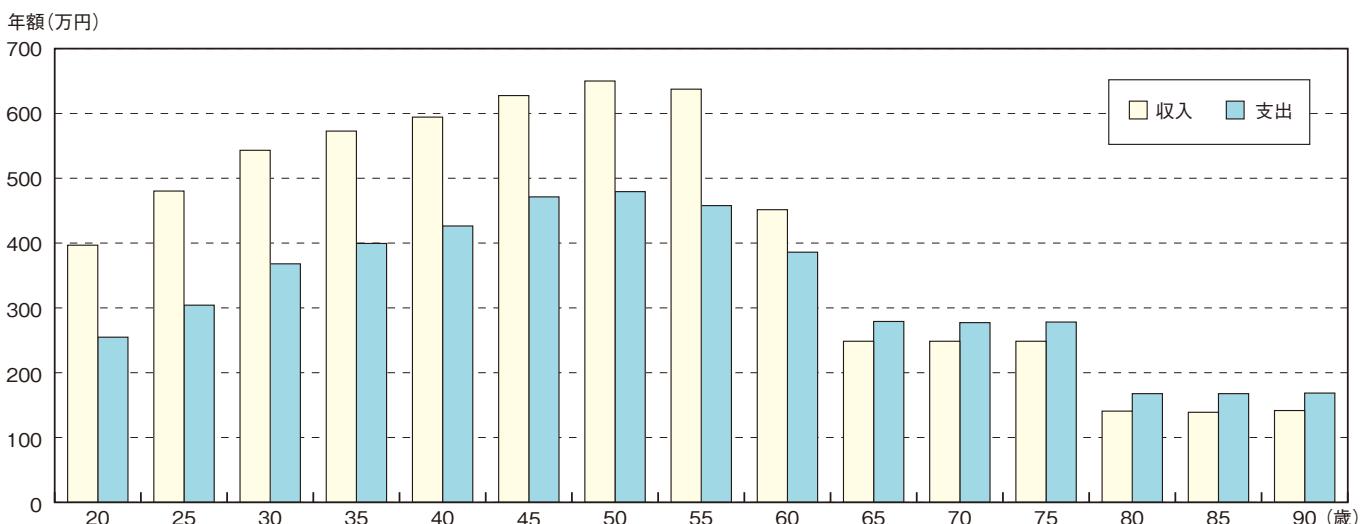
試算の例2 （32万円－厚生年金22万円<2人>） ×12か月×30年間=約3.6千万円

資料4 収入の例

厚生年金の上記の金額（22万円）の前提=月の平均収入約44万円で40年間働く

試算の例 44万円×12か月×40年間=約2.1億円

資料5 収入と支出を年齢層別に比べると



出所：総務省「家計調査」を基に作成。収入は可処分所得。支出は消費支出と土地家屋借金返済の計。2018年から2020年の平均値を使用。

資料6 預貯金の長所と短所

長 所	短 所
お金が減らない	お金が増えない
デフレに強い*	インフレに弱いことが多い**

- * 物価が下落しているデフレのときには、ゼロ金利で預金をしていても、実質的には「増えている」ことになります。
- ** 物価が上昇しているインフレのときには、預金の金利も引き上げられますが、インフレ率よりも低くなることがあります（預貯金金利の引き上げが遅れる、小幅にとどまるなど）。このとき預金は、実質的には「減っている」（物やサービスを買う力=実質購買力が、低下している）ことになります。

資料7 株式の長所と短所(個別の株式ではなく、株式全体の特徴)

長 所	短 所
お金が長期的には増える可能性が高まる	お金が短期的には減る可能性も高まる
インフレに比較的強い*	デフレに比較的弱い**

- * インフレのとき、商品の値上げを行いやすい会社ほど、その株式はインフレに強い傾向があります。また、株式は会社の“持ち分”であり、会社はさまざまな資産を保有しているため、株式全体は預金に比べれば総じてインフレに強いとされます。なお、短期的には、インフレのとき、金利の引き上げ・上昇、企業業績悪化に伴って株価全体が下落することもよくあります。
- ** デフレは、経済の停滞に伴うことが多く、企業業績の不調により株価全般も低調となるのが一般的です。ただし、金利の低下に伴って株価が上昇することもあります。

資料8 預貯金と株式の組み合わせ

	株式のみ	預貯金と株式の組み合わせ		預貯金のみ
		株式の割合が高め	株式の割合が低め	
安全性	×	△	○	○
	減る可能性が高くなる	減る可能性が高め	減る可能性が低め	減らない
収益性	○	○	△	×
	増える可能性が高くなる	増える可能性が高め	増える可能性が低め	増えない

(注) ここでの「株式」は、個別株式ではなく、インデックスファンドにする方が、減る可能性が小さくなります。

資料9 投資信託の長所と短所

長 所	短 所
少額から買える	コストが高いものがある*
分散投資を行いやすい	誤解も多い**

* コストが高くても、それに十分に見合う運用成果が出ていれば問題はありません。しかし、ほぼ同じ中身・運用成果なのにコストが高い商品もあります。高コストの投資信託の運用成果が、低コストのインデックスファンドの運用結果を下回っている例も、よく見られます。

** 誤解の例：「投資信託は、安全性が高い」^{①)}

「投資信託は、すべて分散投資している」^{②)}

「専門家（プロ）が運用しているから、運用成果が高い」^{③)}

1) 投資信託の中には、安全性が低いものがあります。

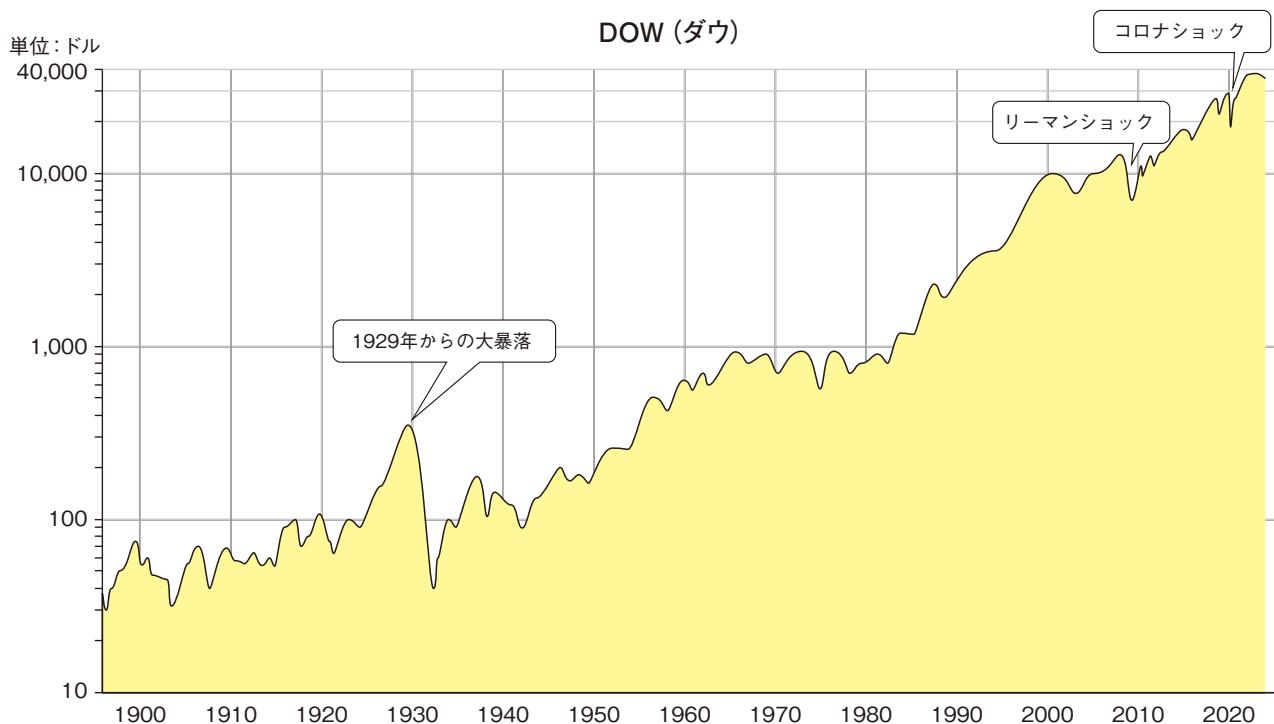
2) 投資信託の中には、特定の国、地域、テーマ、分野、業界などに特化・集中するなど、「分散投資している」とは言えないもの（対象の分散に伴うリスク低減効果が発揮されにくいもの）も、数多く存在します。

3) たとえば、専門家が積極的な売買を行う「アクティブランド」の運用成績は、長期的にみると「インデックスファンド」を下回っている例が多いことが、広く確認されています。さまざまな情報に基づいて積極的に売買すると、売買手数料、人件費などのコストが嵩むこと、市場では情報が価格に織り込まれていることが多いこと（市場はかなり効率的であること）、などがその背景とされます。数十年の長期にわたりインデックスを上回る成績を上げた専門家（プロ）も存在しますが、稀です。

資料10 インデックスファンドの長所と短所

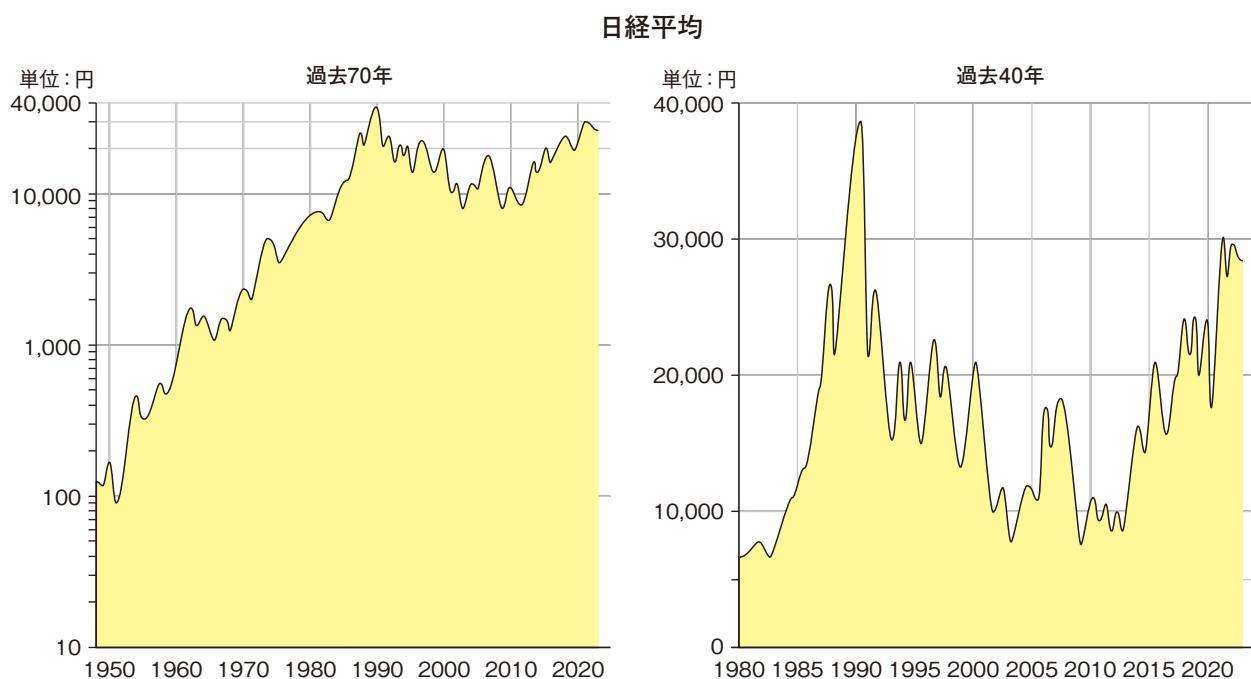
長 所	非常に多くの銘柄に分散投資できる。コストが非常に安いものも多い
	個別株投資に比べて、減る可能性が小さい。時間をかけなくて済む（銘柄調査などの時間が不要）
	アクティブランドに比べて、長期的には運用成果が良い例が多い
短 所	個別株投資に魅力を感じる人にとって面白みが少ない。企業を応援するような気持ちで投資できない
	個別株への集中投資がうまくいった場合に比べれば、リターンは小さい（減る可能性が小さいことの裏返し）
	市場全体がショックなどにより下落した場合、防衛的な個別株（日用品・生活関連銘柄など）に比べて下落幅が大きくなりやすい

資料11 米国の株価～過去120年



(出所)DOW © S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス社。同社から利用許諾いただいたデータに基づき、金融広報中央委員会にて作成。

資料12 日本の株価



(出所)日経平均株価©日本経済新聞社。同社の指標公式サイト『日経平均プロフィル』(<https://indexes.nikkei.co.jp/nkave>) の公表データに基づき、金融広報中央委員会にて作成。

クイズ 日経平均株価は、1989年(平成元年)の年末は38,915.87円でした。その33年後、2022年(令和4年)の年末は26,094.50円でした。日経平均株価は約3割下落しました。この間、**100万円**の資金を、毎年年末に均等に(29,412円ずつ)日経平均に投資していたとすると、**100万円**は**2022年末**にはいくらになっていると思いますか？(手数料や税金はかかるないものとします。配当も勘案しません)。“直感”で答えを出してみてください。

クイズの答 約**170万円**です。**7割増えた**ことになります。日経平均は、1989年末をピークとして大幅に下落し、その後、上昇に転じました(資料12の右図)。毎年の年末に定額を投資すると、自動的に、株価が高いときには少なめの株数を買い、株価が安いときには多めの株数を買うことになり、平均取得価格を低くすることに結びつきました。定額投資の効果です。

資料13 新しいNISAとiDeCo ~個人の資産形成のための税優遇制度~

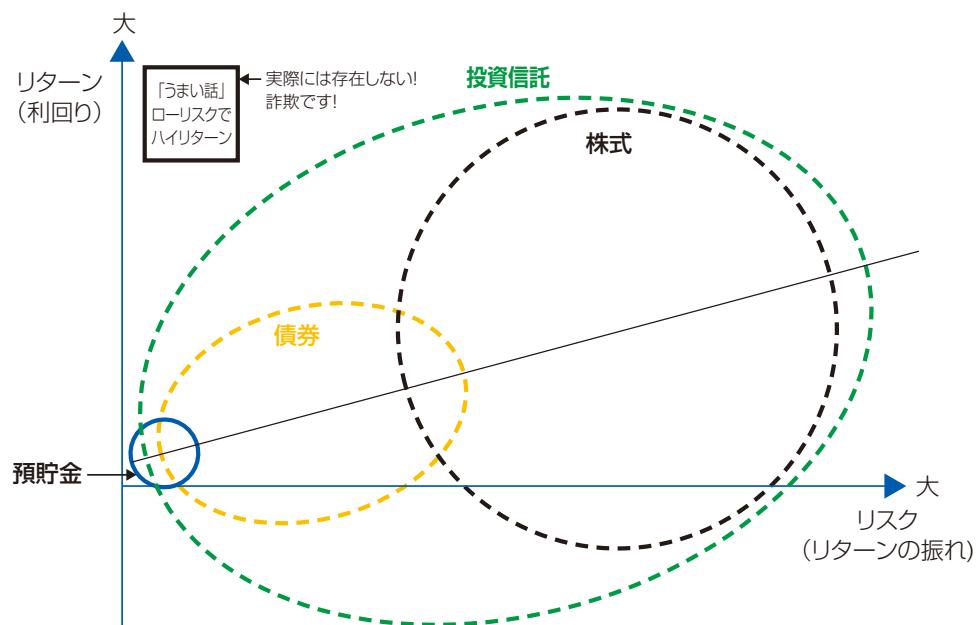
(2024年1月末時点)

	新しいNISA (2024年~) ～少額投資非課税制度		iDeCo (イデコ) ～個人型確定拠出年金制度
税の優遇	運用益が非課税になる		運用益が非課税になる 毎年の所得税や住民税が減る 受取時に支払う税金が減る
対象層	18歳以上		20歳以上
年間投資枠	つみたて投資枠	成長投資枠	14.4万円~81.6万円 (働き方によって金額に違いがある)
	120万円	240万円	
非課税保有限度額	1,800万円 ¹ (再利用が可能 ²) うち1,200万円		—
対象商品	長期の積立・分散投資に適した投資信託 (金融庁の基準を満たすもの)	上場株式・投資信託等 (一部の商品を除く)	投資信託 保険 定期預金など
買い方	積立(毎月など)	自由	積立(毎月、年1回、年2回など)
受け取り	いつでも自由に引き出せる		60歳以降に、受け取りを開始する

1 つみたて投資枠だけで「1,800万円」の限度額を使い切ることもできます。成長投資枠の限度額は1,200万円です。

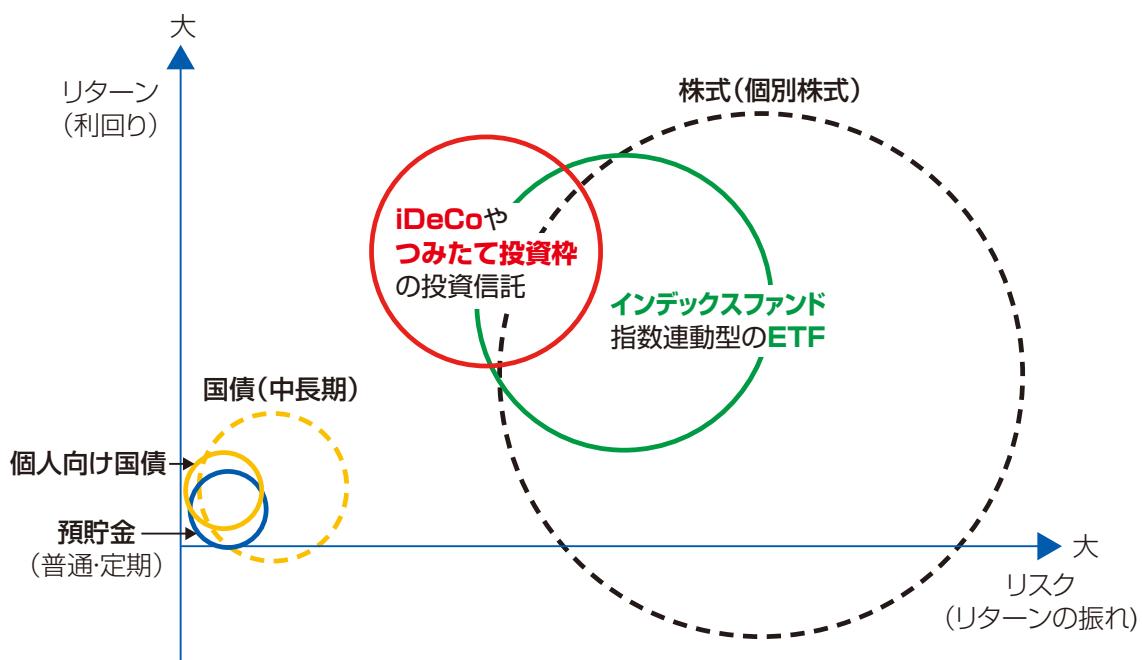
2 非課税保有限度額は、買付額の残高で管理されます。売却すると、買付残高が減少し、その分の枠を翌年以降に再利用できます。

資料14 金融商品のリスクとリターン（イメージ図）



- ・リスクとリターンには、おおむね比例的な関係がある。
- ・**預貯金**（預金、貯金）は、リスク、リターンともに小さい。
- ・**株式**は、リスク、リターンともに大きい。
- ・**債券**は、預貯金と株式の中間。国債は預貯金に近い。社債は発行主体次第。
- ・**投資信託**は、器のようなしくみ。個々の投資信託（商品）のリスクとリターンは、中身次第。
- ・ローリスクでハイリターンの金融商品は、存在しない！

資料15 金融商品のリスクとリターン（より詳しく見ると）



- ・**普通預貯金**や**個人向け国債**は、リスク、リターンともに小さい。
- ・**個別株式**は、リスク、リターンともに大きい。
- ・株価指数（日経平均、TOPIX、米国のS&P500など）に連動して値動きする**インデックスファンド**や、**指数連動型のETF**は、対象先が分散されており、個別株式よりもリスクが小さい。
- ・**iDeCo やつみたて投資枠**の投資信託は、長期・分散・積立投資により対象先の分散や時間の分散が図られるほか、税優遇措置等により低コストで投資できるため、さらにリスクが小さくリターンが大きくなる傾向。

ねらい

人が生活していく上では、病気、事故などさまざまなリスクがある。これらのリスクのなかには、完全に防止・回避することが難しく、かつ経済的な負担が大きいものがある。その場合、むしろ事前にリスクを軽減させたり、分散させたりすることが経済的な安定のために大切であることを学習する。とくに交通事故と健康保険については、保険の内容などについてきちんと調べておき、いざというときの備えを確認しておくことが欠かせない。公的保険や年金制度の基本的な内容も理解したい。

使い方

(1) 生活上のリスクを考える(その1)

病気、事故、失業など生活上のリスクにどのようなものがあるか、**その1**のリストを使って考える。その他として、たとえば就職試験や入学試験にも不採用、不合格というリスクがあることに気づかせたい。ではどのようにしたらリスクを防止・回避したり、最小限に抑えることができるか、話し合ったり考えたりすることから始めるとよいだろう。

(2) 自転車、バイク、車を運転するリスクについて考える(その2)

交通事故の加害者には10代、20代の若者が多い。自転車での加害事故の例(**資料1**)で、身近なリスクに気づかせたい。自動車では、人身事故を起こしたときの高額な判決の例を調べさせたい(**資料2**、**資料3**)。

(3) リスクに備える方法～保険もその1つ(その3)

リスクを防止・回避できない場合に備えて、あらかじめ預貯金をしておくことも大切である。損害額が大きいリスクに対しては、保険に加入しておくことも大切な対策となる。自分が今、どんな保険に入っているのか、調べさせよう。

その2との関係では、自転車保険に自分が入っているかどうかを確認させたい。「自転車保険」という名称の保険に入っている場合だけでなく、「個人賠償責任保険」に入っている場合、自動車保険・火災保険・傷害保険などの特約として「個人賠償責任特約」に入っている場合、自転車の両方に保険を付けている場合などがある。自動車については、自賠責保険(強制保険)と任意の自動車保険(民間保険)について確認させたい。自賠責(被害者への支払額は1名につき最大3千万円)では高額な判決の例に全く足りず、運転者の責任として任意の自動車保険に入ることが重要であることを認識させたい。

(4) 健康保険について学習する(その4)

これまでに病院にかかった経験などを思い出させ、健康保険加入の有効性を改めて確認させる。一方で、軽い症状でも安易に病院を利用したりすれば、個人の支出が増えるばかりでなく、健保会計からの支出を増やすことで社会保険の機能を低下させることになる点を理解させる必要があるだろう。

(5) 年金制度について知り、考える(その5、その6)

年金は退職後の高齢者の生活を支える生活資金であり、高齢のリスクに備える保険の一種である。急速に進む高齢化は、年金制度の見直しをつねに迫っており、国民年金、厚生年金などのほか、自助努力としてiDeCo(イデコ)、個人型確定拠出年金)などに加入して安定した退職後の生活に備える人も少なくない(**資料4**、**資料5**、**ワーク12** **資料13**)。

指導上の留意点

リスクに備えると言っても、保険の掛けすぎは家計を圧迫する。公的保険(社会保険)で足りない場合に必要な範囲で民間保険に入ること(必要以上に入らないこと)、ライフスタイルや家計状態に応じて一定の時期ごとに保険を見直すことが大切であることも認識させておきたい。なお、国民年金、健康保険、雇用保険、生命保険、損害保険等は、**ワーク5**とも関連させ、資料は本書27ページも参照するとよい。

発展

リスクにどのように備えるか、必要な資金をどのように準備するかを考えるうえでは、社会保険(公的保険)についての知識も欠かせない。**資料6**を参照しながら、社会保険についての理解を進めたい。

参考資料

資料1 自転車での加害事故の例

判決認容額	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、2013年7月4日判決）
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官（25歳）と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2ヶ月後に死亡した。（高松高等裁判所2020年7月22日判決）
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、2008年6月5日判決）

出所:日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2022」

（注）判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（金額は概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

資料2 自動車の人身事故での高額判決の例

認定総損害額（万円）	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853	横浜地裁	2011年11月1日	2009年12月27日	男41歳	眼科開業医	死亡
45,381	札幌地裁	2016年3月30日	2009年1月7日	男30歳	公務員	後遺障害
45,375	横浜地裁	2017年7月18日	2012年11月1日	男50歳	コンサルタント	〃

出所:日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2022」

（注）認定総損害額とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険等で支払われた金額を控除する前の金額。

資料3 交通違反と免許停止・取消の例

酒酔い運転	35点	死亡事故*	20点
無免許運転	25点	治療期間3ヶ月以上及び後遺障害*	13点

6点以上は免許停止、15点以上は免許取消（初回の違反の場合）。

出所:警視庁 (<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp>) より作成

*もっぱら運転者の不注意による事故の場合。付加点数。

資料4 老後の生活費、老後資金の準備

（単位:万円）

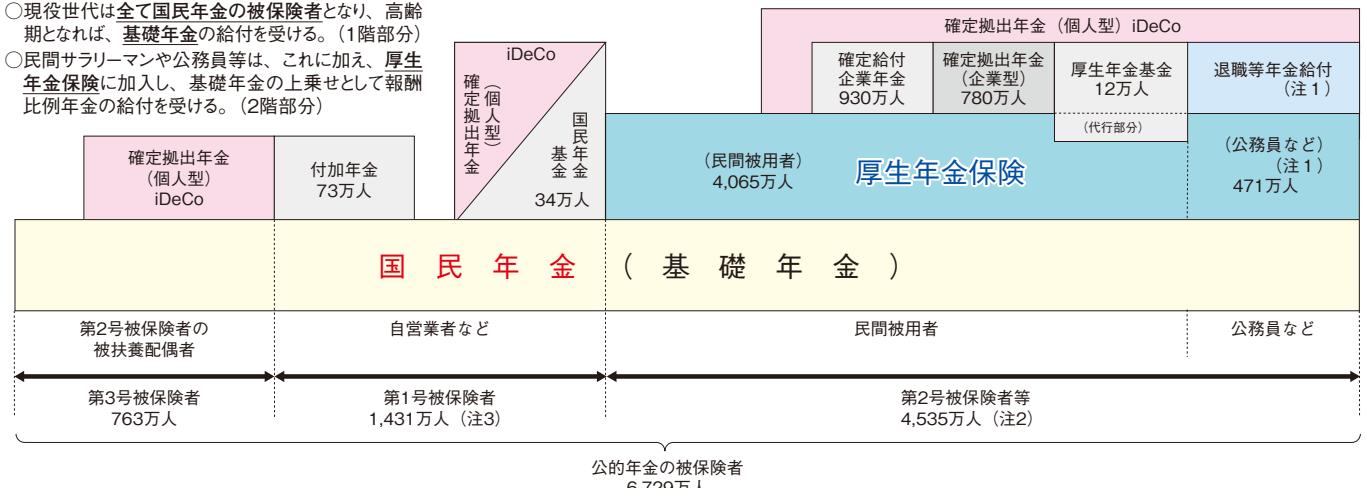
老後の生活費として、毎月最低どれくらい必要だと思いますか	单身世帯	二人以上世帯
老後の生活資金として、年金支給時に準備しておけばよい金融資産残高は、最低どれくらいだとお考えですか	33	35

出所:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査2022年」

单身世帯:全国2,500世帯、二人以上世帯:全国5,000世帯。

資料5 年金制度の体系(令和4年3月末現在)

※確定拠出年金（個人型）iDeCo 合計239万人



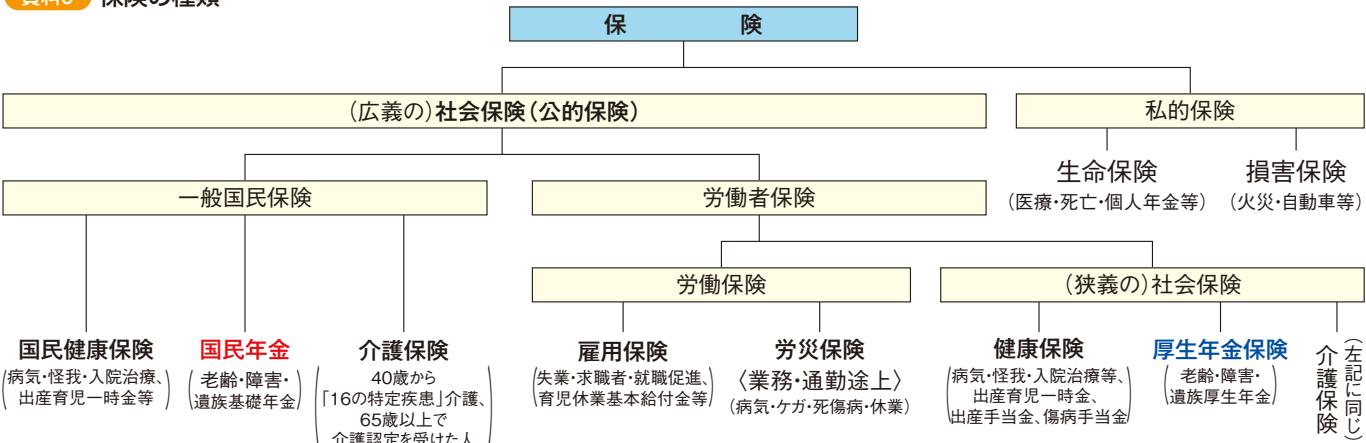
注1.被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。

注2.国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者をいう（国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

注3.第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

出所:企業年金連合会ホームページを基に作成

資料6 保険の種類



出所:土屋 彰 監修・吉田 正敏 著 「図解 社会保険入門の入門」 税務研究会出版事業部 (平成19年版)、生命保険文化センター「生活とリスク管理」(2014年9月) より作成
(注) () 内は給付例。

ねらい

生徒自らの日常生活をベースに、「起業」をシミュレーションすることにより、どのような商品が消費者のニーズに合致し、また事業（ビジネス）として立ち上げができるかを考えさせる。この学習によって、経済主体としての企業とはどのようなものなのかを理解させる。さらに株式会社を中心にその機能や組織、経営方針や社会的責任、また資金調達や消費者の株式や社債の購入を通して、金融の果たす役割の重要性や、間接金融・直接金融を学習することにより金融における「自己責任」も理解させ、その課題や問題点も考えさせたい。

使い方

「起業」するというと何かとんでもなく大きくて難しいことをするかのように思われるが、そのビジネスチャンスは意外にも身近な日常生活の場面でのアイデア、あるいは仲間となる人間関係のなかで立ち上げることが可能だとも言われている。そこで【ワーク14】では、実際に大学生である絵子さんが立ち上げたエコビジネスを具体例として、「起業のストーリー」として展開させてみた。

(1) その1 絵子、エコビジネスの起業家に!!

絵子さんが友達と起業したエコビジネスの会社をモデルに、生徒に「起業」についてのイメージを把握させ、会社の経営理念や経営方針、さらに資金調達や資金管理についても考えさせたい。またこのストーリーを読むことによって、企業（会社）に関するコーポレイトガバナンス（企業統治）やディスクロージャーなどいくつかの重要用語も高校生に理解させたい（資料1）。

(2) その2 起業家を目指す経営者の卵の一人として考えてみよう。

①生徒の多くは、介護などの福祉関係のビジネスや、IT関係、さらに通信販売や食品関係など身近な日常生活から起業を考えるようである。ただ、どのような事業でも自由に立ち上げられるかというと、許認可を必要とする多くの業種（例えばレストラン、ホテル、スナック、パンの製造など多数）があり、起業の制約に直面する。

②得たいものとしては、例えば、名誉や夢の実現、収入の増加など……。失うものとしては、従来の地位や人間関係、安定した収入など、それぞれさまざまな事由があげられるのではないだろうか。

③社名やロゴについて……起業の学習プロセスで、生徒が一番盛り上がる（時間をかける）項目である。会社名（商号）については、外国語は使用できない（日本の文字を使う）、有名な会社の商号は使用しないなどさまざまな制約がある。

④営業（運転）資金の調達については、高校生はまだ現実の問題として捉えられないだろう。しかし将来、起業して営業しようとするとある程度まとまったお金が必要である。その営業（運転）資金をどのように準備するか（金融機関や融資を受ける場合の条件・金利など）を調べさせててもよい（資料2）。

⑤どのようなことを重視した経営を行いたいか。いろいろな回答があると思う。例えば、株主重視の経営（コーポレイトガバナンス）や情報公開（ディスクロージャー）、株主への利益分配、従業員を尊重した経営（福利厚生の充実）、身障者の方々の積極的な雇用、環境を重視した経営（ISOの取得）など。

⑥企業の社会的責任（CSR）など……企業も経済社会の一員として、ルールを守り、行動に対しては説明責任を果たして消費者・顧客のニーズに応えなければならない。さらに、積極的な環境対策の実施やメセナ（芸術活動への支援）、フィランソロピー（寄付・社会貢献活動）などもあげられる。社会的企業、ソーシャル・ビジネス（social business）とは、社会的な課題（例えば貧困、福祉、少子高齢化、地域活性化など）の解決を目指して、ビジネスとして収益性を確保しながら行う活動、またはそのような活動を行っている企業のことをいいます。このような企業（事業）を始めた人を「社会起業家」といいます。

(3) その3 あなたにピッタリの起業スタイルを見つけようフローチャート

①NPO（Non Profit Organization）とは?……教育や文化など、さまざまな社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織で、寄付やボランティアなどの自発的な組織である。事業内容が「社会貢献」に値し、事業の利益を関係者で分配しないでよいと考えればこのNPO法人の設立が考えられる。

②個人企業か会社企業か?……会社企業のメリットは何か。会社企業にすると、取引先に対しての信用度が一般に高く、倒産した場合にも経営者個人は出資した範囲での責任を負えばよい。会社への課税は低率で個人事業より安い（個人事業は累進課税である）。さらに、会社の場合は経費の認められる範囲が広い（個人の場合は個人用と事業用の区別が難しく必要経費として認められないケースがある）。

③会社企業を設立したい。どのような会社の形態で起業するか?……会社には4つの形態があり、かつてはその中でも、株式会社と有限会社の比率が高かった。株式会社の設立には1,000万円以上、そして有限会社は300万円以上の資本金が必要であったが(最低資本金制度)、2006年の「会社法」の施行により有限会社が廃止されるとともに、新たに「合同会社」が導入された。また資本金についても制限がなくなった(1円から起業が可能になった)(資料3~資料9)。

(4) **その4** 投資家の一人として株式投資を行う場合、利益(配当)のほかに、あなたはどのようなことを重視して投資するか。

私たち消費者が株式投資を行って配当の分配を期待することは当然のことである。出来ることなら、その投資によって例えば環境重視の企業を少しでも応援できたらどんなによいだろう。その1つが「エコファンド」購入による投資である。日本でも最近、社会的責任投資(SRI)の考え方が重視されるようになっていることにも注目したい。具体的な授業実践においては、「会社四季報」等で調べて「株主優待」を重視すると回答する生徒も多い。

指導上の留意点

- (1) 生徒自らの日常生活のさまざまな体験のなかで、どのような商品なら市場(マーケット)で注目され、事業(ビジネス)として成立するかを考えさせたい。そして、消費者である自分なら、その商品を購入するかという観点などからも考えさせたい。
- (2) 例えば、株式会社設立の2つの方法である発起設立と募集設立の違いや、登記手続きの詳細など具体的な内容については参考程度の学習で十分であろう。
- (3) 資金の調達方法には、銀行等の金融機関からの融資(間接金融)や、株式を発行して資金を調達する(直接金融)方法があることを学習させ、各々の調達方法のメリットやデメリットを考察しながら自らの望ましい「起業」を考えさせたい。

発展

起業を通して「企業」を学習する内容は多岐にわたる。当然、企業活動について応用的な学習も考えられるが、毎日の新聞記事を有効に活用することも経済学習では重要であり大きな効果も期待される。例えば、新聞記事に登場する会社を取り上げ、①一番多く記事に登場する業種は何か、②目立つ広告を掲載している会社は、③また広告掲載の多い業種は何かを調べさせたり、生徒自身が関心・興味を持った会社について、①社長は、②従業員数は、③事業内容は、④その他の特徴、⑤さらにその会社の株価をグラフに等々、生徒の興味や関心に応じて発展学習させることなどが考えられる。また、各種経済関連機関の情報をインターネットで調べたり(資料10)、さらに起業学習のまとめとして「定款」を作成させたい。

参考資料

資料1 語句解説(金融広報中央委員会「ビギナーズのためのファイナンス入門」(2014年9月)などから作成)

NPO

NPOは、特定非営利活動促進法により以下のように規定されている。

- 第1条** この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること…(中略)…等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- 第2条** この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
- 第3条** 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。
- 2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

上場されると、企業の知名度や世間の信用も高まり、結果的に低コストでの資金調達が行いやすくなる。上場すると常にディスクロージャー(情報開示)が求められるなど責任も重くなる。上場基準を満たさなくなったら場合は上場が廃止される。

エコファンド(eco fund)

リサイクルや省エネなど、環境にやさしい原材料の調達など環境対策を重視している企業の株式を組み込んだ投資信託のこと。環境問題に関心のあるグリーン・インベスター(緑の投資家)の要望に応えて発売された。このエコファンドは、環境対策に熱心な企業を支持することによって社会の転換につながる投資信託として欧米では根付いており、日本にも導入されている。環境対策に先進的な企業は、一般的に全体の経営がより高いレベルにあることなどから、ファンドの利益確保にもつながると考えられている。

ディスクロージャー(disclosure)

「情報開示」一般を意味するが、特に企業が投資家の保護のために、会社の財務内容をガラス張りにすることをいう。金融商品取引法では、開示内容がきめ細かく規定されている。いわゆる「自己責任の原則」が貫かれるためには、投資家に様々な情報が適切に公開されなければならない。投資家は各企業が発行するディスクロージャー誌によってその概要を知ることができる。

上場

株式が証券取引所で売買されるようになることを上場といい、上場された企業を上場企業という。たとえば東京証券取引所(東証)にはプライム市場、スタンダード市場、グロース市場の3つの市場区分があり、それぞれのコンセプト(市場イメージ)に応じた上場基準が定められている。株式が

■ コーポレートガバナンス(corporate governance)

企業は誰のものか、誰がどうチェックするのかという経営理念の問題のこと。企業統治などと訳される。2006年施行の会社法では、すべての大手会社において、取締役の職務執行が法令や定款に適合しているかチェックするなど、会社の業務が適正に実施されることを確保する体制(内部統制システム)を構築するよう新たに義務付けている。また、株主総会における取締役の解任決議を、これまでの特別決議(総会出席者の議決権の2/3以上の賛成)から普通決議(同1/2以上)に緩和している。中小企業など監査役の置かれていない会社では、株主による取締役の違法行為に対する差止請求権の行使を緩和しているほか、計算書類の適正さを確保するため、会計参与制度などが創設されている。

■ ストックオプション(stock option)

会社が役員や従業員に対して、将来の一定の期間内に、あらかじめ決めておいた価格で、一定数の自社株式を買い取る自社株購入権(オプション(option))を与える制度。1920年代にアメリカで誕生して以来普及してきた制度である。権利行使する時点での自社の株価があらかじめ決めておいた価格よりも高いときにはその差額を利益として受け取れるが、安い時にはあえて権利行使しなくてよい。役員や従業員にとっては、会

社の業績上昇による株価上昇が、自分たちへの利益還元につながる。ベンチャー企業の経営者の巨額報酬もこれによる恩恵によるところが大きいとも指摘されている。

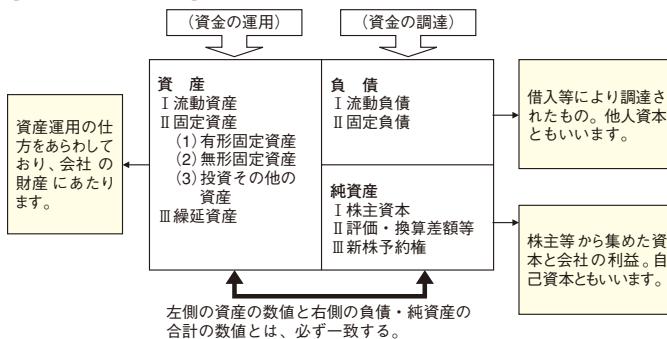
■ CSR(corporate social responsibility)(企業の社会的責任)

企業が、経済的な利潤の追求以外に社会の一員として果たさなければいけない責任のこと。各種法令の遵守(コンプライアンス[compliance])、人権や社会の公正に配慮すること、環境保全なども含まれる。今日、大手企業の中には、CSRを担当する専任部署を設けたり、社員の倫理規定や行動規範などを作成・改定している。「環境報告書」や「環境・社会報告書」などの作成・発行もCSRの一つである。また、企業各社のCSRの取組みや実績をベースにしたもののがSRI(社会的責任投資)である。

なおコンプライアンスとは「法令遵守」(もとは米国の法務関連の用語の一つ)のこと、①企業を取り巻くさまざまな法令(法律や監督官庁の命令・指示)を守ることであり、違法行為を除去することである。また、②上記の法令以外でも「社会通念」や、「倫理」「道徳」を守ることなど、反社会性の除去が求められている。CSRは、このコンプライアンスより広い概念といえる。

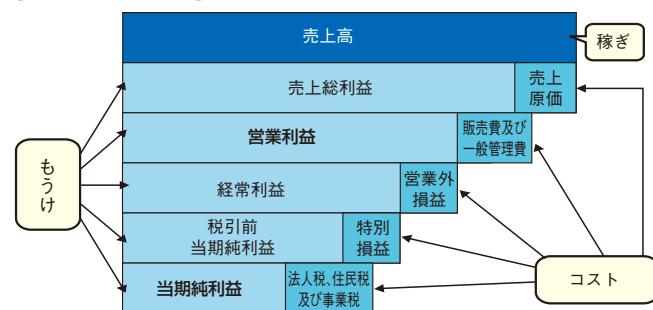
資料2 財務諸表の概念

【貸借対照表の図解例】



出所：中小企業庁「中小企業の会計34問34答」(平成23年11月)より作成

【損益計算書の図解例】



出所：中小企業庁「上手に使おう！中小企業税制50問50答」(2007年6月)

資料3 さまざまな企業(会社)の特徴

株式会社、合同会社、有限責任事業組合(LLP)の比較

	株式会社	合同会社	有限責任事業組合(LLP)
法人格	ある	ある	ない
必須の機関	株主総会・取締役	なし	なし
責任	有限責任	有限責任	有限責任
税金	法人税・所得税の二重課税	法人税・所得税の二重課税	所得税(バス・スルー課税)
出資比率と異なる利益分配	原則として不可	可能	可能
計算書類の作成、開示、公告	作成、開示、公告とも必要	作成、開示は必要 公告は不要	作成、開示は必要 公告は不要
他の種類の会社への変更	可能	可能	不可
根拠とする法律	会社法	会社法	有限責任事業組合契約法
立法の担当官庁	法務省	法務省	経済産業省
参考にした制度	——	米国のLLC	英国のLLP

出所：小林英明「わかる！会社法」PHP研究所(2007年1月)

株式会社制度と有限会社制度の統合

	これまでの株式会社	これまでの有限会社	新会社法での「株式会社」
根拠法令	商法第2編、商法特例法	有限会社法	新会社法
最低資本金	1,000万円	300万円	なし
取締役会	必ず設置	設置できない	任意で設置(※1)
監査役	必ず設置	任意で設置	取締役会を、置かない場合は1人以上(※1) 置く場合は3人以上
取締役の数	3人以上	1人以上	取締役 原則2年 監査役 原則4年 ただし、定款で定めればそれぞれ最大10年まで延長可能(※1)
取締役・監査役の任期	取締役2年 監査役4年	制限なし	会計参与の設置が可能
その他	——	——	発行可能(特例有限会社も発行可能)
社債・新株予約権	発行可能	発行不可能	あり
決算公告の義務	あり	なし	大会社(※2) 必ず設置
会計監査人制度	大会社(※2) 必ず設置	中会社(※3) 任意で設置	それ以外の会社 任意で設置
株主ごとの異なる取扱い定め	定款に置けない	定款に置くことが可能	定款に置くことが可能(※1)

(※1) 株式譲渡制限会社の場合

(※2) 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社

(※3) 資本金1億円超5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社

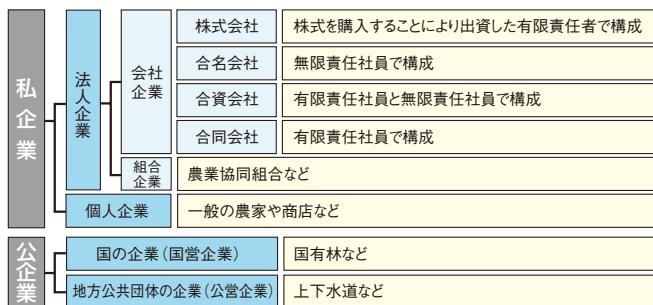
出所：中小企業庁「よくわかる中小企業のための新会社法33問33答」(2006年4月)

「合同会社(日本版LLC)」について

2006年5月に会社法が施行された後3ヶ月間で、同法で新たに創設された会社の形態である「合同会社」(日本版LLC)の設立社数が千社を超えた。従来の有限会社制度を廃止して導入された合同会社、その特徴は、株主総会が不要であることなど、組織運営を自由にできることである。複数の企業が共同出資して新しい事業を展開できることにそのメリットがあると指摘されている。この「合同会社」は、米国のLLC(Limited Liability Company)などを参考にしたもので、出資者が会社債務に対して有限責任を負うものの、出資者全員の合意に基づいて組織を運営できることや、利益の配分を自由に決めることが可能である。例えば取締役会の設置は必要ではなく、さらにまた出資の割合ではなく商品開発におけるアイデアなどの度合いによって利益の配分ができる。また、有限責任事業組合(LLP)とは異なり、法人格を持つので、契約の主体になれる。

【日本経済新聞 2006年10月25日記事を参考に作成】

資料4 さまざまな企業(会社)の形態と種類

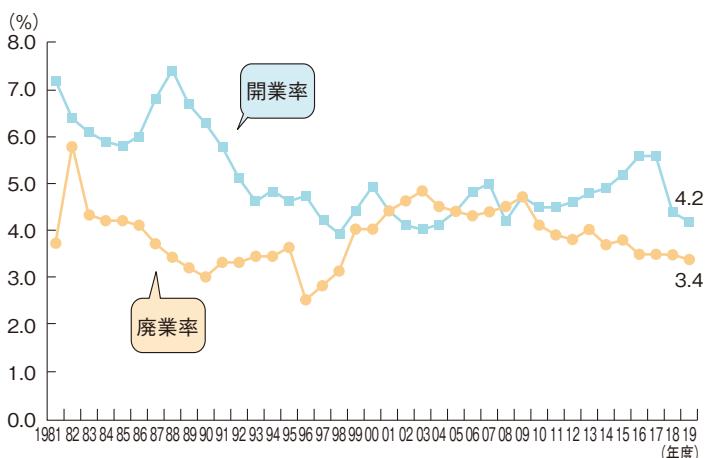


出所：金融庁「わたしたちの生活と金融の動き」

(http://www.fsa.go.jp/teach/chuuousei.html) (平成19年3月)

(注) 有限责任と无限责任……会社などへ出資した人が、その出資した額についてだけ責任を負うことを有限責任という。一方、无限责任とは、会社が倒産した場合、個人の財産を売り払ってでも借金などを支払わなければならない責任をいう。

資料6 開業率・廃業率の推移



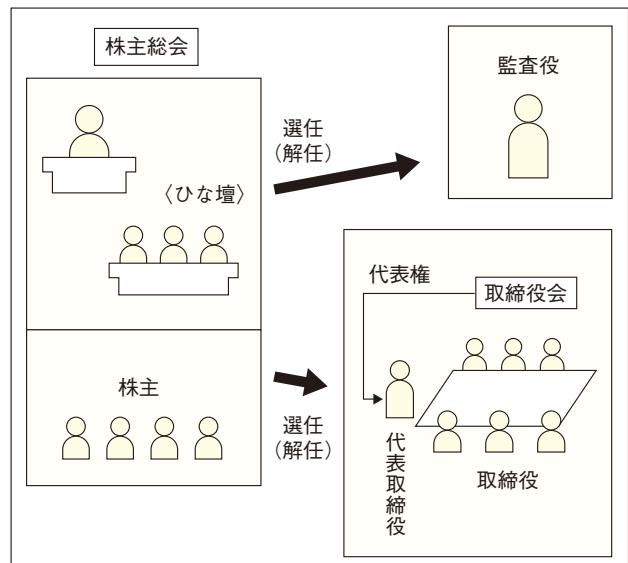
出所：中小企業庁「中小企業白書」（2021年版）

資料5 企業等の数

会社以外の法人 258,497 (6.3%)	
会社企業 1,750,071 (42.7%)	個人経営 2,089,716 (51.0%)
総計 約410万	

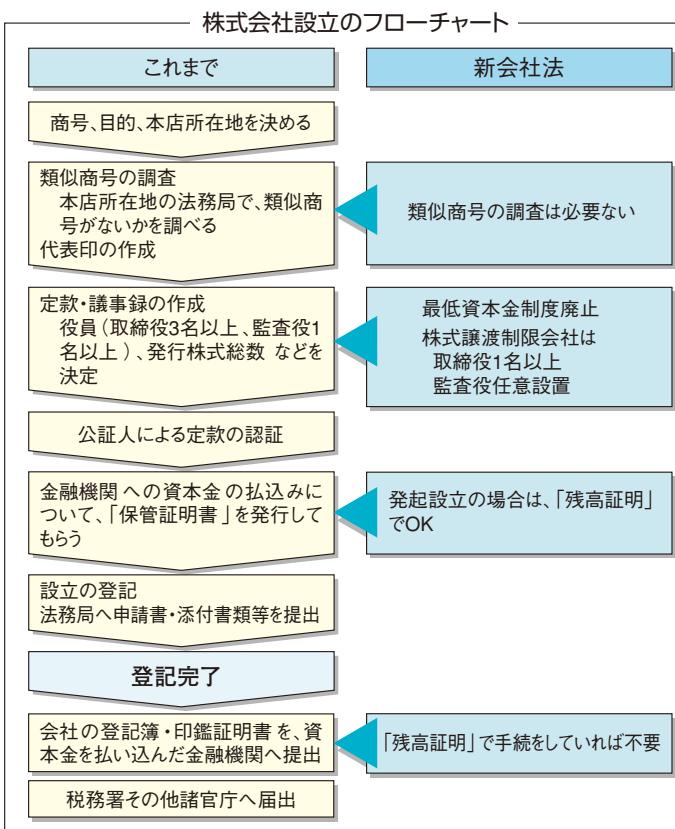
出所：総務省「経済センサス」（平成26年）

資料7 一般的な株式会社のしくみ



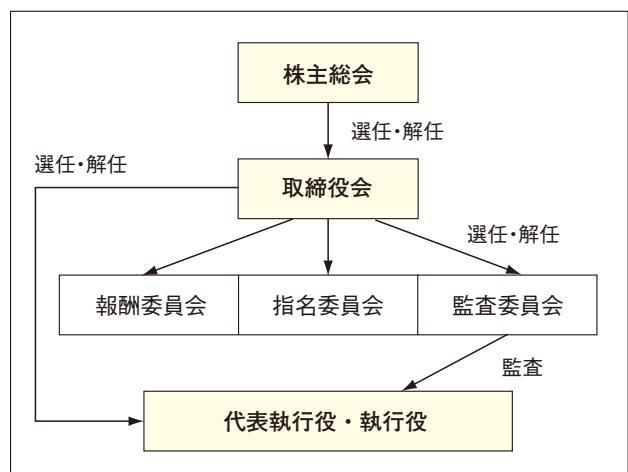
出所：日本経済新聞社編「Q&A日本経済 100の常識」日本経済新聞出版社（2008年版）

資料8 株式会社ができるまで



出所：中小企業庁「よくわかる中小企業のための新会社法33問33答」（2006年4月）

資料9 委員会等設置会社のしくみ



出所：小林英明「わかる！ 会社法」PHP研究所（2007年1月）

資料10 関連機関・URL集

金融庁	https://www.fsa.go.jp/
金融広報中央委員会	https://www.shiruporuto.jp/
日本取引所グループ	https://www.jpx.co.jp/
日本証券業協会	http://www.jsda.or.jp/
金融経済ナビ	http://www.kinyu-navi.jp/
日本経済教育センター	http://www.keikyo-center.or.jp/

ねらい

- 大きな社会・経済環境の変化といわれる「デジタル化」について理解し、自分の現在の生活や将来の仕事との関係を考えることができる。
- 「デジタル化社会」におけるリスク対策の基本を身につけるとともに、「デジタル化」を自分たちや社会の将来の可能性を広げるものと捉えることができる。
- 情報の価値の大きさ、情報を活用することの大切さに気付き、今後の人生に役立てようとする意欲を持つ。情報にかかわる自他の権利を尊重する態度も身につける。
- 主体的・対話的な学びを深める機会とする。自ら調べ、発表し、他の人の考えからも学ぶことができる。議論を通して知恵を出し合い、今後の人生に活かそうとする意欲を持つ。

使い方

- 「デジタル化」は、日々進化しており、生徒たちの将来に大きな影響を及ぼすと考えられる。このため、教員が主導するより、生徒が主体的に探究し、考察することを促したい。教員も生徒とともに学びながら、生徒が議論し、考えを深める機会を提供したい。
 - (1) ①では、「デジタル化」と聞いて思いつくキーワードを生徒が自由に発言する。他の生徒の発言に刺激されて思いついたキーワードも歓迎したい。生徒の発言を教員が板書していけば、生徒の関心を共有しやすい。多くのキーワードが挙がれば、「デジタル化」が広い概念であることを理解しやすい。
—デジタル化の意味、流れ、キーワードにつき、生徒へのヒントや説明材料として、**資料1**を利用する。
 - (2) ②では、興味のあるキーワードを1つ選び、自分の生活への影響や、調べたことを発表する。
—スマホを選んだ場合、**資料2**、**資料3**が参考になる。スマホでの動画視聴、SNS、ゲームなどに時間やお金を使い過ぎていないか、目や心が疲れていないかなど、生徒が自ら考える。
 - (3) ③では、興味がある仕事や、議論すれば面白そうな仕事を生徒が自由にとりあげ、その仕事の将来像について生徒同士で話し合う。他の生徒の見方や考え方を学ぶ中で、社会の変化と自分自身の将来の仕事についての考えを深める。
 - (4) ④では、「キャッシュレス化」について、生徒に関心を持ってほしい。キャッシュレス化の長所・短所を理解したうえで、「見えないお金」を大事に使うことができるかがポイントとなる。
—**資料4**、**資料5**は、キャッシュレスの支払方法や、消費者からみた長所・短所の例。参考となる教材も掲げた。
 - (5) ⑤では、トラブルや被害の具体例を学びたい。国民生活センター、消費者庁、警察庁のウェブサイトや、「くらしの豆知識」(国民生活センター)を活用したい。発展学習としては、生徒に最寄りの消費生活センターや警察署の生活安全課を訪ねさせ、最新の被害情報を入手して紹介させたい。
—**資料6**の若者の消費生活相談では、「デジタルコンテンツ」が上位となっている。トラブルや被害の事例を学んだうえで、**資料7**の基本姿勢を理解する。
 - (6) ⑥では、デジタル化を、自分たちや社会の将来の可能性を広げるものと捉えることができるかがポイント。アイデアを出すことに意義がある。奇抜な案でも出しやすい雰囲気にして、活発な話し合いに結びつけたい。
 - (7) ⑦は、本ワークのまとめ。情報は昔から重要なものであるが、近年ではデジタル化の進展に伴い、情報を集め、蓄積し、分析・加工して発信することが行いやくなっていることを理解したい。巨大IT企業などによる個人情報の利用も問題になっている。情報の価値の高さ、情報を慎重に扱うことの大切さ、情報を活用することの重要性などについて、他の生徒の考えも聞きながら、生徒が問題意識を高め、考えを深める機会とする。
- 授業や生徒の状況に応じて、①から⑦の順を適宜入れ替えたり、選択して利用することもできる。

指導上の留意点

- プライバシー保護のため、話し合いの際、自分の失敗などの経験を無理に話す必要はないことを生徒に周知する。
- 仕事の将来像については、とりあげた仕事について将来無くなるなどの断定的な見方をするのは適切ではないこと（今後も環境や考え方が変わるため、未来のことを誰も正確には予想できないこと）に触れておきたい。

参考資料

資料1 「デジタル」の意味、流れ、キーワード

「デジタル」の意味		技術の進歩	キーワード
① （本来の意味）数字で表される ↓ （その結果）コンピュータで扱える		コンピュータの出現	
② （意味が広がる） コンピュータに関連する技術を使う ↓		コンピュータの性能向上 インターネット スマートフォン AI ←ディープラーニング+ビッグデータ フィンテック ←スマートフォン+AI+ブロックチェーン	PC ICT、IT ロボット ChatGPT キャッシュレス 暗号資産、デジタル通貨
③ （意味がさらに広がる） 人手をとらない 対面ではない 紙を使わない ハンコを使わない			デジタル政府 デジタル教科書

↓ 【解説】

【①数字で表される→コンピュータで扱える】

- ・「デジタル」(digital)は、「数字で表される」という意味。「digit」(ディジット)は「数字」。
—「デジタル」のイメージは、「アナログ時計」と「デジタル時計」を比べればわかりやすい。時間の流れを「アナログ時計」は「針」の動きで表すのに対し、「デジタル時計」は「数字」(0, 1, … 9)で表わす。
- ・数字で表せば、コンピュータで扱える。
 - 時間は、コンピュータで扱えるようになっている。
 - 音楽も、蓄音機やレコードに録音されている状態ではアナログ(連続的)であったが、「デジタル化」して数字で表すことにより、コンピュータで扱えるようになっている(音楽配信など)。
- ・デジタル化された情報は数字の列となる。数字の列は、コンピュータで扱い、装置を使って文字、画像(静止画、動画)、音に変換できる。これにより、人間が、「読む、見る、聞く」ことができる。

【技術の進歩】

- ・コンピュータの処理能力は飛躍的に向上してきた。情報通信技術(ICT<Information and Communication Technology>、IT<Information Technology、情報技術>)も進歩した。特に1990年代にはインターネットという画期的な技術が出現した。
- ・パソコン(PC)、タブレット、携帯電話、スマートフォンなど、個人が利用できる機器の性能が向上し、価格も低下した。
- ・その結果、デジタル化されたデータは、低コストで瞬時に移動し、膨大に蓄積され、利用できるようになった。
- ・個人の生活をみても、通信、ウェブサイト、検索、電子商取引(eコマース、EC)、動画、地図、ゲーム、フリマ、シェアリングなど、PC、スマートフォン等を通じて利用できるサービスが増えた。
- ・AI(人工知能、Artificial Intelligence)も急速に進化している。身近な生活でもスマート家電、スマートスピーカー、ChatGPTが登場している。AIはディープラーニング*1という技術が使われる段階に進み、ロボットなどの「目」が良くなり(画像認識の精度が上がる)、「手」が器用になり(運動能力が向上する)、言葉も上達している。医療画像の分析、車の自動運転、自動翻訳・通訳などの精度が上がっている。AIの進化により、現在は人間の目や手、言葉に頼っている作業の自動化が、今後も進んでいくと予想されている。
- ・インターネットで集められたビッグデータ*2の学習が、AIの進化に役立っている。AIによるプロファイリング(個人の性格や嗜好の推測)も可能となっており、ターゲティング広告、運転診断(保険料に反映)などが行われている。
- ・フィンテック*3もここ10年で急速に進んだ。スマートフォンを通じて、世界の何十億人という人々が、送金したり、金融サービスにアクセスできるようになった。新興企業が新しい金融サービスを提供する例が増えている。クレジットカードだけでなく、QRコード、バーコードなどを使ったキャッシュレス決済も進んでいる。資金の出し手と借り手を直接結びつける例、電子商取引の決済サービスを提供する例も見られる。新しいサービスの中には、AIのディープラーニングやビッグデータを活用したものがある(融資審査、運用助言等)。
- ・ブロックチェーン*4も新しい技術であり、ビットコインはこの技術を用いた暗号資産(仮想通貨)。ビットコインに対して、当初は送金を低成本で行える機能に対する期待が高かったが、投機の対象となり価格が乱高下し、送金機能に悪影響が出ている。
- ・Facebook(その後Metaに改称)がデジタル通貨としてLibra(その後Diemに改称)を発行する計画は世界的な議論を呼んだ。民間企業・銀行によるデジタル通貨の開発が行われ、主要な中央銀行によるデジタル通貨の検討・実験・発行準備も行われている。

【②デジタルの意味が広がる】

- ・このようにコンピュータに関連するさまざまな技術が進歩する中で、「デジタル」は「コンピュータに関連する技術を使う」という広い意味で使われるようになっている。なお、ここでの「コンピュータ」には、スマートフォン、パソコン、タブレット、AIも含まれる。

【③意味がさらに広がる】

- ・「デジタル」は、日常的にも使用される言葉となり、意味がさらに広がっている。
- ・たとえば、「デジタル政府」（紙、ハンコ、人手をなるべく使わず、コンピュータで行政サービスを受ける/行うことができる政府）、「デジタル教科書」（紙ではない教科書）、「デジタル教育」などである。「オンライン授業」「オンライン面接」「テレワーク」「マイナンバー活用」なども、「デジタル化」の一部として使用されている。
- ・従来の進め方（人手、対面、紙、ハンコなど）と対比する概念として、「デジタル」が使用されることが多い。

【課題など】

- ・「デジタルプラットフォーマー」という言葉がある。Alphabet、Apple、Meta、Amazon、Microsoftなどがこれにあたるとされることが多い。これらのIT企業は、検索・広告、端末、SNS、電子商取引、ソフトウェアなど、それぞれの得意分野で強い地位を築いており、そのサービスがデジタル取引のプラットホーム（platform、基盤）となっているとされる。これらの企業は株式の時価総額でも上位を占める。個人等から得る情報の扱い（情報の集中、取扱い、移行の手間、利用停止等）、取引慣行の透明性・公正性などの面で、優越的な地位の弊害が出ているとの見方があり、各国で規制の是非や方法が議論されている。中国ではアリババ、テンセント、バイドゥ、アントなど、日本では楽天、Yahoo!、メルカリ、LINEなどがプラットフォーマーにあたるとの見方もある。

（参考用語）

- * 1 ディープラーニング（deep learning、深層学習）：人間の脳神経の構造を模したニューラル（神経系）ネットワークを使い、 x と y の関係を膨大なデータから学習する方法。“deep”は、学習の際、「深い、多層の」関数を使うという意味。
- * 2 ビッグデータ（big data）：巨大なデータ。ペタバイト（1ギガの約100万倍）からゼタバイト（1ギガの約1兆倍）といった単位で計測される。個々のデータは、スマートフォンなどを通じてインターネットで集められる。巨大なデータの傾向をつかむことで、ビジネス、疾病予防ほか、広範な分野に利用され始めている。
- * 3 フィンテック（FinTech）：金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語。情報技術と金融サービスを結びつけたさまざまな新しい動きの総称。
- * 4 ブロックチェーン（Blockchain）：電子的な情報を記録していく、その改ざんを事実上不可能とする技術。取引などのデータをブロック単位で帳簿に書き込み、各ブロックを鎖状につないでいく。帳簿を1つの主体が責任をもって管理するのではなく、1つの帳簿を参加者が共有して管理・監視することを可能としている。改ざんするためには、事実上不可能な量の作業が必要となる（暗号技術であるハッシュ関数も使用）。ブロックチェーンは、改ざんを事実上不可能にする技術として、暗号資産に限らず、広い範囲で利用可能な技術と見られている。

資料2 デジタル化と若者の生活

	10代	20代
スマートフォンを使用している	93.7%	98.1%
タブレットを使用している	35.9%	38.4%
利用時間	動画投稿・共有サービスを見る (平日) 74分 (休日) 115分	(平日) 47分 (休日) 69分
	ソーシャルメディアを見る・書く (平日) 64分 (休日) 83分	(平日) 71分 (休日) 81分
	オンラインゲーム・ソーシャルゲームをする (平日) 34分 (休日) 58分	(平日) 30分 (休日) 48分
利用率	LINE 94.4% YouTube 93.7% Twitter 69.0% Instagram 63.4% TikTok 47.9% ニコニコ動画 30.3%	LINE 95.7% YouTube 91.5% Twitter 69.7% Instagram 64.0% TikTok 20.4% ニコニコ動画 33.2%
フリーマーケットアプリで買ったことがある、売ったことがある	(買う) 33.8% (売る) 14.1%	(買う) 45.0% (売る) 27.5%

出所：総務省情報通信政策研究所「令和元年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を基に作成

資料3 スマホの料金の例（スマホを利用している全国の15～69歳の男女15,000人を対象とした調査結果）

	通信料金	端末割賦料金	支払合計
大手3キャリア（平均）	5,853円	2,459円	8,312円
格安SIM（平均）	2,510円	1,915円	4,424円
MVNO（平均）	2,027円	1,745円	3,771円

（注）大手3キャリアはdocomo、au、SoftBank。格安SIMはキャリアサブブランドのY!mobile、UQ Mobileと、MVNOの計。
MVNO（仮想移動体通信事業者）は、大手3キャリアから無線通信インフラを借りている会社。

出所：MMD研究所「2020年11月通信サービスの料金と容量に関する実態調査」

資料4 キャッシュレスの支払方法の例

カード決済	クレジット(後払い)、デビット(即時払い)など	VISA、Mastercard、JCB ほか
タッチ決済	プリペイド(前払い)など	交通系(Suica、PASMO など) 流通系(nanaco、waon など)ほか
QRコード決済 バーコード決済	プリペイド(前払い)、クレジット(後払い)など	PayPay、LINE Pay、楽天Pay、d払い ほか

(注)「クレジット」は、信用を供与する、すなわち後払いを認める(=お金を貸す)、との意味。「クレジットカード」は、元々、「後払いにできるカード」として広まった(現在は、クレジットカードを使って、即時払い=デビットができるものも多い)。「後払いにする」ことは、「借金をしている」とこと同じであるため、注意が必要。近年、BNPL(Buy Now Pay Later)が話題になっているが、「いま買う、支払いはあと」の意味で、後払いのこと。ただし、BNPLを利用する際には、クレジットカードを持つときのような慎重な事前審査がないため、安易に利用して借金が返せなくなることがないよう、利用者がより気をつける必要がある。

資料5 消費者からみたキャッシュレス化の長所・短所の例(貨幣や紙幣を使用する場合との比較)

長所	軽い、清潔、ポイントや特典がつくものが多い、レジでの支払が早く終わることが多い、ATMに行かなくてよい、何にいくら使ったか記録を確認できるものが多く支出管理に使いやすい、通信販売での購入に使用できるものが多い。
短所	どの店舗でも使える訳ではない、クレジット払いには金利がかかる(1・2回払を除く)、物理的なお金の減少が目に見えず支出の実感が伴いくらい、匿名で支払えないものが多い、トラブル等で使えないことがある(停電、通信途絶、スマホの故障、アプリのメンテ等)、残高不足に気がつきにくい、不正使用による被害額が大きくなることがある。

【参考教材】「キャッシュレス社会を考える」(高校生向け教材、金融リテラシー教育推進委員会企画)

<https://www.practicalmoneyskills.jp/for-educators/>

わかりやすいパワーポイント教材。解説・実践授業ビデオ・ワークシート付き。必要なスライドを抜粋するなど自在に使える。

資料6 若者の消費生活相談の状況

	20歳未満	20歳代	(参考) 全年齢層	
1 デジタルコンテンツ	5,856件(26%)	デジタルコンテンツ 9,800件(13%)	商品一般	155,904件(17%)
2 他の化粧品	2,621件(12%)	不動産賃借 5,786件(8%)	デジタルコンテンツ	83,297件(9%)
3 他の健康食品	2,459件(11%)	商品一般 3,501件(5%)	不動産賃借	37,981件(4%)
4 商品一般	815件(4%)	エステティックサービス 3,180件(4%)	インターネット接続回線	33,116件(4%)
5 基礎化粧品	751件(3%)	フリーローン・サラ金 2,488件(3%)	工事・建築	28,656件(3%)
総数	22,356件(100%)	総数 74,978件(100%)	総数	932,920件(100%)

(注)「デジタルコンテンツ」には、「オンラインゲーム」「アダルト情報サイト」「出会い系サイト」「デジタルコンテンツ(全般)」「他のデジタルコンテンツ」などが含まれる。

出所:消費者庁ホームページ「2019年の消費生活相談の概況」を基に作成

資料7 インターネットで買う、売る、情報発信する際の基本姿勢

インターネットはいろいろな人とつながります。それは、最大の利点である一方、最も注意すべき点でもあります。

買うとき
売り手が信頼できる相手かどうか、確認することには難しい面があります。「対面の場合よりも慎重に」、「信頼できる相手からしか買わない」、「怪しそうなところが1つでもあれば買わない」などのように、自分のルールを決めておきましょう。入力した情報を悪用される可能性もあります。
【ネットショッピング】ウェブサイトを細かく観察しましょう。日本語が自然か、変な字が混ざっていないか、住所・電話番号・メールアドレスは自然か、価格が安いのか、支払方法が一般的か(個人名義の銀行振込のみの場合は要注意)などです。そのサイトに関するトラブル情報がネットに出ていないかも確認しましょう。
【フリマアプリで買う】トラブルは基本的に当事者間で解決することが求められます。売り手のこれまでの取引での評価はどうか、どのようなものをいくらで取引している人かなど、買う前によく確認しましょう。取引ルールは、トラブルを防ぐためのものなので、必ず守りましょう。商品を受け取る前に、受取通知や評価をしてはいけません。
売るとき
買い手が信頼できる相手かどうか、確認することにはやはり難しい面があります。たとえばフリマアプリで売るときには、買い手のこれまでの取引での評価はどうか、どのようなものをいくらで取引している人かなど、売る前によく確認しましょう。
情報発信するとき
インターネットで一度発信した情報は、拡散しやすい、消去が難しい、との特徴があります。情報の受け手にはいろいろな人がいます。「不適切」な情報(誹謗中傷、ウソ、他の人の住所氏名など)を発信すると、多数の人や社会に大きな迷惑をかけ、訴えられることもあります。対面の場合より、はるかに慎重になる必要があります。

ねらい

- 栄養バランスを基本に、予算内で献立を考える力を養う。
- プレートの中に料理のシールを貼り付け、楽しみながら経済的な感覚を高める。
- 内食（手作り）・中食（買って食べる）・外食の経費の差をつかむ。

使い方

(1) 健康フードピラミッド<料理版>について



- ①日本糖尿病学会の「日本フードピラミッド」を参考に、料理を選択できるように配置してある。
- ②栄養バランスを基本に、経済的な学習を行う。
ピラミッドの体積を意識させ、主食に主菜・副菜を効果的に組み合わせ、菓子・飲み物は控えめにという考え方を身につけられるようにする。
- ③単品でカルシウムを補給できる乳製品は第4層から、ビタミンを補給できる果物は第5層から選択する。

(2) ワーク16（食事選択演習シート）の料理はシールになっているので、課題に従って選んだ料理をプレート用紙に貼り付け、演習を行う。シールは何度も貼り直すことができる。

シール上には、その料理のエネルギー (kcal)、たんぱく質 (g)、Ca (mg)、Fe (mg) の栄養素の他、内食、中食、外食価格が印刷されている（上図 価格と栄養成分の見方 参照）。

国民栄養調査によれば、一般に若者は栄養素の不足傾向が強いので、特に不足が懸念されるCaやFeなどの栄養素に留意して選択できるようにした（資料1・資料3・資料4）。

価格については、内食、中食、外食の3つを示した。価格は地域差もあり、特定するのが難しいところであるが、東京と新潟の市場調査により算出した。

(3) 演習課題

いろいろな課題設定が可能である。どこからのアプローチであっても食事摂取基準と食費を計算し考察する。

例1 1日内食価格1,200円前後でまかなえる健康的な献立を選ぶ（ワーク課題・課題例A）。

例2 外食のみの設定で健康的な献立を選び、改善する（課題例B-1・課題例B-2）。

例3 自分のいつもの食生活に近い献立を選ぶ。

例4 中食のみと、中食・外食を組み合わせた献立を選ぶ。

課題例A（82ページ参照）

17歳女子 内食価格予算1,200円前後に合わせ
バランスのとれた1日分の食事の選択例

課題例B-1（83ページ参照）

17歳男子 1日中外食をする場合の食事選択例

課題例B-2（83ページ参照）課題例B-1の改善例

指導上の留意点

- まず、ピラミッドの第1層の主食を選び、次に第2層、第3層の主菜・副菜等を選択するとバランスを取りやすい。
- 資料2より、若年単身世帯では外食費の割合が高いので、内食・中食・外食の経費の比較は重要である。
- 2枚以上同じシールを使用したい場合や独自の料理を入れたい場合には、ピラミッド外にある予備シールを使用する。

発展

(1) 「食料自給率」や「フードマイレージ」等を参考に、私たちの食生活のあり方を経済面や環境面から考えてみよう（資料6・資料7）。

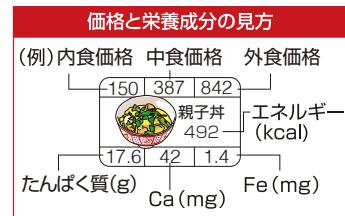
(2) 食品ロスの現状を知り、自分の食生活をあらゆる角度から見直してみよう（資料8）。

発展例1 食品ロスは、食品メーカー・小売店・飲食店・家庭のどこで多く発生しているか、また、食べずに捨てた理由を調べ、自分でできる削減の方法を考える。

発展例2 単身世帯の食費ロス率は4.1%（農林水産省「平成26年度 食品ロス統計調査」）です。ワーク5の食費のうち、廃棄していることになる食費はいくらになるかを計算する。

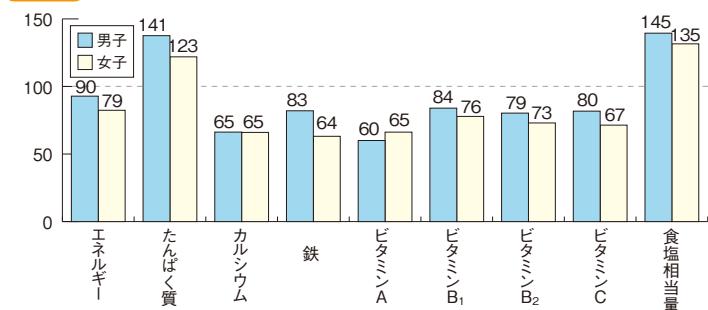
発展例3 次のキーワードについて調べる。

NO-FOODLOSSプロジェクト・ドギーバッグ・フードバンク活動・賞味期限の3分の1ルール



参考資料

資料1 15~19歳の栄養素等平均摂取量と食事摂取基準の比較



出所: 食事摂取基準は、厚生労働省「日本人の食事摂取基準」(2020年版)の「15~17歳」を使用。エネルギーは推定必要量、食塩相当量は目標量を使用。それ以外は推奨量を使用。

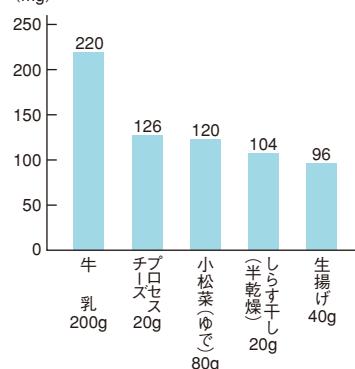
栄養摂取量は、同省「国民健康・栄養調査」(2018年の)「15~19歳」の平均摂取量を使用。

(注) 1. 食事摂取基準を100としたときの平均摂取量の割合。

2. エネルギーの推定必要量は身体活動レベルII(ふつう)。

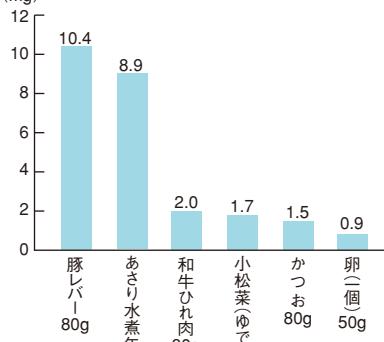
3. 鉄の推奨量は月経あたり。

資料3 カルシウムを多く含む食品
(1食分あたり)
(mg)



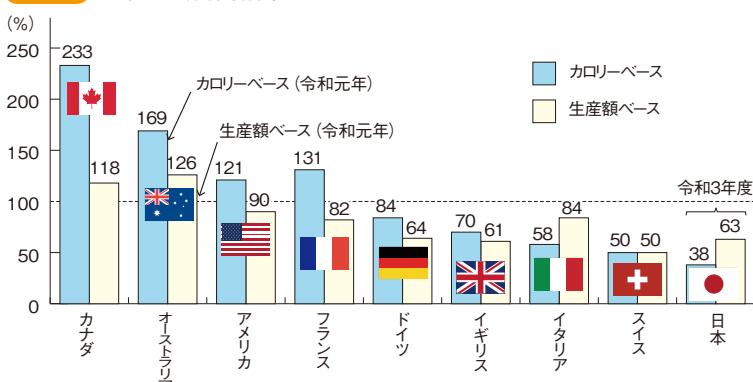
出所: 文部科学省「日本食品標準成分表2015」
より作成

資料4 鉄を多く含む食品
(1食分あたり)
(mg)



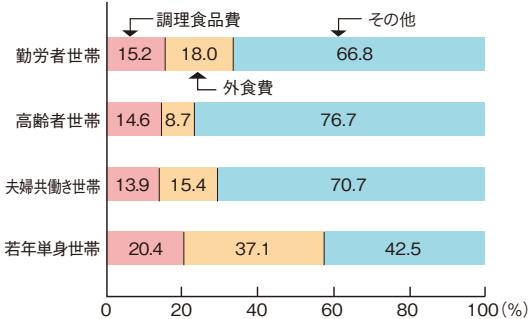
出所: 文部科学省「日本食品標準成分表2015」
より作成

資料6 日本の食料自給率



出所: 農林水産省ホームページ「世界の食料自給率」(2022年)

資料2 食料費に占める調理食品費・外食費の割合

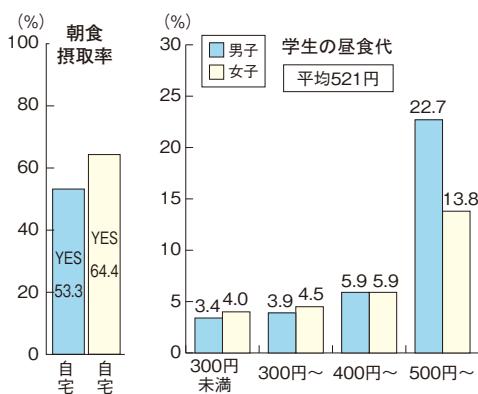


出所: 総務省「家計調査」(2020年)

(注) 高齢者世帯…65歳以上の単身世帯又は男65歳以上、女60歳以上からなる世帯で、少なくとも1人65歳以上の者がいる世帯。

若年単身世帯…35歳未満の単身世帯。

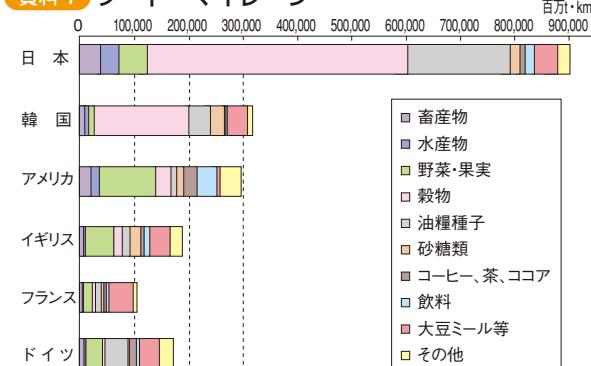
資料5 大学生の食生活



出所: 全国大学生活協同組合連合会

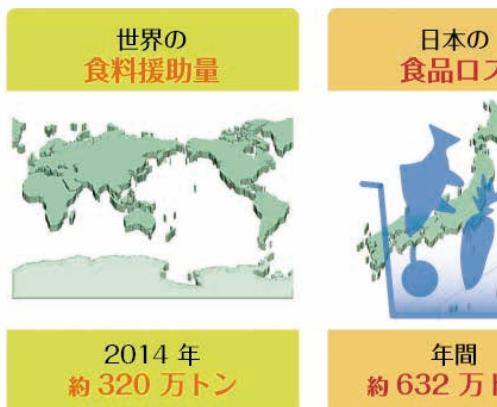
【CAMPUS LIFE DATA 2020】(2021年3月)より作成

資料7 フード・マイレージ



出所: 農林水産省「フード・マイレージについて」(2008年)

資料8 食品ロス（食べられるのに捨てられる食料）の現状



出所: 政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/4.html>

食品メーカー	食品ロスとなっているもの	発生量
小売店	定番カット食品や期限を超えた食品などの返品 製造過程で発生する印刷ミスなどの規格外品 新商品販売や規格変更に合わせて店頭から撤去された食品 期限を超えたなどで販売できなくなった在庫など	約330万トン
レストランなどの飲食店	客が食べ残した料理 客に提供できなかった仕込み済みの食材など	約302万トン
家庭	調理の際に食べられる部分を捨てている 食べ残し 冷蔵庫などに入れたまま期限を超えた食品など	約302万トン
合計		約632万トン



Step1

1日1,200円前後（内食価格）でまかなえる健康的な献立を選ぼう

朝

32	38	87
納豆 79		
6.9	38	1.4

116	138	168
ほうれん草の ごまあえ 81		
3.6	131	2.4

37	154	216
ご飯 250		
4.0	5	0.2

161	161	198
じみのみそ汁 29		
2.7	52	1.8

昼

83	150	230
みかん 37		
0.5	16	0.2

52	121	329
MILK 牛乳 122		
6.6	220	0.0

280	650	1444
焼き鯵の 幕の内弁当 548		
23.6	100	1.7

夜

82	236	386
野菜サラダ 55		
0.9	18	0.3

37	154	216
ご飯 250		
4.0	5	0.2

× 1.5

190	410	562
鳥の唐揚げ 245		
17.4	17	1.1

間食

27	196	268
ドーナツ 207		
2.9	31	0.2

18	164	335
コーヒー 26		
0.3	3	0.0

夜食

75	205	372
カフェオレ 130		
7.0	224	0.1

Step2

課題例 A 17歳女子(身体活動レベルⅡ)
内食価格予算 1,200円前後に合わせ
バランスのとれた1日分の食事の選択例

年齢 (17)歳	エネルギー kcal	たんぱく質 g	Ca mg	Fe mg
食事摂取 基準	2,300	55	650	10.5
選択した 献立の合計	(A) 2,184	82.4	863	9.7
過不足	-116	27.4	213	-0.8

Step3

同じ献立の内食・中食・外食価格を出
そう

内食価格合計	1,209 円
中食価格合計	2,854 円
外食価格合計	4,919 円

Step4

間食と夜食のエネルギー合計(B)を出
そう

(B)	363 kcal
-----	----------

間食・夜食はエネルギーの何%を占めて
いますか

B/A × 100	17 %
-----------	------

献立「過不足」指導の留意点

選択した献立の「過不足」の結果を見て改善しよ
うとする時、1日分の献立で、エネルギーと栄養素
全てを食事摂取基準に近づけることは難しい。
そこで次の範囲を「適量」とみなし、アドバイス
するよい。

★まずエネルギーを適量範囲内におさめる。

エネルギー…食事摂取基準の ± 10%

たんぱく質…食事摂取基準(推奨量)

～目標量(20% エネルギー)

カルシウム…食事摂取基準(推奨量)の
-10%～2,500mg(耐容上限量)

鉄…食事摂取基準の-10%～耐容上限量

食塩相当量…1.5g(推定平均必要量)～

食事摂取基準(目標量)の +10%

*病院や学校給食を担当する管理栄養士の意見を参考
に「適量」の範囲を設定している。

あくまで BMI が目標範囲(18.5～25未満)であることを前提としている。ここを外れる生徒に対してはさらに
別の指導が必要であろう。

*献立だけでは改善が難しい時は、食品成分表から適切
な食材を選択し、その栄養価を ± する。

Step1 課題例B-1

17歳男子（身体活動レベルⅡ）
1日中外食をする場合の食事選択例

朝	82 236 386 野菜サラダ 55 0.9 18 0.3	$\times 0.5$
	91 209 228 トースト 304 9.0 23 0.5	$\times 1.5$
	18 164 335 コーヒー 26 0.3 3 0.0	
昼	150 387 842 親子丢 492 17.6 42 1.4	$\times 1.2$
	55 130 160 豆腐とわかめ みそ汁 41 3.5 46 0.9	
夜	267 510 744 カーライス 754 22.8 51 1.8	$\times 0.5$
	388 473 960 トンカツ 513 25.7 79 1.5	
間食	40 154 288 プリン 180 5.8 103 0.4	
夜食	220 220 368 カクテル 351 10.5 105 0.0	

改善

Step1 課題例B-2

17歳男子（身体活動レベルⅡ）
課題例B-1の改善

朝	28 87 102 ゆで卵 67 6.3 24 0.8	
	81 98 230 バナナ 93 1.1 6 0.3	
	82 149 280 ロールパン 311 10.5 67 1.0	$\times 2$
	52 121 329 牛乳 122 6.6 220 0.0	
昼	96 145 164 切り干し大根の 煮物 95 3.7 122 0.9	$\times 0.5$
	150 387 842 親子丢 492 17.6 42 1.4	
	161 161 198 じみのみそ汁 29 2.7 52 1.8	
夜	82 236 386 野菜サラダ 55 0.9 18 0.3	$\times 0.5$
	279 352 648 ズバゲティ ミソソース 584 24.3 55 2.8	$\times 0.5$
	388 473 960 トンカツ 513 25.7 79 1.5	
間食	40 154 288 プリン 180 5.8 103 0.4	
夜食	114 114 240 ヨーグルト 59 3.9 108 0.1	

Step2

年齢、食事摂取基準、選択した献立の合計と過不足を記入しよう

年齢 (17) 歳	エネルギー kcal	たんぱく質 g	Ca mg	Fe mg
食事摂取 基準	2,800	65	800	10.0
選択した 献立の合計	(A)			
過不足	2,682	90.8	441	6.4

Step3

同じ献立の内食・中食・外食価格を出そう

内食価格合計	1,152 円
中食価格合計	2,310 円
外食価格合計	3,920 円

Step4

間食と夜食のエネルギー合計(B)を出そう

(B)	531 kcal
間食・夜食はエネルギーの何%を占めていますか	
B/A × 100	20 %

Step2

年齢、食事摂取基準、選択した献立の合計と過不足を記入しよう

年齢 (17) 歳	エネルギー kcal	たんぱく質 g	Ca mg	Fe mg
食事摂取 基準	2,800	65	800	10.0
選択した 献立の合計	(A)			
過不足	2,580	104.5	854	11.0

Step3

同じ献立の内食・中食・外食価格を出そう

内食価格合計	1,352 円
中食価格合計	2,199 円
外食価格合計	4,192 円

Step4

間食と夜食のエネルギー合計(B)を出そう

(B)	239 kcal
間食・夜食はエネルギーの何%を占めていますか	
B/A × 100	9 %

関連情報を提供している団体等一覧

e-Gov 電子政府の総合窓口	食品成分データベース	日本学生支援機構
環境市民	政府統計の総合窓口 e-Stat	日本規格協会
金融広報中央委員会	生命保険文化センター	日本クレジットカード協会
金融庁	全国銀行協会	日本クレジット協会
経済産業省	全国大学生活協同組合連合会	日本消費者協会
警視庁	総務省	日本損害保険協会
厚生労働省	総務省 情報通信統計データベース	日本通信販売協会
厚生労働省 大卒等就職情報	総務省 統計局	日本弁護士連合会
高齢・障害・求職者雇用支援機構	中小企業庁	日本年金機構
国税庁	東京都	ハローワーク インターネットサービス
国民生活センター	東京都 産業労働局	不動産適正取引推進機構
国立社会保障・人口問題研究所	東京都 産業労働局雇用就業部	文化庁
最高裁判所	東京都消費生活総合センター	文部科学省
裁判所	東京ハローワーク	リクルート ワークス研究所
消費者教育支援センター	ドリームゲート（起業支援サイト）	労働政策研究・研修機構
消費者庁	内閣府	

金融広報中央委員会とは？

金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局内）は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、国民に対し中立・公正な立場から「金融経済情報の提供」と「金融経済学習の支援」を行っている団体です。

■ 執筆

<敬称略・50音順>

元日本産業専門学校講師

阿部 智子

元新潟県立長岡向陵高等学校教諭

池山 純子

東京都立国際高等学校主任教諭

伊東 純子

東京都立国際高等学校主幹教諭

岩澤 未奈

弁護士

宇都宮 健児

元東京都立第三商業高等学校嘱託

大根 和夫

神奈川大学法学部特任准教授

梶ヶ谷 穩

東京都公民科・社会科教育研究会参与

鈴木 辰郎

長岡市立高等総合支援学校教諭

中澤 真紀

横浜国立大学名誉教授

西村 隆男

元新潟県立長岡明徳高等学校教諭

渡邊 祐子

2004年（平成16年）3月発行

2006年（平成18年）3月改訂

2008年（平成20年）3月改訂

2008年（平成20年）11月改訂

2011年（平成23年）7月改訂

2012年（平成24年）10月改訂

2013年（平成25年）11月改訂

2015年（平成27年）7月改訂

2016年（平成28年）11月改訂

2018年（平成30年）3月改訂

2019年（平成31年）1月改訂

2020年（令和2年）3月改訂

2021年（令和3年）3月改訂

2022年（令和4年）1月改訂

2022年（令和4年）9月改訂

2023年（令和5年）2月改訂

2024年（令和6年）1月改訂

これであなたもひとり立ち

自立のためのWORKBOOK

指導書

■ 編集・発行

金融広報中央委員会

（事務局 日本銀行情報サービス局内）

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

TEL:03-3279-1111(代表)

<https://www.shiruporuto.jp/>

■ 印刷

株式会社アイネット

© 金融広報中央委員会 2004

無断転載を禁じます。

知るぽると

金融広報中央委員会

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

(事務局 日本銀行情報サービス局内)

<https://www.shiruporuto.jp/>